

文學博士横井時冬著

芸窓集載

全

明治  
27 3 28  
内交

東京 明治書院

はしがき

公の暇ごとに、硯の海にむかひて、何くれとなくかきあさり、おもひいづるまゝをしるしつけけるもの、年と共につもりて、この一冊の襍載とはなりぬ。この書は、凡十七年ほど前より、かき初めたるものにして、その中には、大八洲學會、史學會、皇典講究所などの需に應じたることあれば、その雜誌にいたして、既に公にしたるものもまじれど、今日ををいたしてよむときは、中々に恥しきふし多かれば訂正を加へて梓にのほせり。さはいへ、なほ遺漏のことあるを免れざるべし。まことやおのれは、五歳にして父に別れ、その後母に養はれしかど、母も亦多病にて、つひに十一歳の時に身まかられしかば、家を名古屋城下より、小木曾川のほとりなる祖父江の里に移し、そこにて成長せり。

祖父江の里は、先考に縁深き所なればなり。かやうなる片田舎のことゝて、碩學鴻儒のあるべうもなければ、只横井千秋が家學をつぎたる人々について、いさゝか教をうけしのみにて、これといふ學問を專攻せしことなく、家に傳へたる書をよみて、獨學せしに過ぎさりき。明治十七年二十四歳の時、俄に笈を負ひて東京に上りし以來、はじめて三四年の間、良師について學問をなすことを得たり、この時よりして、西洋の學問の一端をも窺ひしれり。おのれの東京留學をおもひたちたるは、其ころ祖父江の里に隣れる山崎の里に住はれし、佐藤楚材先生のすゝめと、外に聊か感ずることありしとによれり。おのれの境遇かくの如くなれば、従ひてこの書に載する所の考證も淺薄にして、世を益することなかるべし。ましてつれづれのをりに、おもひいづるまゝをかきしるしたるよしなし言多かれば、そを

公にするが如き意は、ゆめく〜なかりしに、明治書院の主人屢來訪して、出版をせちにすゝめらるゝをもて、其厚意に感して、大方の笑を顧みず、梓にのほすことゝなしぬ、いと嗚呼のわざになんありける。

明治三十六年十二月の末つかた後知雨亭にて

横井時冬しるす

# 芸窓襍載

## 目次

本朝の入木道	一
入木道の二聖三賢	一五
絲印考	二三
小堀遠州	二六
本阿彌光悦	四〇
角倉與一の文學	五三
東山時代における室内裝飾の一斑	六二
豊臣氏時代における壺鋸	七一
二條家と冷泉家	九三
室町幕府の明貿易	九八
造明正使僧策彦	一〇
相國寺の船免狀	一六

徳川家康と濃毘敷殿	110
商業の株式	115
屋號考	141
白絲割付考	147
大名と掛屋	153
札差考	156
爲替考	170
樽廻船	180
徳政考	182
河村瑞賢と漕運	186
富山の賣藥	200
京都將軍時代における消息文	208
和漢漢和	213
思草の辨	219
前栽考	233

盆栽考	226
神泉苑考	230
桂離宮	233
修學院離宮	239
御惠の風 芝離宮拜觀の記	242
後樂園考	246
兼六苑	252
永年竹	254
竿鷹 <small>附祖父江横井系圖</small>	255
根付彫刻	264
假面彫刻	270
三大佛考	285
奈良人形 <small>附宇治人形</small>	297
菟道の製茶	304
龜井戸天満宮 <small>竊換の神事</small>	310

宜興茗壺の説	三二二
鑑子考	三二二
綴錦考	三二五
横井千秋	三二三
吳春	三二六
森寛齋	三二八
幸野楳嶺	三三一
岸竹堂	三三二
山名貫義	三三七
貫名崧翁	三三九
楊成長是の系圖	三四一
中川紹益の系圖	三四四
山本春正の系圖	三四七
城端の漆畫	三四九
亞歐堂と埭仙堂	三五二
	三五四

仁阿彌の系圖 附尾形周平、角倉家一方堂の陶器	三五六
硝子考	三六〇
名越家の系圖	三六六
七寶の説	三七三
塚本貝助	三七七
清水誠	三八二
川崎千虎	三八九
横井也有 附藤瀬横井系圖	三九二

# 目次終

# 芸窓襍載

文學博士 横井時冬 著

## 本朝の入木道

附唐様の事

筆道のことを入木といふは、晋代の王羲之が成帝の時にあたりて、北郊の祀の祝版にかけるものあるを、後た削り見るに、その筆勢深さ七分ばかりも墨色のしみ入しよりいひはじめて、唐代の孫過庭、白居易などいふ人々が入木といひたるを、本邦にても、やがて筆道的一名とはなしたるなり、されば、世尊寺伊行朝臣の夜鶴庭訓抄にも、入木とは手かく事を申す、この道をこそ、何事よりもつたふべけれといはれき。入木道については、金玉積傳集、麒麟抄、夜鶴庭訓抄伊行朝臣以下行能卿、經朝卿、行房朝臣抄と稱するものあり、其の才葉抄、入木抄、入木初學式、鳳朗集、鳥羽玉集、筆道尊應集、夜鶴集、墨池掌譜などいふ書物もあれど、この中前中書王の金玉積傳集、行成卿の麒麟抄と稱するものは、全く後人の假託してつくりしものと思はる、これらの書物あり

本朝の入木道

るも大抵口傳と稱して其事を丁重にしたり、中にも額、大嘗會御屏風、年中行事障子、願文の類は最も大事と稱するものにて、故實いと多し。

後世世尊寺、持明院、青蓮院などにてとなへし入木道は、前に掲げたる書物によりてこれを秘説と稱し口授したるに過ぎざりき、入木道相承の大祖とあふがれし行成卿といへども、恐らくは入木道と稱するほどの故實を定められしことなかるべし、況んや行成卿以前は、唐の書法を用ゐられしをや、されば入木道と稱し、其事を相承して尊重することになりしは、世尊寺伊行朝臣ころよりのことと思はる、これより進みて、我筆道すなはち入木道の發達せし所以をいさゝか左にのぶべし。

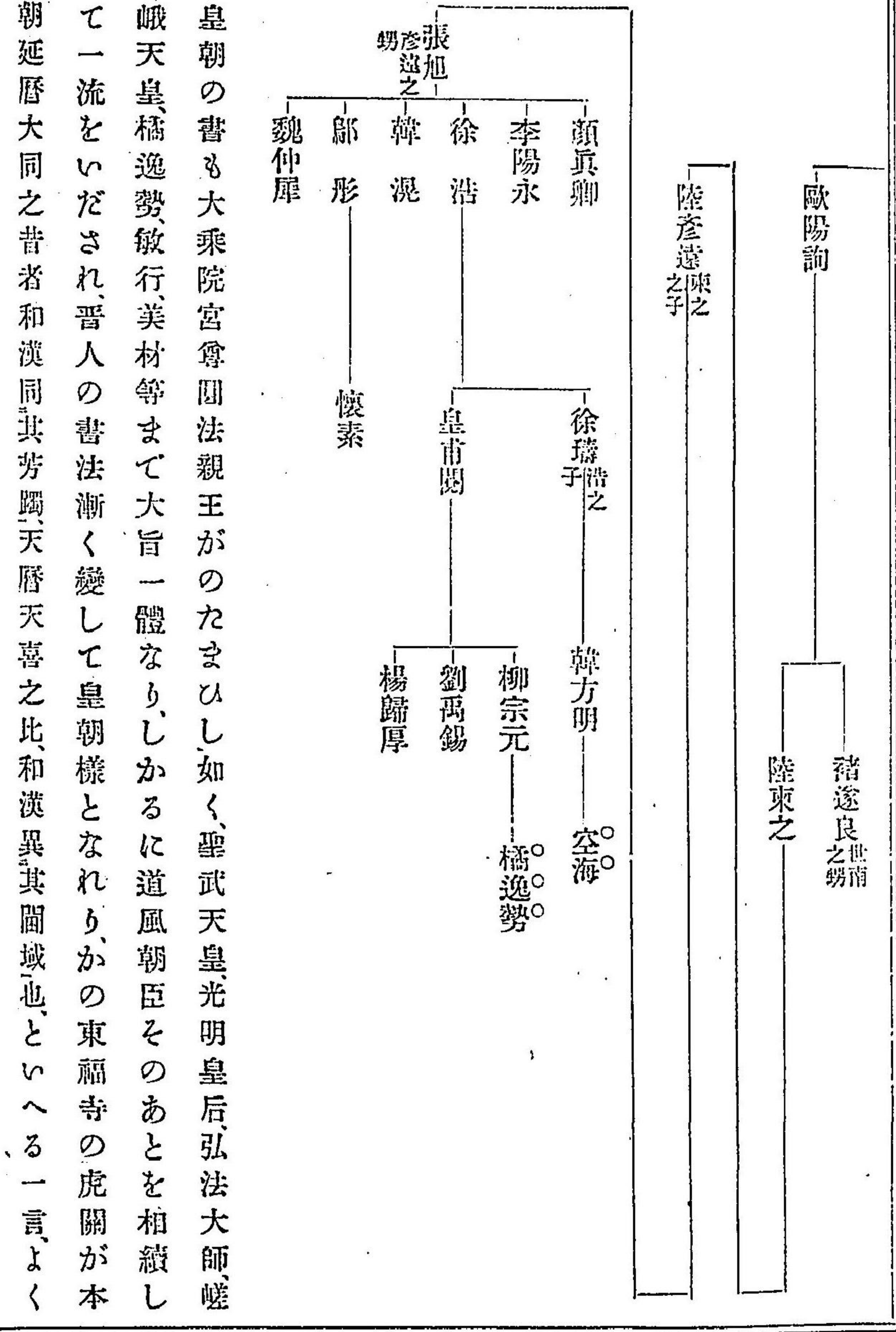
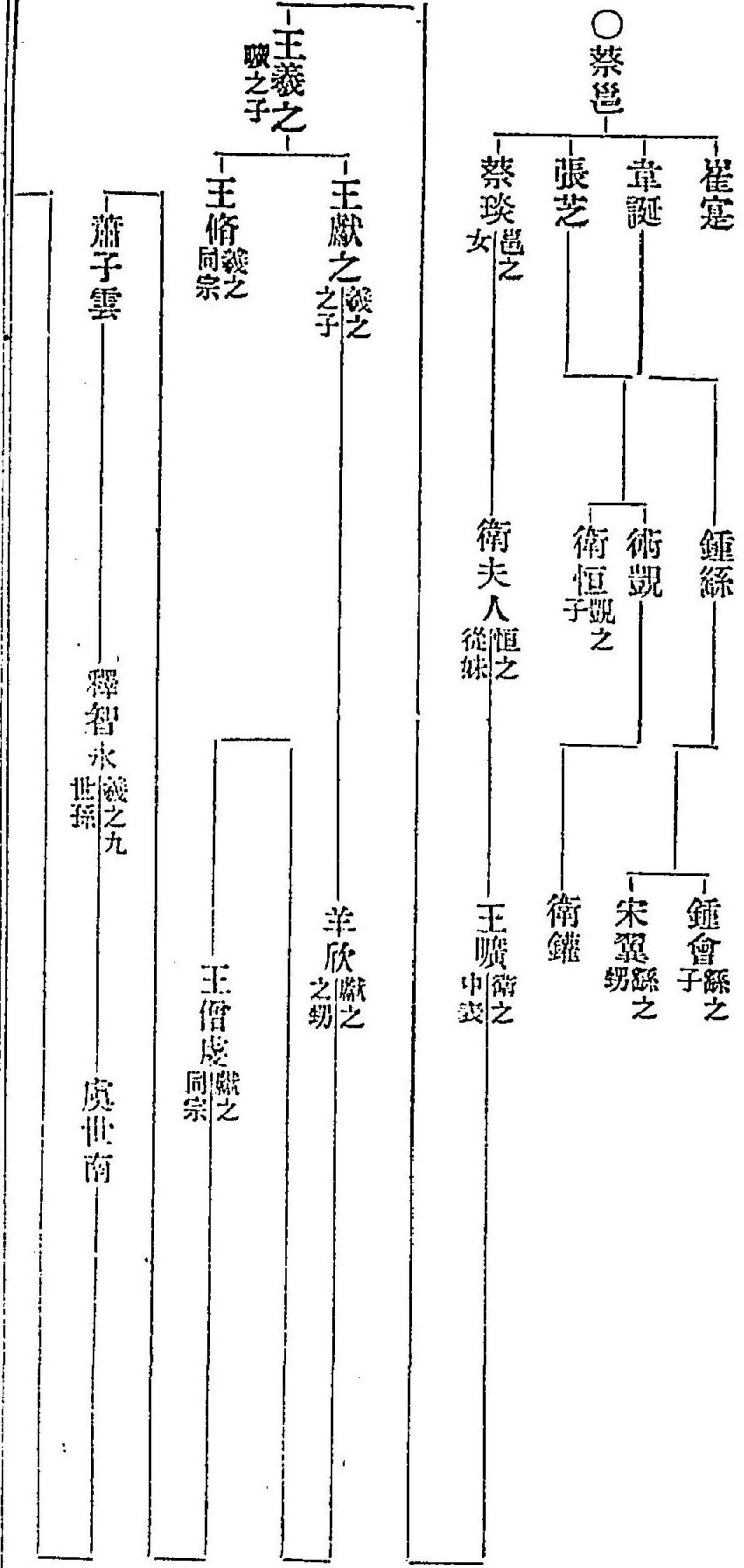
皇朝に文字といふものを用ゐられしは、應神天皇の御時よりはじまりて、文字もて事をするすことはありつらめど、其よしあしをえらまるゝまではなかりしと見えたり、國史にもあらはれしことなし、天智天皇の御宇十年に、學職、閑、兵法、解、藥、明、五經、閑、陰、陽、者らに授冠位とあれど、書藝の事みえず、其後天武天皇の御宇二年に、聚書生、始寫一切經於川原寺とあれど、其人をしるさず、持統天皇の御宇五年に、書博士百濟末士善信に白銀を賜ひしことみゆ、されば、令前にはや書博士、書學生を置れしものとしらる、大賀の令には、式部省中大學寮を置き、書博士二人掌教書、凡書學生以寫書

上中以上者、聽貢とみえたり、これよりさき、はや書法を傳へて講ぜしものと思はる、そは孝謙天皇の御宇天平勝寶八歲に、淡海朝天智書法一百卷施入崇福寺とあり、此書いかなるものによ考ふる所なし、推古天皇の御宇以下、文武天皇の御宇にかゝれる金石文、今なほ存せるものあるがゆゑに、當時いかばかり書法の進みしかを見るべし、すなはち觀世音菩薩造像記、藥師佛造像記、釋迦佛造像記、二天造像記以上法隆寺、宇治橋斷碑、船首王後墓版、小野朝臣毛人墓志、上野國山名村碑、采女氏塋域碑、妙心寺鐘銘、那須直韋提碑、藥師寺東塔櫓銘、文忌寸禰磨墓版、威奈真人、大村墓誌などの類なり、寧樂朝にいたりては、金石文のみならず、名家の肉筆も残りぬて、そのさまを窺ふにたれり、上は聖武天皇、光明皇后をはじめ、下は諸寺の寫經生にいたるまで、大むね絶妙の筆法なりき、東大寺の獻物帖に、書法廿卷淡海朝の書法と、搦晋右將軍王羲之草書、同羲之扇書扇は遊にて、行草の間、其疾速を取をいふ意なり、などいふものみえて、王右軍の筆蹟を一般に習ひしものと思はる、されば、萬葉集に、羲之大王などかかしてしとよませたり、大王は獻之を小王といへるに對しての詞なり、されば、王右軍の書を、手師として、當時習ひたることをしるべし、平安朝にいたりては、上に嵯峨天皇の如く、ふかく筆道をおのませ給ふみかども、あはしゝに、剩へ空海法師、橘逸勢とゝもに唐國に留學し、或は



韓方明につき、或は柳宗元につきて筆法をうけられ、歸朝の後筆道さかんに行はれてより、ついでに名人もいできたれり。されば、入木道にては嵯峨天皇、弘法大師をば二聖とあがめ、道風朝臣、佐理卿、行成卿をば三賢とあふきて、世々のかゝみとはせり。また道風朝臣を野跡、佐理卿を佐跡、行成卿を權跡などいひてもてはやせり。

筆道略系



いひつゝされたり、これより各野跡の風となりなき。ことにこのころほひより、唐人が誇りし連綿遊絲の草にも勝りたる、いとものうるはしき草假字はかきいだされたり、行成卿も野跡をうつされしかど、聊か又我様をかきて、世尊寺の一風を起されし大祖にして、皇朝書道の特色ともいふべき草假字を大成せられき。この後は一條天皇の御宇よりこのかた、白河、鳥羽の御宇まで、能書も非能書も皆權跡の風躰なり。

世尊寺筆道略系

○行成 正二位權大納言兼按察使  
萬壽四年十二月四日薨

行經 從二位參議兼兵部卿  
永承五年十月十三日薨

伊房 正二位權中納言  
嘉保二年九月十九日薨

定實 從四位上右京大夫

定信 從四位上宮内大輔  
久安二年六月廿三日卒

伊行 從四位上宮内卿  
著夜鶴庭訓抄

伊經 正四位下太皇太后宮亮  
嘉祿三年正月三日卒

行能 從三位右京大夫 寂然  
建長七年薨

經朝 正三位右京大夫 寂朝  
建治二年二月二日薨

定成 從五位下石見守

經尹 從二位宮内卿

二代南朝 行房 從四位下頭中將  
延元二年三月六日戰死

行實 右少將

三代北朝 行尹 從三位宮内卿

行忠 正二位參議侍從

行俊 從二位參議侍從

行豐 從二位參議侍從

行高 正二位參議侍從

行季 正二位刑部卿侍從  
享祿二年薨絶

法性寺關白出現の後、また天下一向この様になれり、其上後京極攝政いでられしかば、一層この風盛になれり、後嵯峨天皇のころまでも此躰なりしとぞ、しかはあれど、この法性寺關白もはじめは權跡をしたひて習はれ、後一流をいだされしかば、行成卿の系統のうちへ入るべきものか、さて三賢のうちひとり行成卿のみぞ、子むまこながく相續して、家の風吹つたへぬれば、世にはこの流をこそ、家様といひてもはやしけるとぞ、されど世尊寺も年を経るまゝに、少しく筆力も衰へかゝれるを、行成卿八代の孫行能卿いで、中興せられたり、然るにまた行成卿十一代の孫行房朝臣、延元二年三月六日、金崎城にて戰死せられ、一時絶えなんとせしを、弟行尹卿北朝に仕へて其あとをつがれしかど、行成卿十七代の孫にあたる行季卿にいたが、さしもめてたかりし家もあとなくなりしかば、時のみかど後奈良天皇、この道の絶えなんことをいたくをしみ給ひ、持明院家は、代々世尊寺家の門弟なればとて、持明院基春卿に世尊寺のあとをつがしめられたり、これよりこの家にて公事の書役をつと

むること、世尊寺の如くなれりとぞ。

持明院筆道略系

世尊寺行高門弟  
○基春 正二位權中納言基藤卿二男  
正三位參議左衛門督

基規 入道正三位權中納言

基孝 正二位中納言

基久 從四位上左中將  
慶長廿年五月七日戰死

良恕 竹内門主二品法親王  
基孝卿入木之門弟

基定 正二位權大納言  
大澤基孝朝臣男

基時 正二位權大納言

基輔 正二位權中納言

基雄 從二位權中納言

基胤 從二位參議左衛門督

宗時 正二位權中納言  
寛政七年七月廿八日薨

基武 正三位左中將

されは、世尊寺は行房朝臣のとき、大乘院宮尊圓法親王伏見天皇第六皇子延へ傳へ奉りて、青蓮院流を出し、青蓮院流の内にて、尊應流、尊鎮流、尊朝流、尊純流なり行高卿のとき基春卿へ傳へられて、持明院流を出しぬ。入木道も世を經るに従ひくづれきたりしが、ことに室町將軍のころにいたりては、其極度に達したるに、秀吉、秀次の兩公古筆をいたく好まれ、諸寺の寶物を一され二されづゝきりととりて、古筆鑑といふものをつくりてもてはやされしより、これにならひて古筆を愛するものいて來れ

るにつれて、近衛三藏院近衛前久公男、實名信尹、變本阿彌光悅、十四年二月三日歿、永瀧本坊昭乘、八婦社僧、寛永十六年九月十八日歿などいふ名人をいだしぬ。持明院家も基久朝臣、慶長二十年五月七日、大坂にて戰死せられ、一時たえなんとせしを、基久朝臣の父基孝卿の門人竹内門主良恕法親王より、基久朝臣の養子基定卿に傳へ給ひて、やうく入木道を再興せられき。されども後水尾天皇深き御御慮あらせられて、加茂の藤木敦直を書博士になし給ひて、公事の書役をつとめしめ給ふことゝなれり。この藤木も其曾孫司直にて斷絶し、司直の門人加茂の岡本邦氏、其あとをつぎて書博士となりしが、一代にしてたえしかば、同じ加茂の岡本保考同姓なれど邦氏と司直の門人花山院常雅公より書法をうけて書博士となりき、これより其子孫代々うけつぎて、慶應の際まで公事の書役をつとめたりとなん、はじめ、上代様の衰ふるや、僅に曾我刑部大輔孝成、これをうけつぎて飯河秋共清四郎共賢子、號一雨齋、妙佐、細川文旨異種弟に傳へしを、加茂縣主成定、これをうけて其法を甥敦直に傳へしもの、加茂流とはなれり。

加茂流筆道略系

曾我刑部大輔孝成門弟  
○飯河治部少輔清原秋共

清四郎共賢子、號一雨齋、妙佐、細川文旨異種弟

成定 正五位上加茂縣主駿河守 敦直伯父

敦直 從五位上加茂縣主甲斐守 藤木氏 書博士  
慶安二年正月四日卒年六十八

寂源 山淨蓮院僧正高瓦山座主  
敦直子右大臣晴季公猶子

荒木素白 敦直門人  
貞享二年歿年八十六

佐々木志津磨 敦直門人 松竹堂 晚年剃髮號真念居士  
元祿八年歿年七十七

生直 正四位下加茂縣主 甲斐守 元道直  
敦直嫡孫

司直 正五位下加茂縣主 甲斐守 元仲直 書博士  
元文三年卒年五十五

邦氏 正四位下加茂縣主 甲斐守 元氏達 岡木氏 書博士  
司直門人 明和二年十月廿一日卒年六十四 氏梁 正五位下加茂縣主 備前守  
邦氏門人

常雅 花山院右大臣  
司直門人

保考 正四位下加茂縣主 甲斐守 書博士 岡木氏 花山院常雅公門人  
文政元年四月十九日卒年六十八

胡保 保考子 甲斐守 書博士  
天保七年七月廿四日卒

真仁親王

一條忠良 保考門人

花山院愛徳 保考門人

山口行厚 甲斐守 保考門人 書博士

保誠 胡保子 甲斐守 書博士  
明治十一年十一月十一日卒

愛仁親王

教仁親王

花山院家厚

所保 保誠子

公事の書役は、加茂流にてすることなれど、入木道の傳授は、なほ持明院家にありしかば、上代様の書をかく人は、大抵其門に入りてゆるしをうくることなりしとぞ、眞淵千蔭の如き人達さへ、其門に入られしといふ、寛政のころ、幕府の右筆森傳右衛門實名尹祥寛政十持明院家より受つぎて、旗本其他諸藩の士へ入木道の傳授をゆる

され、復古の志ありしかば、屋代弘賢などに傳へて、しきりに加茂流を難せられしかど、持明院も只いたづらに名のみとなりてせんすべもなかりき。されども世尊寺持明院兩家の書道を明かにして、そのながく公事の書役をつとめられしことを世に示されしは、吾徒の尤も感謝する所ぞかし。

前にいひし如く、皇朝もいにしへの能書は、唐山の名家にもをさく、劣らざりしかば、玉煙堂法帖、戲鴻堂法帖などにも、日本草書如唐人學、二王筆也などさしはさみてほめたりしが、段々世を経るに従ひて、其書風もくづれ來りしかど、かの宋元より明にかけて渡航せし僧侶、大むね詩文をよくし、何くれとなく彼土の風俗に化せらるるものから、書も一種の唐様をかきて見るべきものありしも、公武の間の書式には、一定の皇朝様ありて用ゐられず、また世間にて賞翫せられざりしものと見ゆ、そは僧虎關の異制庭訓に、小生稽古者唐様者暫可被閱、行成定成兩様之間、可有御習候とありて、元享、建武のころ、已に唐様の名ありしかども、なほ世尊寺風を貴ひて習ひしものと思はる。室町將軍のころにいたりては、書風尤もくづれて、手かく人少き時代なれど、遣明船にて渡航せし京師五山の僧侶は、彼土の書風をまねびて、能書といひがたけれど、まゝ賞翫すべきものありき、其後慶元のころ、惺窩、羅山などいふ名

儒いでしが、書には心を入れざりしとみえ、皇朝様にもあらず、唐様にもあらずる俗書なりしなり。さるを獨六々山人石川丈山宋人の隸書をよくかきて、くづれたる上代様をそしり、唐様の端を開かれしが、唐様の萌芽をいだし、は、明末にあたり亂をさけて彼土の名士が來朝せしと、兎道に黃蘗の寺を建つるに及びて、彼土の高僧が多く歸化せしとによれり、されど直接に唐様の書法をとなへられしは、雪山、廣澤二老よりこのかたの事ぞかし、雪山、明人、愈立德より文衡山、四傳の書法をうけ、これを廣澤につたへそれより其風盛になれり。

明文衡山正傳筆法畧系

文衡山 名壁字微仲一字微明以字行

文彭 衡山長子 字海承傳家學一

文嘉 衡山次子 字休承號文水傳家學一

文啓美 嘉之子傳家學一

全梁 字棟材號松舍應天府人傳啓美法一

任徳元

字吉卿號「花源」傳「梁筆法」

俞立徳

字君成號「南湖」杭州人傳「徳元筆法」我寛文初年來「長崎」客「雪山」父家「凡三年」

北島雪山

名三立「肥後隈木人」  
元禄十一年二月十四日歿

細井廣澤

名知徳字公謙「通稱二郎大夫」  
享保二十年十二月廿三日歿年七十九

關思恭

字子肅號「鳳閣」  
明和二年十二月廿九日歿年六十九

三井親和

字瑞卿號「龍湖」  
天明二年三月七日歿年八十三

松下葛辰

字龍伸號「烏石」  
安永八年九月廿三日歿年八十

唐様にとりては、廣澤まことに其道の木鐸となられて、いと熱心に唐山の書法をと  
なへられしかば、撥鐙法などいふ事さへきこえそめたり、廣澤つねに加茂流の佐々  
木志津磨瑩が、誤りたる書法をつたへて、世人に用ゐられたることを心外に思ひ臨  
池復古篇といふものを著して、大に論はれたるにても其志のほどをしるべし。此他  
管城譜を著して、筆の製法を改良し、また法帖諸碑の正面摺を工夫して傳へられし

など、其功いと多かりき。この人の門より關思恭、三井親和、松下葛辰などいて、ます  
く其道をひろめられたり、唐様をとなへて唐山の書法を論ずるものゝいてしは、  
全く廣澤の力といふべし。況んや廣澤のいてしより後は、儒者、詩人、畫工の類まで、書  
の必要を感じて習ふことになりしが、ことに徂徠、淇園、春水、海屋の如き、いともめて  
たき能書もいてきぬ。

### 入木道の二聖三賢

嵯峨天皇  
參謀 佐理卿

弘法大師  
權大納言行成卿

小野道風朝臣

### 弘法大師

大師俗姓は佐伯直讚州多度郡の人、佐伯直田公の子にして、幼名を眞魚また貴物と  
いふ、法名初は教海、また如空、また無空、後空海と改め、みづから遍照金剛と號せられ  
き、延暦十二年とし二十にして出家し、同じき二十三年、入唐して眞言の奥旨を極め、  
大同元年に歸朝して、密宗を弘めらる、書法は彼土において韓方明より受けられ、か  
の土に滯留中、王宮の壁字王羲之の筆、一間破損せしも、其仁なきによりて、晋代より  
唐朝まで闕たりしを、唐の天子の勅にて補はれしといひ、また彼土にて左右の手足  
ならびに口に筆をさしはさみて、五行の字を一度にかき、五筆和尚の名を得られし

ともいふ。歴代弘明は、大師の師なれば、韓方明が授筆要説に、五種の把筆といふふ意なるべきことなり。本朝にては、大内南面三門の額を初め、諸社寺の額をかゝれしものかぞふるに違あらず。ことに應天門の額を門上にかけて後、應字の上の圓點を下よりなげくはへられたりといひ傳ふ。また嵯峨天皇つねに大師と御手跡をあらそはせ給ひけるが、或時御手本あまたとりいださせ給ひて、大師に見せ參らせられけり。其中に殊勝の一卷ありけるを、天皇仰ことありけるは、これは唐人の手跡なり。其名をしらず、いかにもかくは學びがたしめてたき重寶としきりに御秘藏ありけるを、大師よくくいはせまゐらせて後、これは空海がつかうまつりて候ものをと奏せさせられければ、天皇さらに御信用なし、大に御不審ありて御うけなかりければ、大師御不審まことに御尤なりとて、軸をはなちてあはせめを御覽候べしと申あげられければ、すなはちはなちて御覽するに、某年某月於青龍寺書之沙門空海とありければ、天皇はじめて御信仰ありて、まことに我にはまさられたりけりとありて、其後は御手跡のあらそひもなかりけり。大師は王右軍をも凌駕すべきほどの名筆にて、世に嵯峨天皇とこの大師とを尊稱して二聖といへり。飛白も本朝にては大師がかきはじめられしとぞ、其書風もいろくにかきなされて一様ならざるが、俗人は波

點の跋文の類をいふ詩のものをさして、大師様と一概に呼べり。今も古筆の切に東寺切、高野切、南院切、卷物切など稱して片紙隻字も金玉の如く貴びて秘襲することなるが、わけて東寺の七祖畫像の名號、及贊辭、書訣、嵯峨天皇に奉る詩、莖、與越州節度使書、高野山寶龜院の座右銘、草書にて後漢の崔子玉の座右銘のなり、其字長く四字或は之短無説、已之長、の十字のみを大字切といふ、元野山の寶龜院にあり、一二字が、今は無道人のとなれ、其野山へ金字の狩野家の代々傳へて秘藏せしとぞ、こはむかし探幽伯が、中年のころ野山へ金字の狩野家の代々傳へて秘藏せしとぞ、こはむかし探幽伯出來せし、かば、一山僧侶の併せて悉、盛一字方法をうけられし、料として、黄金貳千兩を贈ら十六けるが、探幽伯歸ら、かたみづから野山、春秋の衆色をも、その代と、兩端につけ、且、春、法、師、の、跋、文、を、加、へ、て、一、卷、と、な、し、代、々、秘、藏、し、け、り、と、な、ん、然、る、に、其、後、故、あり、て、江、戸、の、商、倍、倉、田、屋、某、の、手、に、落、し、が、今、は、ま、た、益、田、孝、氏、倉、田、屋、より、購、ひ、得、て、秘、藏、し、毎、年、大、師、の、忌、日、に、示、す、と、い、ふ、高、野、山、神、護、寺、の、沙、門、勝、道、隱、山、水、瑩、立、珠、碑、文、の、草、本、の、如、き、類、は、世、に、名、高、き、珍、品、に、て、大、師、が、筆、蹟、の、秀、逸、せ、る、ほ、ど、を、お、も、ひ、や、る、に、足、れ、り、そのむかし、關白秀次、石田治部などが勢にまかせて、名刹に秘襲する大師の書を強請し、一行二行づゝきりとりて賞翫せしも、理ぞかし、大師の書はひとり本朝にて崇敬するのみならず、唐山にても一方ならず崇敬せしかば、玉煙堂、戲鴻堂などの法帖にもかゝりて稱美せり。また丹青の道をもよくせられしとみえ、往々世に傳れり、承

和二年三月二十一日、紀州金剛峰寺にて入寂せらる年六十二、延喜二十一年十月二十七日、弘法大師の諡號を賜はりたり。

### 小野道風朝臣

道風朝臣は、太宰大貳葛絃の子にして、官内藏頭までのぼられ、正四位下に叙せられたり、その能書なることは、三蹟の一人にて野跡、賢跡など稱するにてもしるべし、この朝臣醜嗣、朱雀、村上三朝に歴仕し、書をもて面目を施されしこといと多し、朝臣が天徳二年正月山城守に遷り、近江權介を兼任せんことを奏請せられし文に、春秋十二歳、初奉龍顔之聖主、勞績五十四年之日、已爲鶴髮之衰翁、少藝小能、非神非妙、然而紫宸殿之皇居、七回書賢聖之障子、大嘗會之寶祚、兩度躋畫圖之屏風、臨時奉勅、不可勝計、方今微功之下、日月彌深、薄効之中、恩慈未至、觀三朝之德化、身猶雖沈、本朝、隔萬里之波濤、名是得播唐國、この文管三品の代作とある如く、この朝臣ほど多く内裏の御用をつとめられし人はあらざるべし、天徳三年八月十六日の鬮詩行事略記にも、木工頭小野道風者、能書之絶妙也、羲之再生、仲將獨步、施此屏風、書彼門額、處々莫不靈、家々莫不珍者也、仍爲一朝之面目、爲萬古之遺華、と當時の人さへかくは申しき、されば、みづからも書については頗る自得なりしとみえ、大師のかける額を見て、朱雀門は米雀門、美福門

小野道風朝臣肖像

永承三年十一月十二日孫大内

記小野舉時畫

は田廣しと難せられたり、また天暦の御時、大江朝綱と手書の争論をなし、主上の御判によりて優劣を決すべきよしを上奏せられしに、主上朝綱書劣於道風事、譬如道風劣朝綱之才と御判あそはしけるが如き、この朝臣の氣質を見るにたりぬべし、康保元年十一月十二日、年七十一にて身まかられぬ、この朝臣の肖像は、永承三年十一月十二日、孫大内記小野舉時ぬしゑかき、その子天台の坐主明尊が讚をかゝれたるものあり、紺





色の絹に金泥をもてものしたる長さ四尺餘濶さ一尺七寸餘にして、讀かける色紙形赤青二枚に、これもまた金泥もて花鳥の下繪をかく、この讀は朝臣の歌にて、後撰集秋上に載たる、穂にはいてぬいかにかせまはなすゝきみを秋風にまかせはててむとあるものなり。この肖像は、我尾張の人青木信寅が所有せしものにて、今は某の寶庫にいれり。なほこの外に陽明家所藏にて、今は御物となれる頼壽法橋の筆の肖像、并に舊法隆寺什物とするせし摸本の肖像、東京帝室博物館にあり、いづれも右の手に筆をもちて、祝箱を左におかれたり。こはこの朝臣が、ことさらにからめかされしものか、この朝臣の筆蹟については、本阿彌切、小島切、愛知切、奈良切、百八字形、巻物切、經切などいふものあれど、御物の詩卷また御屏風詩稿、有栖川王府の秋萩帖、山城國深草道澄寺鐘銘の鐘今大和國吉野郡榮山寺にあり、鴻池家にありしといふ、森川竹窓が浪華帖におさめたる消息の類をみて、この朝臣が筆勢のほどをおもひやるべし。

參議佐理卿

佐理卿は、小野宮太政大臣實賴公の孫にして、少將敦敏の子なり、官參議にまでのおり、正三位に叙せられたり。書は三蹟の一人にて、佐跡と申し、其書の健筆をほめて、佐理一墨之様など申しき。この卿圓融寺供養の願文を清書し、また河原院後に佛閣と

なりし時も願文を清書せられたり、この他内裏の額、伊豫三島明神の額、岩清水八幡宮の額、大雲寺の額などいと多くかゝられたり。一條天皇の時、太宰大貳にて筑紫に住まれけるに、源重之この卿のもとに、手本かきにつかはすとて、都へといきの松原いさかへり、君が千とせにあはんとすらんといふうたかきてつかはされたりとぞ、されば、この卿につきてものかくことならひしもの多かりしなるべし。また一條天皇の永延二年、嵯峨の僧齋然が其弟子嘉因を宋に遣し、その國の天子にものみらせし中に、この卿の手書二卷といふものあるをみれば、當時既に其絶美を賞してのことなるべし。長徳三年七月晦日、年五十四にて薨せらる、この卿の筆蹟は、森川竹窓が浪華帖、北條鉉が集古帖などに臨寫して傳へしが、なほきれくのものにては、通切筋切、四半切、巻物切などありて、世の秘襲する所ぞかし、この卿のむすめも亦よくものかゝられたりとなん。

權大納言行成卿

行成卿は、一條攝政伊尹公の孫にして、少將義孝の子なり、官太宰權帥、大納言までのおぼられ、正二位に叙せられたり。一條天皇の御宇、四納言齊信、公任、俊賢の一にかぞへられし人にて、本朝入木道相承の大祖と仰ぎ、權跡とぞ呼ひなしける、またかの道風朝臣、

佐理卿とこの卿とを合せて三賢とも三蹟ともいへり。萬壽四年十二月四日、年五十六にて薨ぜらる。この卿天性温順の氣質にてありしことは、美福門の額字を修覆すべきよしのの宣旨ありける時、大師の像に香花を供へ祭文大江以言をさし、げて筆をとられしにてもしらる。書道については、大乘院宮尊圓法親王が、道風以後又各野跡が風なり、行成卿は道風が跡を寫すといへども、聊かまた我様をかき出せり。其後は一條院御代より以來、白河鳥羽の時代まで、能書も非能書も皆行成が風體なりとのたまひし如く、天下一向にこの卿の風になれり。ことに其子孫を世尊寺家長保の頃中納言保光卿の家を寺につくりて、世尊寺といふと稱し、代々入木道をうけつぎて、けらる、この故に、この卿の書風を世尊寺流といふと稱し、代々入木道をうけつぎて、名譽をほどこされたり。またこの卿が能書により、面目を得られしことは、いと多きが中にも、殿上にて扇合といふことありけるに、人々珠玉をかざり、金銀をみがきて、我をとらじといとなみあへりけり。この卿は、黒くぬりたる細骨のたけたかきに、黄なる紙はりて、樂府の要文を真草にうちまぜて所々かきて出されたりけるを、主上御覽じてこれぞいづれにも勝りたれとて、御文几にとめおき給ひけるとなん。この卿の遺墨は、古筆家が端白切、室町切、針切、萬葉切、法輪寺切、安宅切、淺黄切、升色紙、四半切、卷物切、經切など稱して貴ふことなるが、有栖川王府御所藏の羲之尺牘の臨本、徳

川侯爵足利氏所藏の重之集は、世になき神品なりとぞ。また寧樂の筆墨商古梅園の所藏なる大字書の一紙四言八句なり行いともまれなる墨寶なり。この書は元河内國交野郡神尾寺西谷の望月坊の什寶なりしといふ。寛政のころはやくも樂翁侯が、白字摺にして世にひろめられたるものあり。近年また堀皆春が摸刻せしもの、世にひろこりて珍賞するところとなれり。

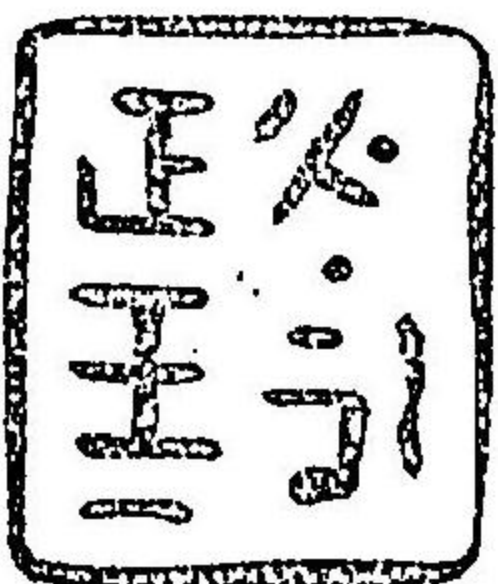
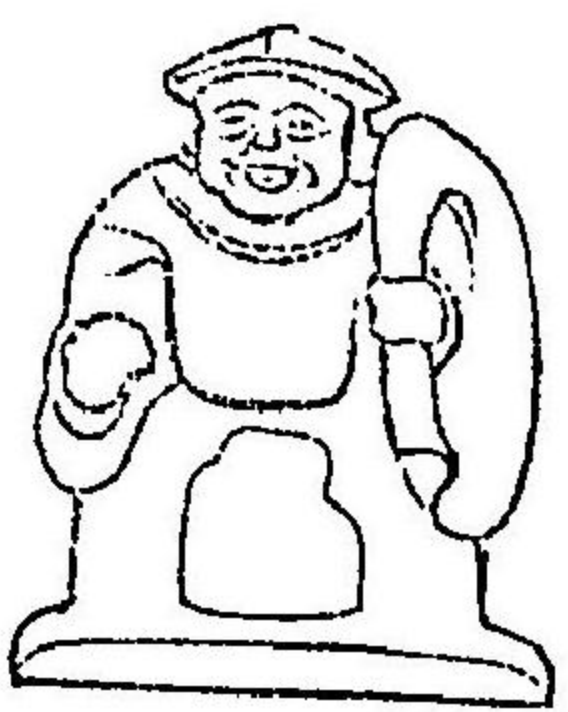
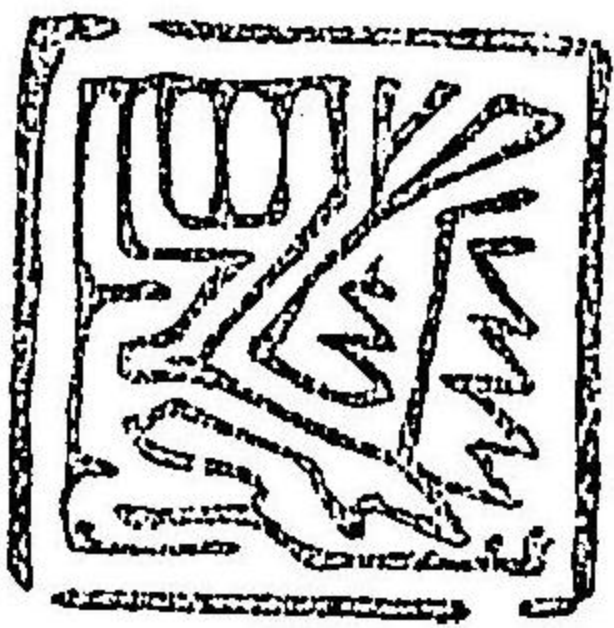
絲印考

足利氏にいたり、天下麻の如く亂れ、農民も戈をとりて軍役に從事せしほどのことなれば、養蠶の道いたく衰へて、また内地の需要を充たすこと能はざりき。されば、明德、應永の頃より、織物の原料に用ゐる生糸は、明船の輸入を仰ぎて、漸く其需要を充たし、とぞ。當時彼邦より輸入する糸には、必ず毎斤鑄印一箇をそへて合同の證とせしかば、其銅印を糸印と稱せしといふ。後には、この糸印を文具に供せしものも亦少からざりき。即ち豊太閤、近衛三藐院兩公の如き、この糸印を用ゐられしが、近き世となりて、印刷の術開けしも、なほ龍草、蘆、櫻木勘十郎古筆鑑の如き徒は、この糸印を賞して用ゐしとぞ。この他、今なほ糸印の現存するもの多きを見て、當昔輸入の巨額なりしことをおもひやるべし。また天文の末、印度より再び木綿の種を傳へて、各地

にうゑつけしより、綿絲を織物の原料に供するものにて、養蠶の道衰へ、生糸の輸入を仰くもの多くなり、糸印中其銅色の古澤ことに雅致あるもの多きことは、かの中井敬所翁の古鑄印考に、皆有古色蒼然可掬、若以宋元之古銅器較之、更無優劣矣、といへるをよくあたれる、されとも時代のやゝ新しき足利氏末葉に輸入したるものにいたりては、銅質の大に劣れるものあり、また其鈕には獅象、蟠螭、猿猴、牛、鳧、王面、人馬などの類ありて、一樣ならず、中には惠比須大黒の如きものあり、山崎美成の耽奇漫録に、只古銅印として、惠比須大黒鈕の略圖を掲げられしもの即この糸印なり、中井敬所翁もこの事に關しては疑ありといはれしかど、本邦の商人がこれら福神の像を貴びしより、彼邦の商人ははやくも我商人の嗜好に投じて鑄造せしものか、又印文の讀みがたきものゝ多きことは、既に古銅印彙に、非篆非隸、要無知所、其從來といはれし如く、古人もこの事に就いては未だ考なかりしが、中井敬所翁にいたり、あまたの糸印をあつめて、かの古鑄印考をかゝれしほどの人ゆゑ、大に發明せられし所もありしかど、なほ確然たる考なしといはれき、されば古鑄印考に、各種印文曰文行忠信、曰鄭氏、曰同不害、正共不傷物、曰榮印、曰理人、曰封信、曰冰、曰祐、曰符、或有一字可讀而他不可識者、或有似文而非文者、蓋道家之咒文、浮屠之梵字、又蒙古字之類不

能復知也、とみえたり、元來明船の輸入とはいへ、安南地方産の生糸をも包含して輸入し來ることゆゑ、或は一種の商標の如きものかよく考ふべし、又こゝにをかきし一話は、印文のよみがたき所より、野州宇都宮成高寺に傳ふる糸印の如きは、天狗より授かりしものと稱し、其印影を門戸に貼すれば、火災を免るといひ傳へ、また相州小田原最乗寺に傳ふる糸印の如きも、三島明神の神物と稱し、其印影にて身體を摩すれば、病患を除くといひ傳ふるの類なり、徳川氏にいたりては、糸印を用ゐることはやみしかど、なほ糸割符の名稱を用ゐて、輸入の生糸を分配したるものあり、そは慶長十年、徳川家康の旨をうけて、堺の豪商十人、京師并に長崎の商人と謀り、明人の齎したる一商船の白糸生糸を購求したるに、いづれも損失を蒙りしかば、明年、多數輸入せし白糸を、去年家康の旨をうけて買取し、高に割符して、利益をうけさせしめしより、これをも白糸割符と稱して、つひに數商人の專買に歸したりき、これより割符商人と稱し、其中若干を糸年寄として統轄に任し、且割符題糸高を定めらる、されども徳川氏にいたりては、割符の意味全く一變したるなり、寛永八年にいたり、堺、京都、長崎の外、江戸の商人を加へて、四箇所の割符となりしが、其後又大坂の商人をも加へて五箇所の割符となりぬ、同じき十八年、和蘭人の貿易場を長崎に移さる

るや、明船輸入の白糸と同様に專買を請願して、つひに其許可を得たり、明暦元年一たび糸割符法をとゞめられしも、貞享二年にいたり、糸割符法を復し、糸割符宿老二人を置かる、されども元祿十一年以來、題糸の外一切餘分の白糸を買ひ取ることを禁ぜられしかば、大に利益を失ひしが、なほ長崎貿易の事に關係して、江戸幕府の未だて株式を守りきたれり、白糸の輸入も、明和、安永のころより、東國養蠶の道次第に開け従ひて、白糸の價格も下落せしかば、文化文政のころより、輸入白糸著く減少せり、安政に至りては、關東、奥羽をはじめ、各地において、養蠶の業大に起りしかば、内地の需要を充たすのみならず、外國貿易品中隨一のものとなれり、糸割符商人に關する詳細の事は、白糸割符考において辨じよさしかば、こゝには省きぬ。



小堀遠州

徳川氏の初世に當り、茶博士多く輩出せしと雖も、小堀政一の如く、美術思想に富み、百般の工藝品に己が意匠を加へ、後世に傳へたるものなし、唯本阿彌光悦のや、政一に類する所ありと雖も、彼は元刀劍の鑑定家に過ずして、其身分卑きが故に、政一の貴紳にして諸侯の間に信用を得、充分に技倆を施すが如きこと、能はざりき、千宗且の如きも、點茶の一事に至ては、政一に匹敵すべき人物なりと雖も、彼は極めて隱逸を學び、朴素閑雅を好みしが故に、政一の如く、茶器に就いても亦、美術思想を施すこと、能はざりき、今若し強ひて政一の瑕瑾を求めなば、やゝ其意匠の華奢に過ぐる一事なりとす、これ、藤村庸軒が政一を去りて、宗且の門に入りし所以なり、政一の事蹟に就いては、寛永諸家系圖傳、新井君美の藩翰譜、飯田忠彦の野史、古筆了伴の小堀宗甫年表の類に、其一斑を掲げしと雖も、あきたらぬこゝちすれば、今種々の上より看察を下して、政一の事蹟を彰表せんとす。

政一姓は藤原、通稱作助、宗甫と號し、又孤蓬菴と號す、父を新助正次といひ、祖父を勘解由左衛門正房といふ、母は磯野丹波守員正の女、天正七年、近江坂田郡小堀邑に生まる、父正次、初め大納言秀長に仕へ、みかたが原の戰に高名し、後、太閤秀吉に仕へ、大和にて五千石を賜ふ、關原の役、徳川氏に屬し、つひに一萬五千石を領す、政一、初め秀

吉に仕へ、後徳川家康に仕へて、近江小室の田一萬石を賜ふ、從五位下に叙し、遠江守となる、故に人其名を呼ずして、單に遠州と稱す、大坂役後、元和元年、伏見奉行となり、在職二十四年、正保四年二月六日卒す、年六十九、紫野大徳寺中孤蓬菴に葬る、孤蓬菴は政一が開基なればなり、伏見は京師の關門にして、政治上樞要の地なり、さるを政一二十四年の長き間、在職せしを見れば、政一が政治上の思想を有せしことも亦明かなりとす、予嘗て紫野の孤蓬菴に至り、政一の壽像を見るに、政一水干衣を着し、傍に劍を立、脇息に凭りて、睡眠せるさまを書き、其上に春屋和尚讚を加ふ、予久しく熟視して去ること能はず、つひに畫工を倩うて、其像を寫さしむ。

政一點茶を古田織部正重能に學び、書、和歌、及畫を能くし、兼て禪學を春屋和尚に受く、頗る器物の鑑定に長じ、遠州の書付によりて、其價を上下するに至る、政一茶道を大猷公に傳へ、門人最も多く、つひに遠州流の一派を開く、政一常に江月、松花堂と交り、其親密なりしことは、政一の秘藏せし在中菴、相坂、面壁、深山、木等の茶入に、二人をして詩文を題せしめしにて知るべし、政一の點茶の道に明かなりしことは、後世人のもてはやす所にして、其佳話いと多し。

遠州流茶人系圖

○遠州流元祖 小堀遠江守政一

- 大猷院殿
- 小堀政之
- 小堀政尹 權十郎 蓬菴
- 小松中納言
- 舟越伊豫守 宗舟
- 加々瓜甲斐守
- 神尾備前守
- 神尾若狹守
- 勸修寺高顯卿
- 江月和尙
- 澤菴和尚
- 瀧本坊昭乘
- 古筆了雪

- 狩野探幽
- 佐川田昌俊
- 多賀常長
- 上柳甫齋 縣宗知
- 橘屋宗玄
- 山田大有
- 黒田正玄
- 村田一齋

茶湯 古事談

小堀遠州伏見に居られし時に、黒田筑前守長政、國へ歸らるゝとて、立より候はんに茶給り候へとて、道中より申越れし程に用意あり、然るに長政煩ひ出し、大津に逗留養生ゆゑ、其日の茶會斷申來り、遠州も本意なく思はれしに、折節上林竹菴其外京のすき者、兩人同道して見廻に參りしかば、幸けふは催せし事もあり、路次へまはり候へ、茶を振廻候はんとありし故、三人甚悦ひし、六月初つかたにて、大夕立ふりて、中立成兼るほど成しか、晴ての跡はいと涼しかりし、程なく案内ありて、入

しに花なく床の壁にざつと水打し跡ばかりあり、いづれも不審におもふところに、遠州出られ、今日の夕立にて路次の木々のぬれ／＼といさぎよきを見られし目にて、花おもしろかるまじといけぬなりといはれしにて、各ばつと感し入し、是を聞て京邊の者、雨さへふれば、床をぬらして花生ざりしを、遠州傳へ聞かれ大わらひありし、世間すべて宗匠の作意を一概におもふて、如斯似せそこなひ多しとなん。

遠州の書は定家よりいで、頗る妙域に達す、其畫は八幡の惺々翁花より學び得たりといふ、かの皇朝名畫拾彙に、其戲墨人物草花皆寫於胸襟瀟洒とあれども、世に傳ふるもの甚少し、和歌和文に至りては、世に存するもの多ければ、こゝに擧ぐる必要なきと思ひて省きぬ、其和文の流暢溫雅なることは、瑤檢校が續群書類從に收めし、道の記を讀みて知るべし、遠州は和歌を冷泉爲頼卿に就いて學ばれしかど、また好て狂歌をよまれたり、然れども近世人の如き野卑のものにあらず、まゝ禪味より脱出し來りて、其趣向一段面白し、遠州はかくの如く文學の思想にも富みしが故に、茶器の銘を付するにも、多くは歌銘を以てせり、其歌或は古歌よりとり、或は自詠を以てせり、後世茶器の銘に歌を以て命ずるは實に遠州の創始といふべし。

校合雜記

小堀遠州政一市號宗は、茶之湯の達人なり、また手跡は、定家卿の筆のあとを慕ひ習學て、定家卿の墨跡に見まかひたるとなり。ある時加賀大納言定家卿の筆を一幅買求められ、遠州をまねきて、これこそとてその掛物を馳走せられしに、遠州みられけれども、かつて賞美せられず、座付何となく物さびしければ、取持に参りたる坊主など、遠州にさゝやきけるに、あの掛物求め御覽に入たきとて、わざと今日貴公を請し申されたり、定家卿の筆なれば、一しほ御譽被成候べき事やといへり。遠州うち笑ひ、あの掛物正しく我書にて候、右證據も分明なり、依て最前より心付たれども、馳走に我手跡を懸られたるものならん、一禮を述べしと存じて居たり、我手跡をいかで譽申さるべきやといはるゝに、坊主共その能書なる事を感じて、返答に及ばず、興をさましけるとなり。

瀧本翁器物珍蔵記

遠州公作茶杓 青苔

筒表

伊勢物語には、あをきこけをきざみとあり、たけをきざみておかしくあかねとも

竹にぞかふる色みえぬ心をみせんよしのなければ

一軸の御禮申あらはしたさま

筒裏

瀧本坊 茶床 宗甫子

小堀道具入日記一名御殿帳

一玉柏茶入

宗甫様御筆

なにはづのものにうづもるゝ玉かしはあらはれてこそ人も戀めや

一小菴茶入

右同斷

小菴にころもかたしきこよひもやわれをまつらんうぢのはし姫

一佐夜中山茶入

江月詩 宗甫公歌

さへくらす佐夜の中山なか／＼にこれより冬のおくはまさらじ

一ことしけきの歌茶杓 宗甫ト御書付、宗實様御筆

ことしげきとしも一夜にくれたけの伏見の里のはるのあけぼの

遠州か建築園治に、意匠を施しゝもの、紫野孤蓬菴、松浦伯蓬萊園の如きものありと雖も、桂御所の建築園治の如く、一代の力を盡したるものなし、このゆゑに遠州の意

匠を窺んと欲せば先づこの御所の建築園冶を拜觀せざるべからず。遠州はしめ八條宮御二代智忠親王の桂御別業を増築し給ひし時、將軍家の命を蒙り、伏見より屢京へのぼりて、充分に己が意匠を施すことを得たり。遠州の命を奉ずるや三事を誓ふ、曰く御催促なき事、曰く御助言なき事、曰く御費用御構ひなき事、これなり。當時遠州がこの御別業に、畢勢の力を盡さんとする、覺悟の程おもひやられぬ、宜なる哉。建築法園冶法併得て、共に千古の模範となる、真に遠州の面目といふべし。新御殿御殿幸には唐木の真御棚の如き、精密なる意匠を施し、又松琴亭には八窓の園を設け、賞花亭には暖簾をかけて山家のさまを寫すなど、自ら精練の法備れり。園冶の如きも修學院離宮など、ちかひ平地にして意匠の施し難きにも拘らず、二町四方に種々の景色を寫して、到る處その趣を異にするが如きは、後人の企及ぶ所にあらず。就中松琴亭流れの手法は古來遠州の絶技といひ傳ふ桂離宮考を參照すべし。園冶の中にも、わけて數寄屋の露次を作るには、常に夕月よ海すこしある木の間かなの發句をもて、その奥意とせられしといふ。されば座敷の花を賞翫せんとして、路次には花をうゑられざりきとぞ。予は又遠州が前田利常の庭を見て評せられし一段をよみます。其意匠の大なるに感しぬ。

利常夜話

後御上洛の御供に、利常様大津の御屋敷にて御茶湯なされ、作山申付られ、泉水も出來候所に、小堀遠州殿御見舞に御留守にて候へども、御庭を一覽致され候て、大名の物數寄には、小き御好にて候。あの大山と湖水とは御目に見えざるかと、獨り言申され候。慶安と石黒學介など承り候て、御歸り遊され候と、早々御聞にいれ候へば、利常様御笑ひなされ、尤至極なりとて、夫より泉水も埋め作り、山も崩し、御取捨、石ばかりは残し置、御書院の向ふに屏を、御掛け真中を御切ぬき、格子をこまかに仰付られ、湖水より叡山、唐崎、三笠山までも一目に見渡し候様なされ候。まづ遠州殿を御招請あり、宗甫にも手をうち、これこそ大名の御露次なりと賞美致され候。退出の後仰られ候は、和尚になり候人の器量は別の事なりとて、これより以來御信仰なり。

點茶の事盛に行はるゝに及びて、紹鷗、利休、織部の徒、或は信樂焼を改良し、或は瀬戸焼を改良したるなど、其功少からざるも、遠州が起るに及て、信樂膳所、伊賀朝日、高取志戸呂等の陶器を改良したるには、及ぶまじと思へり。永井尙政の朝日窯、石川忠總の膳所窯、黒田忠之の高取窯など、遠州に囑託して改良したるが故に、良器を出し、後



世一品數百金の値をなすに至れり、ことに朝日焼の御本に似て、其膚色淡紅又淡青色にして、雅致あるが如く、高取焼の白色淺碧又は暗灰色にして、陶窯火候の度により、自ら金色を糝すが如きは、皆遠州の意匠にして、獨陶工のこれを貴ぶのみにあらず、美術品として又貴ばざるべからず、或は云ふ近世御本手と稱するものは、寛永中將軍家光の時、遠州の意匠を授け、遠く人を朝鮮に遣し、彼土の陶工に命じて焼かしめたるものなりと、この説を確かなりとせば、遠州は内地の陶器を改良したるのみならず、朝鮮の陶器をも己が意匠によりて、幾分か改良したるもの、如し、とにかく陶工は遠州を陶彦神尼張瀬戸の陶工加藤景正を祀りて、陶彦の神と稱すとして祭るべきなり。

又遠州七寶を好み、桂御所襖の引手、并に勝色威具足の金具に、七寶藥を施したり、これ金工嘉長に命ぜしものと思はる、嘉長は遠州の常に愛せし工人にて、現に桂御所御襖の引手、御長押の釘隠等を造らしめしものなり、遠州の七寶藥を施すや、其意匠よろしき爲め、俗ならずして却て趣あるを覺ゆ、遠州の御藏帳に、甫公筆七寶釣舟の花器とあり、これ明代の渡りものか、はた内地にて嘉長道仁あたりに、命じて造らしめたるものか、其意匠よりみるときは、本邦製と思はる、されば遠州が七寶を數奇屋用具に、應用したるの一事は、確かに認ることを得たり。

遠州が茶器に施し、意匠は、枚舉するに遑あらずと雖も、往々後人の事を遠州に託するものあれば、悉く信ずべからざるも、概して其意匠のやゝ華奢に過るの嫌なき能はず、例へば宗甫棚には、紫竹を用ゐる春慶塗にするが如く、或は棗を黒柿にて製するがごとく、或は茶入茶杓などの箱を、桐黒柿次分けにするが如き類なり、前に陳述せし如く、遠州陶器には大に意匠を施して、其功偉大なりと雖も、漆器蒔繪に關しては、其意匠を施して改良したるもの甚少く、この點に至りては古織古田織部正光悦に一步を譲らざるべからず、世僅に遠江椀莖輪なくして横糸日あるものの意匠を見るのみ、又家屋内に用ゐる彫刻物にも、意匠を加へて後人の企及ぶべからざるものあり、其一二をいへば、桂御所新御殿水仙花釘隠葉銀 同二の間御床脇月の字形の欄間、同月の字形御襖引手、月波樓機の杼形御襖引手、松琴亭一の間結紐形榮、螺形御持袋引手、笑意軒次の間擡形御襖引手の如くやゝ奇に過くるが如きも、實物について見るときは、決して俗ならざるは、遠州の遠州たる所以か。

初め古田織部、金森宗和と謀り、宇治の製茶家に命じ、茶を湯で、製せしめしより、大に茶味を損ぜしに、遠州起るに及びて、宇治の製茶家村山善入に命じて、蒸製の舊に復せしめ、又茶樹に覆をなすことを教へしより、良茶を出すに至りぬ、菓子菓子の如きも

山椒切遠州納豆の如き製法ありて、世にもてはやさるゝことなるが、加賀の墨形と稱する菓子の如きも、この遠州の意匠よりいでしとなん。

弘賢隨筆

村山家記に、古へは茶蒸て製候所、古織と金森宗和の相談にて、茶の色青く成候様に好みて、湯で候て製候様になる。古織は、數奇者なれども、茶嫌ひゆゑ、風味に構ひなく色を專として如斯、扱遠州時代になり候て、茶色よりも風味あしく候ては、非本意とて、村山善入方へ自身被參、向後むかしの如く、蒸て製候様被申付、則蒸し加減自身試被申たれば、此時むかしの如く蒸茶に成候とて、昔とは銘しけるなり、又茶園へ覆を致し候事も、此時遠州被申付たり。

紙屋新右衛門藏

加賀の國にてものすなる、御所落雁てふ菓子は、後水尾の帝に、國主小松中納言より奉られしを、御覽ましますに、其形平に長く、色の眞白なるに、胡麻をいさゝかまじへたるが、田面におつる雁のやうなればとて、落雁と號て下し給へりとぞ、今墨形といふは、小堀宗甫隸書にて、長生殿としるせり、されど猶もとの名をうしなはで、世にあまねくもてはやすは、其製のよろしきと、勅銘の光によりてなるべし、此

ことほぎの歌とて、其家より入して乞はるればよめる

正三位有功

久方の雲のうへよりなのりきて千代よろづよ  
にわたるかりかも

遠州はかくの如く、百般の事物に一代中、己が意匠を施し珍重せられしかば、後世に至り遠州の名を假りて、俗人を欺くものあり、坊間に流行する、遠州流立花の如きこれなり、この他染物に遠州茶といふ色さへあることにて、玉石相混じ徒らに、遠州の意匠を華奢なりとて撥斥すべからず、これを要するに、江戸幕府三百年間、遠州の如き美術思想に富みたる茶博士なし、晩に松平不味いづるも元より遠州



に比すべきものにあらず、されば遠州の前に遠州なく、遠州の後又遠州なし。

### 本阿彌光悦

江戸將軍の治世にいたり、新意匠をいだして、美術工藝品を改良したるもの少からずと雖も、余はことに小堀遠州を推せり、故に其大略を叙して、世の工藝家に紹介せしが、今また遠州につぎて、本阿彌光悦を紹介することゝはなしぬ、光悦の傳は續崎人傳にみえたれども、其系統にさへ間違あることにて、飯田忠彦ぬしの野史列傳の如きも、續崎人傳をそのまゝひかれたるより、光悦を以て本阿彌光心の養子のやうにかゝれたり、今本阿彌系圖によりて、これを改むれば、光悦の父は光二にて、多賀豊後守高忠の二男片岡次太夫宗春の三男にあたり、光二は本阿彌家七代光心の養子となりて、其家を相續せしが、後光心の子光利生まれしかば、自ら退身して別家となりぬ、故に光悦は本阿彌家の本家にあらずして、別家なることを知るべし、光悦が壯年に及びて、天下に名を揚げしは、母妙秀の家庭教育によれりとぞ、光悦幼名は次郎三郎太虚菴と號し、また自德齋、德友齋など號す、幼年より多藝多能にて、刀劍鑑定磨礪淨拭の三事に長せしのみならず、書畫をよくし、また陶器蒔繪をよくせり。書は初龍池院宮尊朝法親王より入木道のことども承りて、宮の御流儀をも習はれ

しが其後空海道風をしたひて、別に一流をいだしぬ、當時近衛信尹、僧昭乗とを併せて三筆と稱せられき、今道風の古今集に、本阿彌切といふものあるは、光悦か遺愛品にて、假名の書法は全くこの道風が古今集よりいでしものなりといふ、光悦の書は當時其流をうけ學ぶものも多かりしか、ことに嵯峨の豪商角倉素菴上足の弟子にて、遂に角倉流をおこせり。

萬寶全書に引用したる、本朝古今名公諸流後學能書によれば、光悦の弟子左の如し

#### ○光悦流

- 一 鳥丸殿光廣 或は定家流
- 一 阿野殿實顯 又實政共
- 一 同 公福
- 一 油小路殿隆貞 又隆親隆房
- 一 鷺尾殿隆尹
- 一 角倉與市 法之

光悦流隨一なり、自から一風有、仍與市流、或角倉流と稱す、法名蘇菴といへり、

一 小島宗真 唐様印之を撰すともいへり  
 一 大黒長左衛門 銀坐江戸住  
 一 觀世黒雪  
 一 同 宗雪  
 一 石田昌雪  
 一 同 友雪  
 一 志水雅樂  
 一 連歌師昌通  
 一 同天王寺以春  
 一 石田庄左衛門  
 一 尾形宗謙 通稱主馬治齋と號す、東福門院御所吳服物御用商人尾形系圖によりてこれを補ふ  
 書に就いては、光悦自らも得意なりしとみえ、准后信尹公の光悦を召して、天下の能書を問はせ給ひし時、まづつぎは君、其つぎは八幡和尚僧昭なりと答へしとぞ、准后まづとは誰の事なりやと、とひかへし給へは、まづとは恐ながら私なりと申し、となん、かの修理頭俊綱に、白河天皇が一にももしろき所は、いつこかあるとはせ給

ひければ、一にはいしたこそ侍れ、つぎにはとほせられければ、高陽院に候はんと申に、第三に鳥羽ありなんやとほせられければ、とは殿は君のかくしなさせ給ひたればこそ侍れ、地形眺望などいとなき所なり、第三には俊綱が伏見や候はんとそ申されける、こと人ならばと申にくきことなりかしと、續世繼にみえたる話と一對にて、人々また自身に信するところなかるべからさることにこそ、光悦の書は獨我邦人の賞讃するのみならず、明人も亦大に賞讃せしことは、小杉博士所藏光悦書卷の末に、明人單鳳翔が小詩をつくりて賞讃せしものあり。

一幅日本書 半是中朝字 渾如草澤間 飛出龍蛇勢。

偶友人持一日本書示予、内草字數隻、大有飛舞之態、予甚愛焉、問其名、彼云日本名人光悦也、正所謂名無虛士乎、因作小詩記之、

大明中軍官

單鳳翔□□

光悦また書を海北友松に學び、傍ら土佐風を交へて、一種の優美高尚なる書風をいたしぬ、其孫空中齋光甫頗る妙手にて祖父の風を得たるのみならず、巧に己が意匠を交へて、一層優美高尚にいたらしめたり、この他俵屋宗達、尾形光琳の如き、何れも光悦の風に倣ひて、別に一家を顯したるものなり、ざるを世人唯光琳のみをしりて、

琳風など稱し、其源の實に光悦にあることを知らざるなり、曠に抱一上人いて、光琳の風を忍がきて、其名を顯しぬ、されどこれ又その源は光悦にありといふべし、されは光悦はたゞ空海道風より、一種の書風をいだし、のみならず、書に於いても古人未發の創見ありて、遂に空中齋宗達光琳抱一に及ぼせりといふべし、光悦の書の世に存するもの、少きことは、皇朝名畫拾彙に、唯僅に三十六歌仙の事をあげたるにてしらる、たま／＼この人の書を見るも、設色の濃畫のみにて、絶えて墨畫をみず、これ光悦が畫の神髓は、設色の濃畫にあるによれるか。

古畫備考載するところ光悦流の畫左のことし

○光悦

光市 法眼 空中齋 天和四年七月廿四日歿年八十二

○俵屋宗達 野々村氏 伊年又對青軒ト號ス 法橋 加賀ノ人

北川宗説 法橋

○光琳 法橋 尾形氏 幼名市之丞後方禮ニ改ム 正徳六年六月二日歿年五十九

方淑 光琳ノ子 壽一耶

渡邊始興 光琳ノ弟子 近衛家ノ家士 通稱求馬 京師ノ人

白井何昂 光琳ノ弟子 自井宗賢 喜雨齋ト號ス 相模鎌倉ノ人

乾山 光琳ノ弟 通稱權平 寛保三年六月二日歿年八十一

○俵屋宗理 元知 柳々居又百琳ト號ス 初住吉廣守ノ門人後光琳ノ風ヲ學ブ 明和安永頃ノ人

○抱一上人 酒井雅樂頭忠恭ノ孫 篠村ト號ス 初歌川豐春ノ門人後光琳ノ風ヲ學ブ 文政十一年十一月廿九日遷化年七十二

鶯浦 抱一上人ノ弟子 八十磨 以下略ス 天保十三年没

皇朝名畫拾彙

本阿彌光悦、號大虛庵、亦德友齋、寛永十四年二月氣宇高尚、臨池之妙所、舉稱畫又逸格、然傳世甚少、嘗聞所畫三十六歌仙像、至今其氏嫡家藏之、本阿彌光甫、光悦孫、號空齋、常嗜茶香、能製陶器、學祖翁之蹟、精丹青之道、然其畫拂地不傳、唯藤蓮丹楓三幅、現存于其家、厥後於山樸得見其模本、實是稱逸作、縮圖出于畫本、 陶器は樂道入、吉兵衛ノに就いて樂燒の製法を習ひ、一種の赤樂をつくられしが、多くは茶碗にして、まれに香合の類あり、人その匠氣なきを以て賞翫す、和漢諸道具見知鈔に光悦かた茶碗といふものこれなり、此他瀬戸光悦、膳所光悦、萩光悦、加賀光悦などありて、皆賞翫せらる、田内梅軒翁の陶器考の説によれば、樂燒の外は、意匠をさ

つけて、其土地の工人につくらしめたるものなりと、さもあるべし、別に陶器考には鷹峰窯といふものをあけたり、光悦が鷹峰に隠れ逃せし後、同所に窯をたて、つくりしものか、光悦の孫空中齋祖父にならひて赤樂をつくり、また信樂寫をもよくせり、世これを空中信樂と稱し、利休信樂、遠州信樂、宗旦信樂と共に賞翫せしといふ。

光悦ことに蒔繪には、能書能畫の力によりて、一種の新意匠をいだし、鉛錫、青貝をあしらひて、畫樣をつくりいだし、甚た雅致なりき、



これより蒔繪の風一變して、その畫樣も支那畫にのみかたよらさることとなりて、多くは優美高尚なる大和繪を下繪とし、また狩野家の畫を下繪とすることとなり、江戸將軍時代にいたり、蒔繪の著しく進歩せしものは、偏に光悦の力といふべし、光悦の没後、尾形光琳いづ、光琳よく光悦の風を學び、一派をたてしかば、世人これを光琳蒔繪といふ。

装劍奇賞

法橋光琳 稱勝六號奇々堂京師人

光悦門人にして、風流の好士なり、畫をよくす、また一家なり、印籠は光悦好のかたちなるよし、此蒔繪は所謂光琳風の繪にて、青貝かながひにて形を摸し、地を粉にてうづみ、内も梨地を用ひず、やはり金粉濃なり、銘は

ふたのうち、錐の尖にて引たるごとく、細々と其名をしるす。光琳は光悦の門人にあらざ  
 伊勢の人小川破笠もまた光悦の風をしたひて、更に新意をいだし、漆器中へ鉛、錫、貝の外樂燒、堆朱染角などをあしらひて、其風甚だ雅致ありしかば、時人これを破笠細工と呼ひなしとぞ。

光悦八幡の松花堂僧昭と、屢近衛應山公の宴に侍せしが、或時公曰く、予吉光と正宗との刀を併せ見て、正宗の方勝ることをしれり、子が説如何、光悦曰く、吉光の方勝れりと、互にかたく己か説をとりて議論決せず、他日光悦公の宴に侍し、家隆卿のあさひさすたかねのみゆきそらはれてたちもあよはぬふじのかはさりの歌を誦して、その評を乞ふ、公曰く、まことに佳趣あるを覺ゆ、光悦また赤人朝臣のたこの浦ゆうちいで、見れはましるにぞ富士のたかねに雪はふりけるの歌を誦して、其評をこふ、公曰く、佳趣なしといへども、其調高し、光悦膝を進めて曰く、家隆の歌は正宗なり、赤人の歌は吉光なり、その妙鍛正宗に勝ること遠しと、光悦の才氣概ねこの類なり、光悦晩年、鷹峰の麓にて東西二百間南北七町餘の原を賜はり、其中清水の流れいづる所に廬を結び、光瑳と謀りて寺院四箇所を建立せられたり、妙秀寺、光悦寺などいふは、この時建立の寺院なり、鷹峰の地を賜はりしことは、諸書寛永中とあれども、本

阿彌行狀記によれば、家康公大阪歸陣の時とあれば、元和の初なるが如し、鷹峰は丹波に通ずる道なれども、樹木繁茂し人家至て稀なりしかば、盜賊群居して往々行人を惱まし、光悦この地を賜はり、家居してより、賊悉く逃げ去りしとぞ、光悦性寡欲、鷹峰に間居するに及びて、資財を親族朋友に分け與へ、自から麤器を擇ひとりて、茶を喫し、悠々一世をおくらせしとぞ、寛永十四年十二月三日、鷹峰の太虚菴にて没す、光悦寺に葬らる、法號を了寂院といふ、光悦の年齢に就いては、諸書異同ありて、本阿彌系譜は八十一に作り、續崎人傳は八十に作り、皇朝名畫拾彙は八十六に作りしが、獨ちもひよる日は系譜の説に従ひて、八十一に作れり、されど古畫備考引くとこゝろ、光悦詩歌卷物與書によれば、寛永六年六月日鷹峰山隱士太虚菴歳六十二とあり、この年より算するときは、寛永十四年は、正に七十なり、故に予は七十の説をとれり、光悦子なし、光瑳を養ひて嗣とす、光瑳の子光甫、法眼に叙せられ、よく家をつげりとぞ。

本阿彌系圖

妙本 菅家五條季長卿弟 長春後羅髮シテ妙本阿彌ト稱ス實ハ從二位高長卿老年ノ庶子ニシテ長經卿ノ末子トナル足利尊氏ニ隨從シテ刀劍ヲ奉行タリ文和二年四月三日歿年百餘歳

二代 本妙

三代 妙大

四代 妙秀

五代 妙壽

六代 本光

七代 光心

八代 光剎

九代 光德

十代 光室

清信 始足利義教ニ仕ヘ松田右衛門三郎ト稱ス後妙壽ノ養子トナル

永正十三年生天正九年九月八日歿年六十四

益忠 天文廿三年生元和五年七月廿日歿年六十四

直忠 天正十一年生寛永二年十一月廿六日歿年四十三

十一代 光温

十二代 光常

十三代 光忠

十四代 光勇

十五代 光純

十六代 光久

十七代 光一

十八代 光鑑

十九代 三郎兵衛

慶長八年生寛文七年五月二日歿

光遠 病身ニ付部屋住ニテ隱居

十二嫡孫承祖 忠益

忠陳

忠充後忠則

忠宣

忠起

實ハ次郎太郎光敬之嫡子光久男子ナシ依テ本家相繼

忠繼 實ハ光一二男初次郎左衛門ノ家相繼後光一嫡子又三郎早世ニ付本家相繼 嘉永六年四月十五日歿

忠明 明治二年三月歿



廿代婿養子 忠道 柏原信次郎二男後有故離縁實家へ復籍シ柏原一三ト稱ス

廿一代 道太郎

光二系圖

光二 光心養子初光心男子無之多賀豐後守高忠二男片岡次大夫ノ男ナ長女ニ婿養子トシ家名ヲ相續セシム後實子光利出生ニ付光二自ら退身別家ナリ 慶長八年十二月廿七日歿歳八十

光悅 初次郎三郎 寛永十四年二月三日没歳八十一  
○東西二百間餘南北十町餘百七十六石八斗一升ノ地ヲ鷹峰ノ麓ニテ賜フ

光瑳 養子實ハ多賀高忠曾孫光悅從弟 寛永十四年十月五日歿歳六十

光甫 法橋後法眼ニ叙セラル 天和四年七月廿四日歿歳八十二

光傳 長門後法橋ニ叙セラル 元禄九年五月十八日歿  
○延寶七年京都一統新地被仰付候節鷹峰ノ地被召上

光通 實ハ光甫八男 享保五年八月歿

次郎左衛門 光春 寶曆八年歿

次郎太郎 清俊又光敬 寛政二年八月十四日歿

養子 次郎左衛門 實ハ十郎右衛門二男光隆 寛政九年歿

養子 龜三郎 實ハ光二男 後本家相續

婿養子 光廉 次郎太郎清之 實ハ喜三光恕ノ長子 安政四年十二月十一日歿歳六十一

光廉三男 俊藏 之雁 明治四年八月十一日歿

清儀 初多嘉雄

角倉與一の文學

與一其先は近江人佐佐木の支族よりいづ、姓は源氏を吉田と稱し、世々近江に住す、五代の祖徳春いで、將軍義滿義持に仕ふ、遂に郷里を去りて洛西嵯峨に來り、所謂角倉カシノクラの地に住す、故に人呼びて角倉と稱す、古コへ洛カの四隅シに官クニあり、徳春の子宗林、宗林の子宗忠、皆室町將軍家に仕ふ、宗忠の子宗桂家富み千金を累ぬ、薙髮して天龍

寺に遊び、志を仁術によせ好みて方書を讀み、本草を誦し、又よく藥石を辨知す、世人稱して日華子といふ、遂に別號とす、天文八年僧策彦に從ひて明に遊ぶ、明人或は宗桂を稱して意庵一作意安と號す、蓋し醫者の意なりとぞ、天文十六年再び策彦に從ひて明に遊び、明主の疾を療して譽を擧ぐ、本邦に還るに及びて其業益す進む、宗桂中村氏を娶り、二子を生む、長を光好といひ、次を宗恂といふ、光好は與一の父にて、小字は與七或は與七郎、後了以一作了意と改む、好みて經史を讀み、餘暇ある毎に諸書を抄寫す、父宗桂に從ひて方技に従事し、藏書多し、三宅亡羊の如き常に了以の書を借覽せしといふ、了以曾て志を海外貿易に傾け、文祿元年豊臣秀吉の南海渡航船に朱印を賜ふや、茶屋伏見屋等と共に朱印を賜ひて、安南地方に貿易す、徳川家康の南海渡航の制を擴張するや、又朱印を受けて年々巨舶をいだして貿易の利を占む、宗恂は醫業を繼て父の風あり、治療の暇經書を涉獵し、屢惺窩を訪うて性理の學を聴く、惺窩其才識あるを稱し、父名を襲うて意菴と號し、秀次に仕へしむ、其後徳川家康に仕へ、法眼に叙せられ、食祿五百石を賜ふ、著す所素問講義、難經注疏、重編醫經、小學纂類、本草名醫傳畧等ありて、皆世に行はる。

與一は了以の長子にして、通稱與一郎なり、然るを人郎の字を省きて與一と稱す一作與一

與市に實名は光昌字は玄之一作元又貞順ともいふ、難髮して三蘇菴と號す、後三の字を省きて蘇菴と改め、又蘇の字を素に改めたり、年若き頃豪氣にして死を恐れず、危険を侵すこと數度にして、三度ほどく死地に陥りし事ありしも、幸に生を得て家計も富有になりしかば、難髮の初めは往事を追懷して、三蘇菴と號したるが、後百事素に歸すと悟りて、素菴と改めしとなん、與一も亦父の如く天性工役に巧にして、若年より父を助けて大工役を成就せしめたるもの多し、慶長十年大堰川を開鑿して、丹波世喜村より嵯峨に到る間始めて舟を通ず、こゝに於いて山丹二州の五穀鹽鐵材石などの有無を通じて、民大に其利を得たり、又慶長十二年の春幕命を奉じて、駿阿國富士川を浚ふ、この川もと嶮流なれども、駿河の岩淵より甲斐の國に漕かよふことゝはなりぬ、林羅山いふ山峽洞民未嘗見有舟、皆驚曰、非魚而走水怪哉、怪哉、與胡人不知、舟何以異哉と、この川の險嵯峨よりも甚し、然るに漕航通じて州民大に悦ぶ、又慶長十三年幕命を奉じ、信濃國天龍川をさらへて、諏訪より遠江國掛塚まで舟を通ずべくさまゝに奇工をつくせしかど、きはめて駿流なれば其功を奏せずしてやみぬ、この年洛東大佛殿造立あり、大木巨石を運ぶに甚なやめりしかば、官に乞ひて伏水の里より川に循ひて運送す、元來伏水の土地大佛の基よりひき、事六丈

なりとて、其道すがら高き所をうかちて、ひきし所に堤をつき、又川のめぐれる所は、輓轡索をもてこれをひきなどせしかば、不日にして木石ことく達す、見る人皆あやしまざるはなかりきとなん、又慶長十六年官に乞ひて、伏水の河漕より上流を遡りて二條に到る一運河を開鑿す、今の高瀬川これなり、この開鑿によりて京師の民に利便を與へしことは、當代記に嗟峨角倉了以才覺を以て、川を掘り大阪舟京の二條まで入る、依之京都自由にして米薪以下直なり、京都町人悦之といふものはなり、又慶長十九年先にさらへし富士川塞がりて、船のかよひなやめりしかば、了以を召されしに、了以病にかゝれりしかば、與一代りてゆき、三月より役を初て七月成る、了以が僅々十年の間に、かくの如きあまたの大工役を興して、偉績を後世に残し、も畢竟與一の如き良子ありて、其計畫を助くるにあらざれば、決してなし、遂くこと能はざるべし、されば山丹甲駿あたりの民は、了以の名と共にゆめく、與一の名を忘るべからざることにこそ。

與一父了以の遺志を繼ぎ、毎年南洋へ巨船を出して貿易す、與一の商船頭前橋清兵衛の書役にて、寛永十年遷遷地方へ渡航せし、米澤徳兵衛の口上書、即天竺物語によれば、その渡航船は長二十間、横巾九間にして、人数三百九十七人を載す、長崎にて南

蠻阿蘭陀、ジャガタラ、南京、東京、廣東、地方に、精しき案内者を雇ひ入れ、こなたより蚊屋、扇子、傘、塗物類、銅道具類を持ゆきて、絲、織物類、藥種、鮫、珊瑚樹、キヤラ、白檀、紫檀、皮類と交易して巨利を博せしとぞ、その渡航船のさまは、京都清水の觀音堂に掲げたる、寛永十一年九月十一日奉納東京丸の圖を見て知るべし、東京丸は三櫓造りにて、其規模の鴻大なること、荒木宗太郎の船末吉孫左衛門の船などに異なることなし、しかし與一は寛永九年六月廿二日没したれば、米澤徳兵衛の物語并に清水觀音堂東京丸の圖は、與一の子玄徳通稱市の時なるべし、されど其貿易船并に貿易の方法は別に異なる所なし、與一が貿易船に掲げし舟中規約の文を見れば、何人も其人品の高尚にして、利慾のみ事とする、尋常一様の商人にあらざること知らん。

舟中規約代貞順

藤原 肅

一凡回易之事者、通有無而以利人己也、非損人而益己矣、其利者雖小、還大也、不其利者雖大、還小也、所謂利者義之嘉會也、故曰貪買三之、廉買五之思焉。

一異域之於我國、風俗言語雖異、其天賦之理未嘗不同、忘其同、怪其異、莫少欺詐、慢罵、彼且雖不知之、我豈不知之哉、信及豚魚、機見海鷗、惟天不容僞、欽不可辱我國俗、若見他仁人君子、則如父師敬之、以問其國之禁諱、而從其國之風教。

一上堪下與之間、民胞物與一視同仁、况同國人乎哉、况同舟人乎哉、有患難疾病凍餒、則同救焉、莫欲苟獨脫、

一狂瀾怒濤雖險也、還不若人欲之溺人、人欲雖多不若酒色之尤溺人、到處同道者、相共匡正而誠之、古人云畏途在衽席食之間、其然也、豈可不慎哉、

一瑣碎之事記於別錄、日夜置坐右以鑑焉、

日本國慶長年月日 回易大使司貞子元誌

與一は獨貿易船をあまた所有せしのみならず、常に船數百艘を所有し、鴨川淀川を往來して運輸の便を與へしとぞ、されば慶長元和二役とも、徳川氏の爲に兵器を京師より大阪に送り、又徳川氏の命を奉じ、小船數艘を連架して中島長柄兩川を壅塞し、軍馬共に便利を得たり、凱旋の日其勞を賞し、永世嗟峨の地稅を免じ、淀川運船の稅を與ふ、又近江國坂田郡代官格を與へて五萬石の采稅を管領せしむ、猶嗟峨の角倉に居ること元の如し、與一南洋貿易を盛にして、巨利を博するのみならず、嚮に鴨川船稅を得、今又淀川の船稅を得しかば、其富大名高家にも劣らざりきといふ。與一學問を藤原肅に受け、和歌を詠じまた詩を賦す、肅常にいふ、與一の道を信ずること篤きは企て及ぶべからずと、惺窩文集に貞順新造瓦硯銘、又前に掲げし舟中規

約の代作ありて、其交の深きを見るに足れり、與一つとに林羅山の大器なるを察し、肅に紹介してその門に入らしめしといふ、羅山と深く交りしことは、羅山文集に與田玄之答田玄之などいふ文數題ありて、文中自ら親密の情顯る、ことに羅山常に與一を推して先覺者と稱したりき、

答田玄之

林 信 勝

得示諭已來、瞻望倍常、以余心之思先生、知先生懸之於余也、詩云、投我以木瓜、玆之以瓊琚、匪玆也、永以爲好也、余向者猥啓于先生、是即木瓜之投乎、今也先生之示諭、是即瓊琚之報乎、以爲好乎、不以爲好乎、是未知之、夫好者莫若朋友、朋友之事示諭已詳、余其何言、雖然、粗舉之、禮記所謂同方同術者、公羊所書同門同志者、丁嚶々周詩之所歌也、切切偲々魯論之所記也、烏虛交道之來也久矣哉、若先生之於交道、則不諧乎不瀆乎、臭如蘭乎、淡如水乎、爲久而敬之之晏子乎、爲車馬輕裘共敝之之子路乎、爲可者與之不可者、拒之之子夏乎、爲尊賢而容衆嘉善而矜不能之子張乎、永以爲好乎、且又學子與子桑、爨飯之事乎、慕羊角哀左伯桃、并衣之行乎、思王賁之彈冠、蕭朱之結綬、陳雷之膠漆、范張之設饌、岳湛之連璧、流耶、未以爲好乎、若又倣王丹之戒朱穆之論、劉峻之言、而却絕之甚之歟、不以爲好乎、先生若今起此棄如土之道、則與夫面朋面友凶

終隙末之輩、豈管天冠地履而已哉、永以爲好者也乎、傳曰、君子以文會友、以友輔仁、仁者已欲立而立人、已欲達而達人、夫仁者愛之理、心之德至矣、盡矣、今若有先生心學之德、廣所及于余者、則非立人達人之謂乎、先生者先覺也、後學者必倣先覺之所爲、乃可以明善而復其初也、人非生而知之者、無先覺之使其知其所不能、則其倥侗顛蒙、誰能解之乎、示諭許余以不可謂無友、故余言及于此、雖然、先生解余之蒙、則必矣、嗚呼、益于余也、不能輔先生之仁、則必矣、嗚呼、損于先生也、若則謂之損者、而拒余則愛之理何在哉、謂之無友、不如己者、而不容余則立達之謂亦何在哉、唯其先生學而時習之、而不已、則朋自遠方來者、先從隗始、况賢於隗者、豈遠千里哉、然則說乎、樂乎、在于邇、君子乎、亦不遠也、示諭爲言朋友之道、故余亦始終言之耳、庶幾先生三復木瓜、是所望於先生也、其所望者、何永以爲好也乎、夫是其所望之所望而已、不宣、

慶長九年三月十四日

與一の著書として世に傳ふるものは、藤原系圖一卷、武家系圖二卷あるのみ、然れどもこの他世に顯れざる日記隨筆歌詩の書、あまた家にありしといふ、惜哉、維新の際角倉家没落して皆散失せしとぞ、又與一書をよくし、鷹峰光悦八幡昭乗と併せて洛下の三筆と稱せらる、初め書を光悦に習ひて、其流の隨一と稱せられ、後自ら一風を

たて、氣韻頗る高し、これを與一流或は角倉流と稱へ、當時此流をうけ學ぶ者も多かりしとなん、書に心入深かりしかば、古筆なども多く所有したりと見え、阿佛尼自筆奥書ある後撰集全部所藏せしを、古筆了佐こひうけて切となしたるもの、世に角倉切として今に散在せり、四半本料紙、紙はそてきにてみここのものなり、又與一諸書を上梓して文學上に利益を與へしこと少からず、伊勢物語、源氏物語板下皆自筆、平家物語、古今銘盡等を上梓し、又明凌釋隆の史記評林をも上梓せり、世これを稱して嵯峨本或は角倉本といふ、これよりさき正平版の論語正文、論語何晏集解、永和版の歴代編年互見、至徳版の韓文、嘉慶版の柳文、明德版の氏族大全、明應版の三體詩、大永版の貞永式目、醫書大全、天文版の聚分韻略、唐六家文選の類なりと雖も、與一の如く大部の書物を上梓したるものなし、假令富巨萬を累ぬるも、文學に志厚さにあらざれば、決してなし能はざる業なるべし、又與一觀世黑雪、觀世宗雪など、光悦の同門にて親交ありしより、謠曲の譜本を上梓したることもあり、世に光悦の謠本といひ傳ふる中には、與一の自筆本もありて、今は紛れて何れをいづれともわき難しといへり、又與一茶道を織田有樂齋、古田織部などに就て學び、當時屈指の數寄者なりしとぞ、與一の天性風流なりしことは、嘗て嵯峨に居りし時、惺窩を招き水邊を逍遙せしに、奇石激湍左右に映

して勝景頗る多し、怪窩に請うて其四境の舊名を改めしむ、すなはち大瀬を浪花隈と改め、猿飛を叫猿峽と改め、出合を群書巖と改め、鶴川を鳥船灘と改む、また山水の形状によりて、觀瀾盤陀、鷹巢、石門關、蒙山、鏡石の五境を撰ぶ、山麓の浮田神祠を加へてこれを嵯峨の十景といふ、後世詞人韻客題詠極めて多し、實にこれ與一怪窩と吟峨彷徨して、一時の戲題する所にいづるをしらざるなり、身一箇の貿易商にして、かくの如く種々の公益を興し、又文學を好みて利益を後世に與へしものあるをきかず、嗚呼與一は眞に日本商人百代の師か。

### 東山時代における室内裝飾の一斑

室町將軍の時代に至り、鎌倉將軍時代に禪僧が宋風の伽藍を本邦に創設せしころより、専ら流行せし玄關書院の式、漸々武家に傳はりしが、つひに室町將軍時代に至り、一般に行はるゝことゝなれり。しかし將軍家の第宅は、なほ寢殿式を用るしも、金閣、銀閣の如き別業に至りては、書院式を用ゐしとぞ、そは今日現存するものをみても明かなることなり。義政の東山に閑居するや、南都の僧珠光を召して點茶の式を定め、又堺の志野宗信を召して聞香の式を定めらる、當時義政の左右に侍りし同朋は、いづれも才藝の淵藪なりしが、ことに相阿彌多藝多能にて書をよくし、點茶聞香、

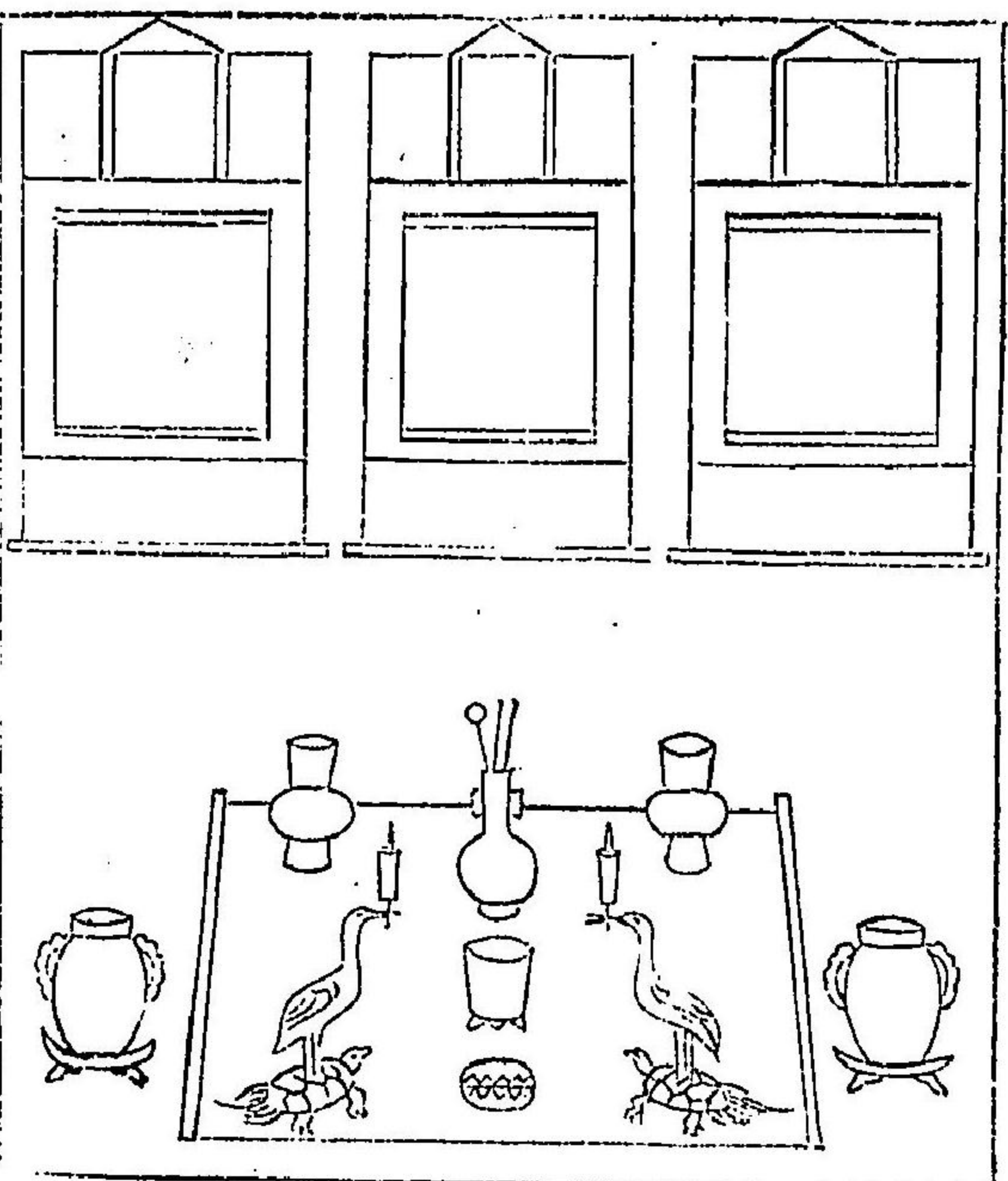
作庭のことに精通し、且器物の鑑定に長ぜしかば、義政の遣明船に託して彼邦の書畫を初め、種々の器翫を求むるや、一々其器を鑑別して座敷飾の式を定めしめらる、これ後世書院飾の濫觴にして、座敷飾、御飾記、書院飾之次第などいふもの世に傳はりて、其一斑を窺ふには足りぬべし。

東山時代の室内裝飾を述ぶる前にあたり、押板の制、並に柵の制をのべざるべからず、藤原氏時代の寢殿式の家には、屏風の外掛物といふものなければ、押板の必要なかりしが、其後浮屠者の家居に、佛像の掛物をかけ花などをさゝぐるため、押板をおくことゝなりしが、東山時代ころに至りては、一般の書院式に用ゐられ、其形もいろくものいづつひにこの押板より發達して今の床となりぬ。又寢殿式の家には、厨子、黒棚などいふ器物あることなれば、居間、客間に柵をおくことなかりしも、鎌倉將軍時代にいたり、武士の家居には柵を設け、平生これに武具をならべおきて非常に備へしもの、一般の家居にうつりしなり、ざるを東山時代にいたりては、違棚、袋棚などいふものをさまゝくに巧をつくしてつくりいだすことゝなれり。これ元來實用上のもなりしを、このころに至り専ら己が翫弄の器物を陳列し置くものとなりて、全く裝飾の用をなすものとはなりぬ。義政の遣明船によりて、種々の器翫を集

めらるゝや、別圖に示すが如く、唐山の名畫をかけ、押板に卓をおき、花瓶、香爐、鶴の燭臺などを飾るを常とす。又違棚には、茶入、茶碗、眞壺、香合、食籠、印籠、藥器、盃、臺、石鉢の類、何くれとなく陳列せしこと、今の西洋風の室内裝飾に似たり。

書院飾一床飾

三幅五具足又諸飾ともいふ

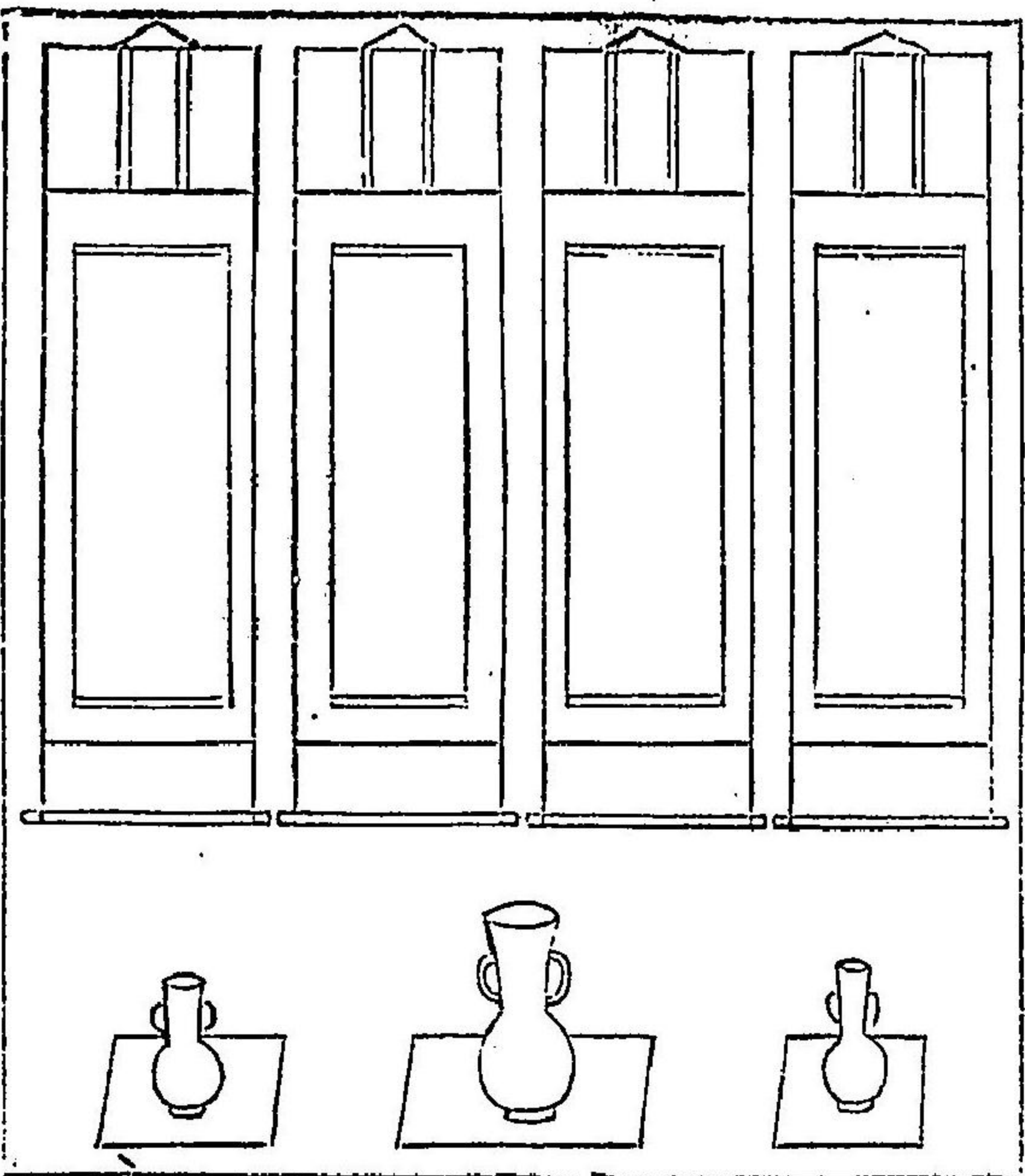


棚飾は、別に一定の式なく、違棚の模様によりて見繕ふことゆゑ省畧す。後の圖によりて其大畧を察知すべし。

ざるを千利休起るに及びて、數寄屋の制發達せしかば、従ひてこの式を用ゐるもの少くなれり。數寄屋は元草葺柴戸のちろそかなる山家をうつし、佗びたる

心を主とし、床には法語繪贊の類筒にはうつろはぬ花さし入れ、爐に松風を煮て、風流隱士を學ぶものゆゑ、數寄屋にはさまざまの器翫を裝飾し、よく必要なかりき。茶

四幅三瓶



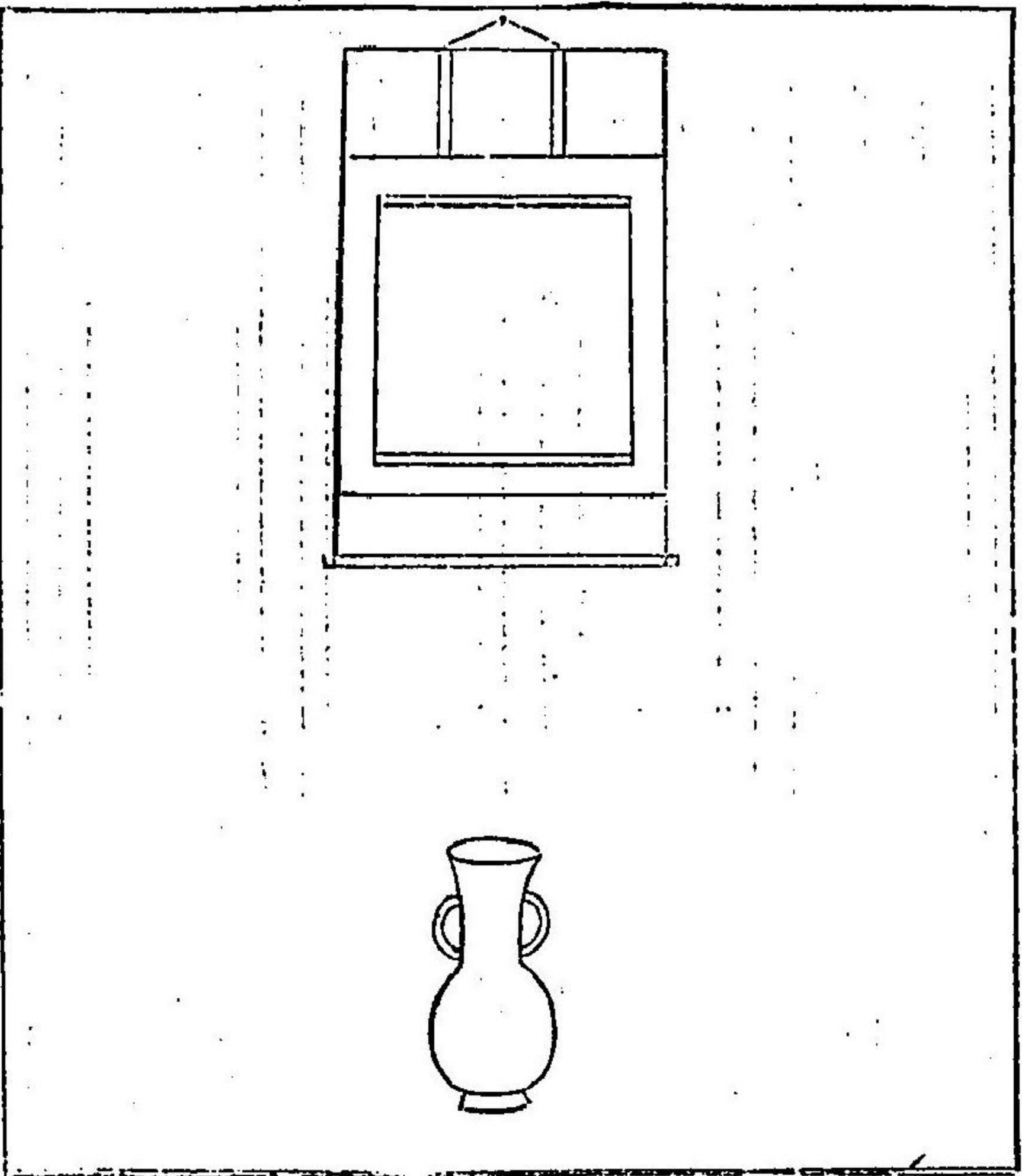
人の本旨は、なるたけ請待したる客の目を悦ばしむる趣向なれば、平生多數の器翫を陳列し、おき、又は一時に多數の器翫をみすることを嫌へり、そは客をして感情を動すこと少ければなり、いはゞ東山時代には、かくまで進まざりしに、流石利休の見識にて、つひにこゝに至れるものか。

東山時代に相阿彌等がもの

せし書物にみゆる所は、今の西洋風の室内裝飾の如く、いつも同じ器翫を陳列し、おきたるにはあらで、時々かへられしも、さりとて一時に多數の珍器をみすることは、

前にのべしが如く、茶人の本旨にはあらざるべし。茶人の本旨とは、例へば利休が數寄屋の路次には常盤木をうゑて、花の木をうゑざるが如し、こは路次において花を

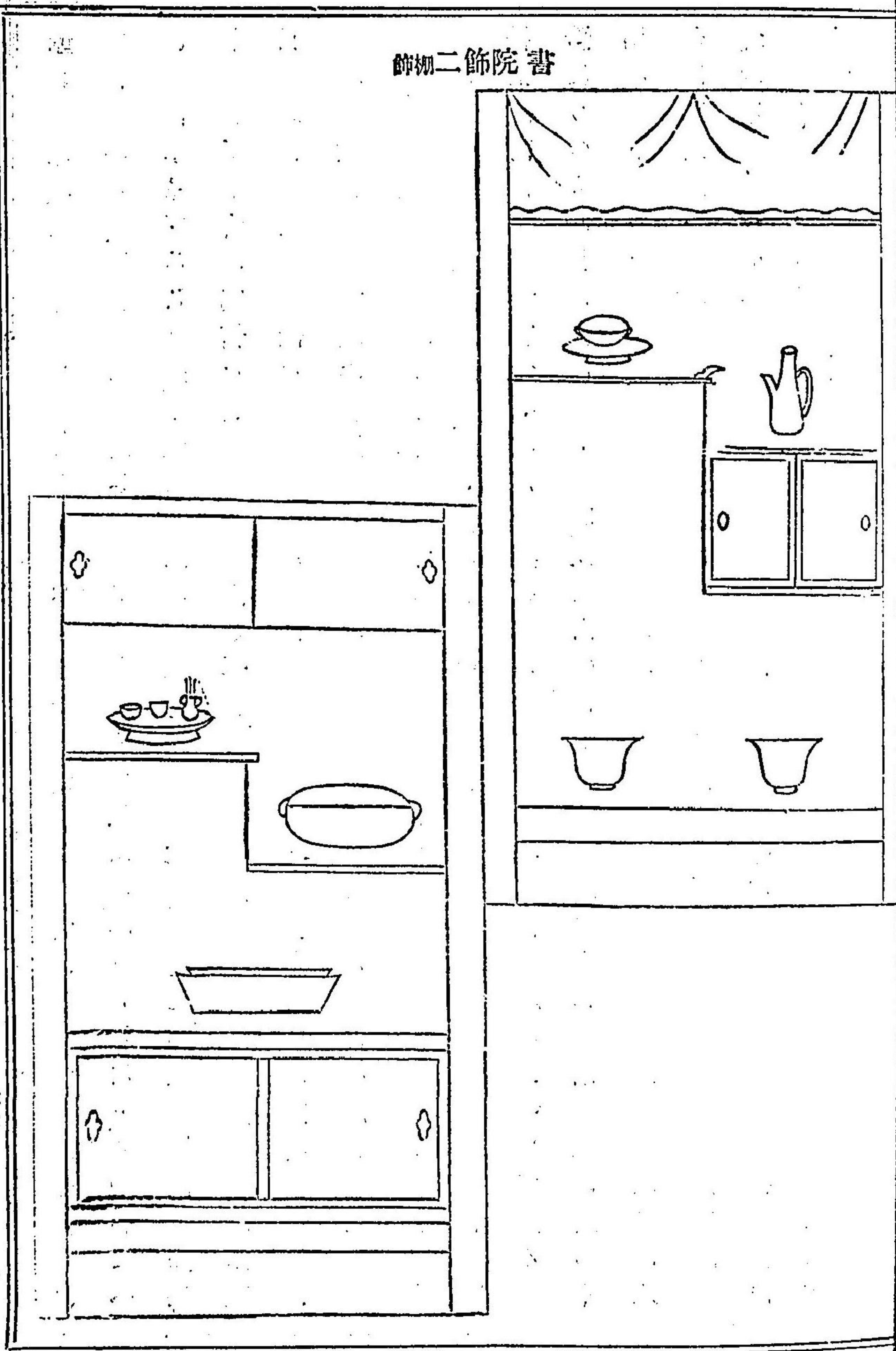
一幅一瓶



て、客を案内せられしが如き、其趣異れども、つまり同じ考よりいてしことぞかし、前者は席入の後はじめて花をみせ、客をして感情を起さしむると、後者は天然の出来

みば、席に入りて床の花をみても、感情をひき起さざるがゆゑなり。されば、豊太閤が利休の家の牽牛花をみにゆかむとて申入らるゝや、悉く花をつみ去り、一輪のみ籠にいけしが如き、又小堀遠州が六月の初つかた客の路次入せしころ、俄に大夕立となりて雨ふりしかば、わざと花をいけず床の壁にざつと水うち

書院飾二物





事にて路次の木々ぬれ／＼していさぎよき景色をみし客に對してもはや其目にて花をみるも感情をひき起さざることを了りて、只水のみうちしなり、この心ばへにて何事もすること故、平生ある限の器翫を陳列し、又は一時に多數の器翫を陳列しおきては、客の感情を動すこと少かるべし、これ茶人が平生器翫を陳列しおかず、又一時に多數の器翫をみせざるゆゑにこそ、予が室内裝飾の變遷は點茶の流行につれて、數寄屋式家屋の發達せしためなりといふも、一理あることぞかし。

さはいへ、なほ書院式の裝飾は、東山時代に相阿彌が定めしものを斟酌して用ゐしものゝ如し、即床に二幅對、三幅對の掛物をかけ、香爐一對の花瓶を置き、違棚に眞鍮料紙硯筥、古筆鑑卷物、盆石などを陳列する類なり、これも世を経るに従ひて、漸々草體にうつりゆき、近世に至りては、東山時代にて尤も草體なりし一幅一瓶の式多く用ゐらるゝことゝはなりぬ、しかし大名などは將軍家を饗應するが如きはれの場合に、東山時代の書院式の裝飾によれり、三河西尾の城主松平乘邑朝臣が、其師小堀遠州にこうて、書院飾の式を認めもらはれしもの、今なほ乘邑朝臣の子孫にあたる子爵乘承朝臣の家に傳はれるをみれば、遠州とても、やはり書院飾は、東山時代の式を本として取捨せられしが如し、されは、數寄屋式の發達の爲、全くこの式を失

ひたりといふにはあらず、只數寄屋式の發達につれて、其式漸々衰へ、大方草體を用ゐることゝなれりといふのみ、但し前にものべし如く、徳川氏の季世にても、大名はなほ東山時代の式によりて用ゐしことは、天保三年壬辰三月二十三日、尾張大納言市谷屋敷へ將軍家の立寄れし時、座敷向に飾付られし記録をみても明かなり。

中書院 床飾

- 左 龜 花瓶 青竹銅
- 掛物 中壽老人 秋月筆 沈金彫 七寶香爐
- 右 龜 卓 黒曲香合楊民作 青銅香匙火筋建
- 花瓶 青竹銅

棚飾

- 上の棚 石清水行幸記 名物
- 歌書一冊 定家卿筆 石 東山殿所持 唐銅
- 銘三笠山

- 文 鏡 銀冠
- 卷物一巻 晦堂疏 盆 青貝
- 黄山谷筆
- 沈 筥 青海波蒔繪

書院床

喚 鐘 撞木

硯 箱 梨子地松鶴蒔繪

料紙箱

奥書院 床飾

掛物 左 梅 右 竹  
中 觀音 就可翁筆  
花瓶一對 黃唐銅 松 白桃 紅椿  
拜 領 竹 紅桃 白椿

棚飾

上の棚

名物

千鳥香爐 壺 紅

名物 昭變天目 尼崎臺

茶 入 唐物大海 袋より金 圓盆堆朱

書院床

盆 石 銘亦浮橋 鉢 唐銅 壺 唐物

下の棚

眞 壺 紅網掛 銘安國寺

今の家屋は、書院式よりうつり來りたるものにて、いづれの家にも床あり、違棚、袋棚等あり、中には書院床を備へたるものさへあることゆゑ、一通り書院飾の式を心得おきて、時々應用すれば、同じ裝飾にても、式に適ひておもしろかるべし、鎮信派の宗匠にて有名なる今の松浦伯がものせられし、床飾の記、棚飾の書などいふものは、相阿彌の式を本として、遠州、鎮信兩宗匠の考をとりまじへ、今の世に適するやうに考へいてられしものにて、大に参考とすべし。

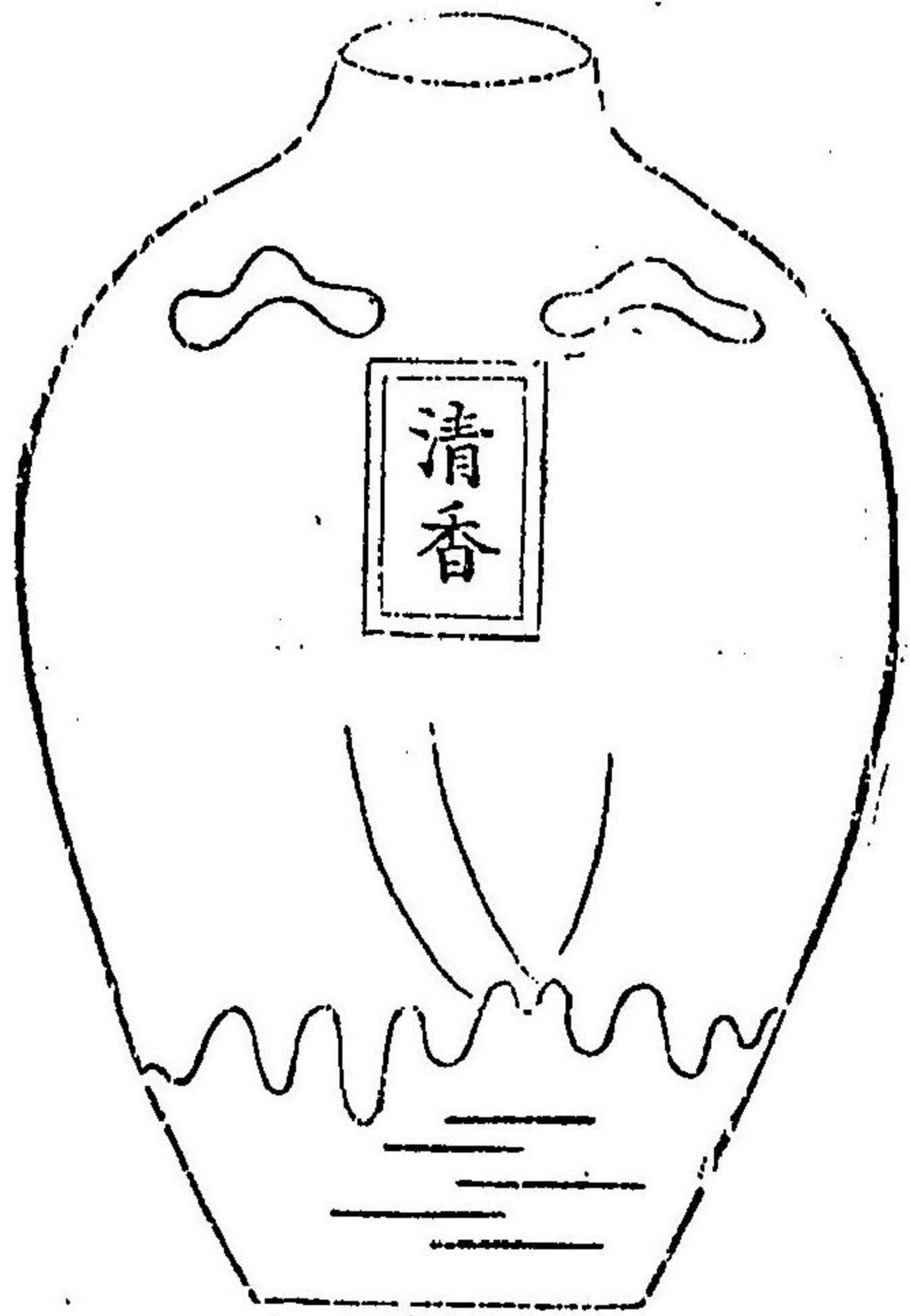
### 豊臣氏時代における壺饒

茶壺を賞翫して、座敷饒に供することは、東山の義政より始まりたることにて、かの相阿彌の君臺觀左右帳記に、眞壺清香の圖ありて、説明せること下の圖の如し。されども、同書を初め、御飭記書院饒之次第などいふ書物に、茶壺を饒りたる圖式みえず、しかし東山時代には、かの有名なる三日月、松島、松花時、雨、四十石、捨子、橋立などいふ名物ありて、義政が賞翫せしことなれば、必ず床違棚などに饒りたることありしなるべし。珠光、紹鷗、志野、宗信、千本の道悅などいふ當時の數寄者に賞翫せられしかば、茶壺の種類は、眞壺、清香にとまらず、こなたにて呼ふところの名いと多かりき、されは呂宋製をはじめ唐物その他茶人の所謂南蠻、島物、唐後などいふ類も混じ

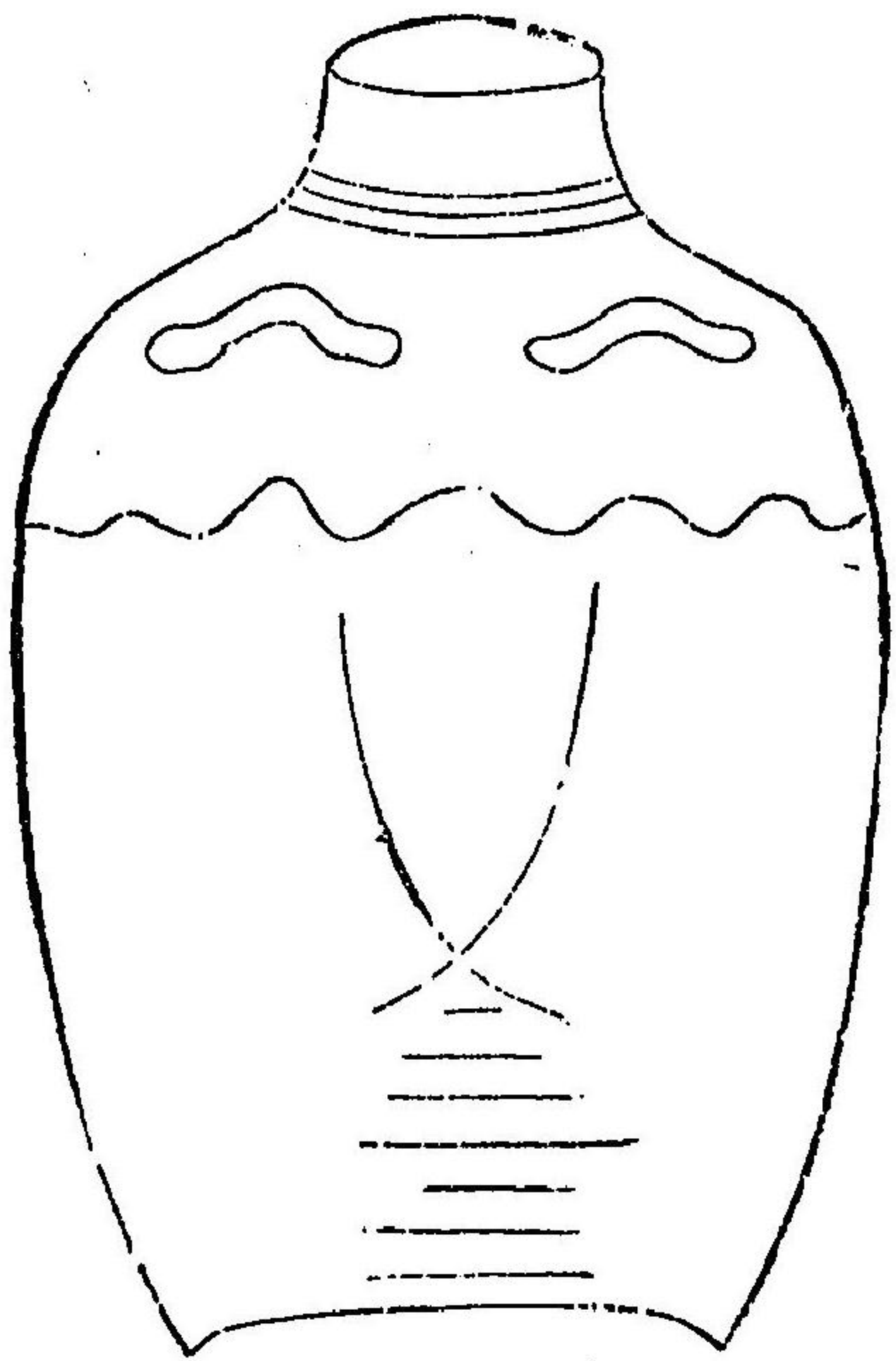
居れりとぞ、かしこにては酒砂糖類など容るゝものなるを、こなたにて葉茶を容れよく風味を保つより用ゐはじめしが、つひに一種の裝飾に供して、賞翫することゝなりしものなりといふ、今専門家のしるしたる書物によりて、當時舶來せしもの種類をあぐれば、七十三ページの部をみよ。

君臺觀左右帳記

清香ハ口ヨリナテ肩ニシテ、肩ニロクロメオホク候ハス候、スツスハリニテ細長クナリ、ソロク、土藥ハ眞壺ニマキレ候也、ヨキハ眞壺ニモナトラス候、



眞壺ハ口肩ツツクシク、肩ニロクロメニアリ、又ロクロメノナキモアリ、ソウノナリスソマテムケムクトナリヨク候、土藥ハ清香トサノミカハリ候ハス候、



壺飭の書

壺の品種

- 一 呂宋小國の名也此は眞壺といふなり、
- 一 清香則壺せいふ文字印有と上同前
- 一 西湖地名今有此も眞壺といふ、口ひきくろせはきなり、
- 一 花眞壺 此は花の形細く付る上に、藥を掛たるもの也、



などいふ名物をあつめて、賞翫せられしかば、諸大名を初め、京都、堺、大阪の商人いづれも競ひて舶來の茶壺を買入れ、互に秘藏せしといふ、そはかの太閤記に、泉州堺津納屋助左衛門といへる町人、小琉球呂宋へ渡り、文祿甲午<sup>三</sup>年七月二十日歸朝せしが、其頃堺の代官は、石田木工助にて有りし故、奏者として、唐の傘、蠟燭、千挺、生たる麝香、二疋あげ奉り御禮申上げ、即眞壺五十御目に懸しかば、特の外御機嫌にて、西の丸廣間に並へつゝ、千宗易などにも御相談有りて、上中下段々代を付させられし札を押し、望の面々誰々によらず、執候へと被仰出なり、依之望の人は、西丸に伺候致し、代付にまかせ、五六日の内に悉く取候て、三つ残りしを取て歸り侍らんと、代官の木工助に納屋申しければ、秀吉其旨聞召し、其代をつかはし取て置候へと被仰しかば、金子請取り助左衛門五六日の中に徳人となりにけりといへるなどおもひ合すべし。

東山時代より、豊臣氏時代へかけて、茶壺のいかばかり賞翫せられ、いかばかり高價なりしかば、茶器名物集<sup>天正十六年二月二十七日</sup>に載せられ、<sup>細群書類從卷五百六十九に收めたるもの</sup>に掲げられし大壺の次第に就いて見ば、かの茶入にいろ／＼興味ある歴史を有すると同じ事にて、茶壺そのものゝ價值をも、これによりて窺ひ得らるゝなり。

一 三日月 此御壺上入也

此御壺、天下無雙之名物ナリ、大ナルコブ七アリ、前ニ腰袋ヲ付タル様ナル横へ長キコブアリ、前へ少傾テ面白キト云フ事ニテ三日月ト付ル也、下フクラニテ一段ノ珍キ壺ナリ、普興福寺、西福寺所持ナリ、其後日向守道德所持、其後京袋屋所持、其後三好實休所持、其時一亂河内高屋城ニテ六ニ破申、其後堺宗易ニテツギ立、三好老衆三千貫太子屋ニ質ニ置候、太子屋ヨリ信長公へ上申候、破候テ後モ名物ノ威光猶益シ、御茶モ能候代ハ五千貫モ一万貫トモ積モナキコトナリ、御壺ノ様子口傳ニ申渡候、但總見院殿御代ニ火ニ入失申。

一 松島

此御壺、コブ卅ノ上有也、此上藥眞壺ノ手本ナリ、三日月モ天下無雙ノ土藥ナレドモ、此松島トハ替也、古人モ兩壺ノ内スキ々々云傳也、ナリハ三日月ガ珍キカ、此壺松島ト名ヲ付ルコト、奥州ノ名所松島ニ島數多シ面白キ所也、此壺ハコブ多キニ依テ松島ト付ル也、昔三日月モ松島モ東山殿御物也、其後御物等何モ打亂、中頃此壺三好宗三所持、子甚右衛門大夫紹鷗へ賣レ申候、其後宗久所持、其後信長公へ上リ申、總見院殿御代ニ火ニ入失申候、御茶七斤上入也。

一 四石御壺

關白様ニ有

此御壺昔眞壺百疋二百疋ノトキ、千本ノ道悦米四十石取ノ田地ニカヘテ茶湯ヲ仕候、東山殿御感有テ御物ニ被思遣、四十石ト異名ヲ被付ナリ。御物亂テ後奈良蜂屋紹佐所持候、其後堺宗納所持候、其後又關白様へ上候、松島、三日月ノ後ハ、天下一ノ壺也、御茶七斤半入候、土藥ニモ望ナシ御茶ノ味ハ三日月ト等キ也。

一松花 關白様ニ有

此壺黃清香也、右カツテニテ、此壺見事ニ見ユル、土黒色也、上ニコブニアリ、下藥白ク赤シ、昔珠光所持、其後金田屋宗宅所持、其後道陳所持、其後信長公へ上リ、一亂ニ堀久太郎取關白様へ上候、清香ノ内ヨリ天下ニ松島松花、三日月ト三ツ名物ニ加ル事、清香ニテ猶名譽也、御茶ノ味名人モ驚入候、舊説御茶七斤入。

一捨子 關白様ニ有

此壺捨子ト異名ヲ云フ事、世上ニハチガナキニ依テ捨子ト曰舊説アリ、是ハ非説也、チモ四ツ一段見事ナルガ有、東山殿此壺始テ御物ニナサレ候時、能阿彌ニ是程ナル壺ニ未名付ヌ事、捨子ニスルカト上意ニ付テ、今ニ捨子ト云也、上一段好土也、御茶ノ事ハ不及申、六斤七ツ八ツ入壺也。

一ナデシコ 關白様ニ有

此御壺、草花ノ事ニテハナシ、篠殿イツモ此壺ヲ子ノ如ニ秘藏シテナデラレタルニ依テ、ナデシコト云也、コブ大小十許有、六斤六ツ七ツ御茶入。

一キサカタ

關白様ニ有

此壺、コブ大小十四五有、松島ト等ト云テ、奥州ノ名所キサカタト名ヲ付ル也、此本歌ヲ申傳候。

松島ヤ、小島ノ海士ノ浦ヨリモ猶マサリユクキサカタノ月

一橋立

宗易ニ有

此壺、丹後ヨリ出候、丹後ヲ過クル名物トテハシダテト云説有、又東山殿此壺ヲ被召上時、文ヲモ不見先壺御覽被成候ニ付テ、マダ文モ見ズアマノ橋立ト云歌ノ心ニテハシダテト付タル説有、名人ノ一世所持ノ壺ナレバ、御茶ノ事并御壺ノナリ土藥何モ言語ニ絶シ候、七斤入壺也。

この外、兵庫彌帆、九重、八重櫻、白雲、裾野、雙月、時雨、淨林、千種、深山、殘雪などの名壺をのせたり。

豊臣秀吉が、この外茶壺を賞翫せられしことは、神谷宗湛筆記天正十五年の筆記、續群書類從卷五百六十、北野大茶湯之記天正十五年などに載する所にも、豊臣氏のみならず、宗易、休夢な

どの數寄者を初め、大阪、堺、京都の商人に請待せられし時も、大抵茶壺を床に飾りおきたるが如し、かの宗易が橋立を飾り、休夢が佐保姫を飾りたるの類なりき。なほ神谷宗湛筆記より一節をぬきて、當時茶壺のいかばかり貴人に賞翫せられしかをしらしめむとす。

宗湛は、實名を美清といひ、通稱を吉四郎といふ、筑前博多の商人にして、慶支那、朝鮮、呂宋、暹羅地方へ來往して貿易をなし、富巨萬を累れ、天正十四年十月京師に上り、紫野大徳寺において、古溪和尚に得度なうけ、祝髪して、置安齋宗湛と改む、寛永十二年十月二十八日歿す、年八十五。

一 正月三日寅剋に御城に罷出候時、御門外にて宗及老御取合にて、宗易に掛御目候、大名小名乗物にて出仕の體おびたしき様子なり、卯剋堺衆五人同前に罷出申候、先廣間に各同前に罷居候也、奥より石田治部少輔殿御出有之、宗湛一人計を御内に召れ、御茶湯のかさりを一通拜見させられ候、其後本の廣間に罷歸、夫より暫有て進物を上當面致候なり、其後堺衆五人則參上候て、御筋を拜見候へとの御定にて、關白様御跡より各同前に拜見仕候處、筑紫の坊主どれぞと御尋被成候へは、宗及是にて候と、御申仰出るには、殘の者どもはのけて、筑紫の坊主一人に能見せよとの御詫候、堺衆皆様へ出られ、宗湛一人拜見仕、椽に罷出候て、暫御筋を見

申、關白様御詫には、多人數成程に、四十石の茶計にては足まい程に、撫子と松花の茶を今挽せて、谷吞せよとの被仰出候得者、松花の御壺宗易、撫子の御壺宗及、床より持おろして、御茶被出候、又本の所に直し被置候、其より御膳出候なり、其時は我々共は、罷立次の廣間に罷居候へ者、關白様御詫に、筑紫の坊主に飯をくはせよと被仰出候程に、御前に罷出大名衆同前に御飯被下候なり、左候得者多人數にて御座敷つまり候程に、座敷の真中に細屋宗及と宗湛とうしろを合せて罷居候、其外には京堺の衆、又御通の衆多人數なり、其内石田治部少輔御通にて、宗湛同前御馳走被成候也。

床の御筋の事

- 一晚鐘前 撫子御壺口覆萌黄金欄緒紅
- 一青楓前 四十石御壺口覆萌黄金欄同
- 一雁繪前 松花御壺口覆同

北野大茶湯之記

- 三番 御棚後
- 一四十石大壺

一志賀同

以下略之

宗及請取分

一大壺なでしこ

以下略之

利休請取分

一大壺捨子

以下略之

宗久請取分

一大壺せうくわ

以下略之

元來壺筋には、書院筋、數寄屋筋の二種ありて、書院筋には、床違棚などの下に筋ることにて、別にこれといふ式はなかりしも、數寄屋に至りては、宗易以來、いろくの式をたてしものすることとなれり、今其一斑をいはす。

壺筋之書

一壺の名所

口の際に筋あるをロクロメといふ。

乳の下に山形の如くなる筋有を遠山といふ。

壺の中ほどより下に筋有を裾野といふ。

薬の流れ止りを寄といふ。

一壺の袋

眞の袋 此は何にても織物緒ツカリ長緒なり尤裏を付るなり。

行の袋 此は紗の類或は高宮布名類にても一重袋なり。

草の袋 此は壺の口際までに袋を致しツカリ付て長緒を通し結ふなり。

眞行の袋に入る時は口覆取緒なし。

革の袋に入る時は口覆緒付るなり。

壺網へも入る。網の色は紺、紅、紫なり、すそのあしき壺、書院などにては網へ入筋

る。尤緒は風帯にても取緒にても結ひ其上を網へ入るなり、緒は兩方蓋の上

て眞結にするなり。

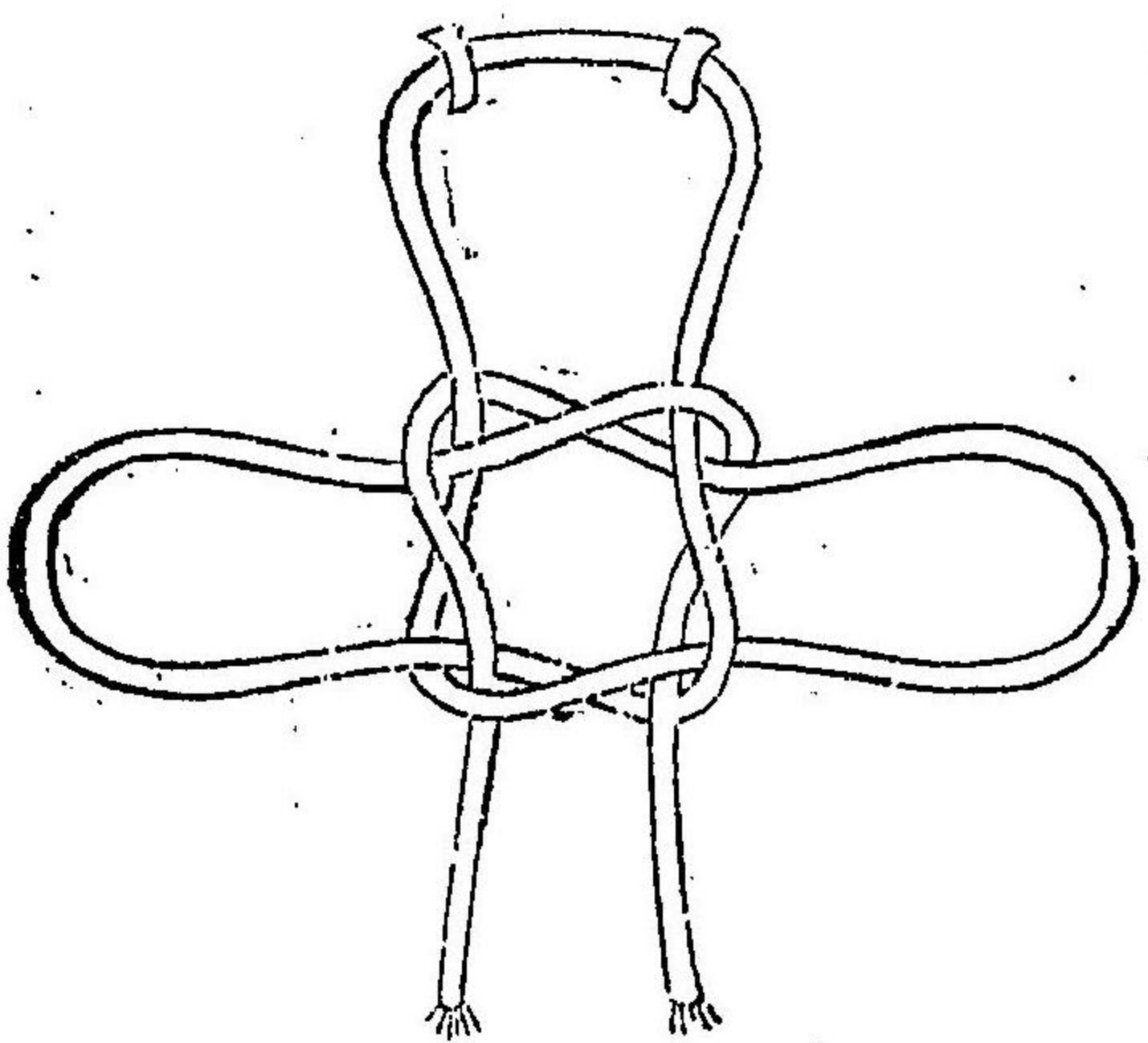
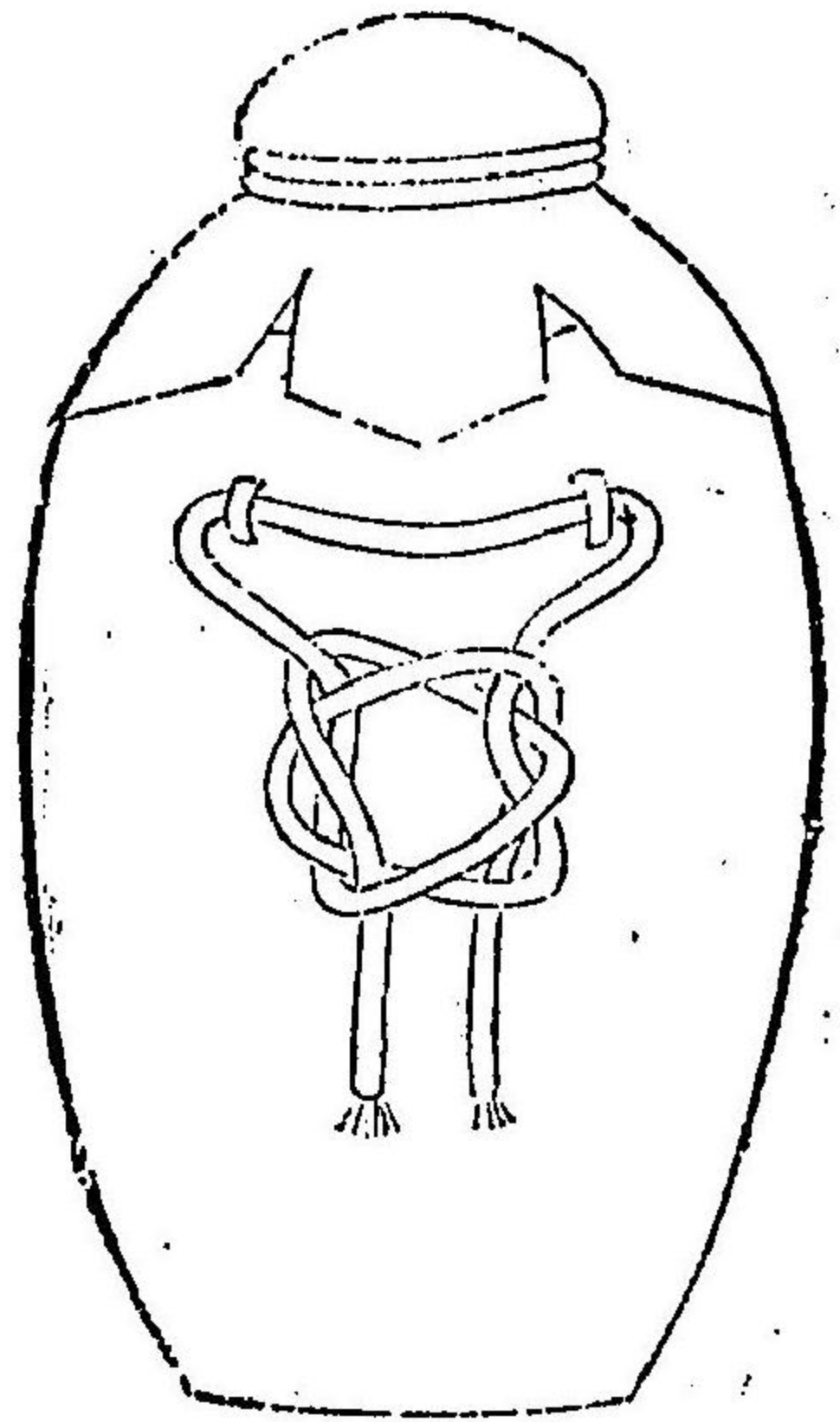
利休網の目大きく好し也利休所持の壺の内、すれしといふ

乳緒風帯



壺筋之書

乳緒圖

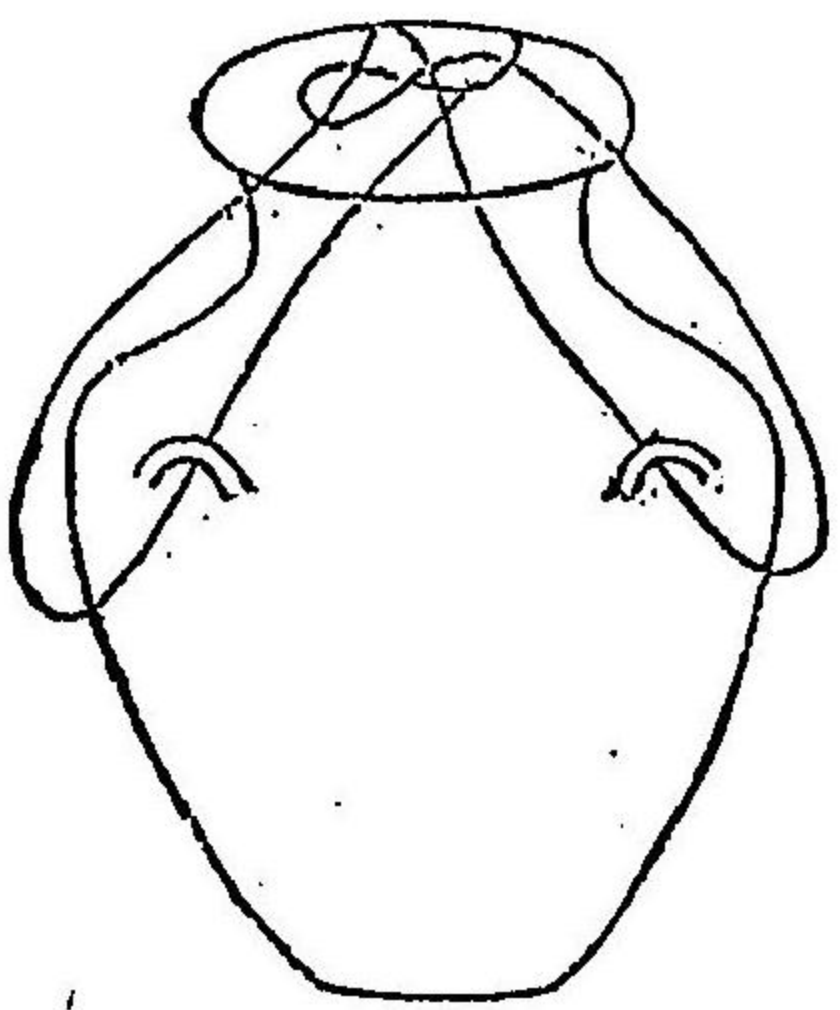


槐記

享保十四年九月十二日

槐記は、保壽院法眼山科道安が、屢近、術家熙公即豫樂院殿に侍して、公の談話を筆記せしものに係れり、さて公の茶道は、後水尾天皇の皇子にて、常修院宮慈胤法親

王と稱し奉りし御方の御門弟にして、常修院宮は金祿宗和の流を遊ばし、御方なれば、この乳緒の式は、金祿宗和の式と見るべし、



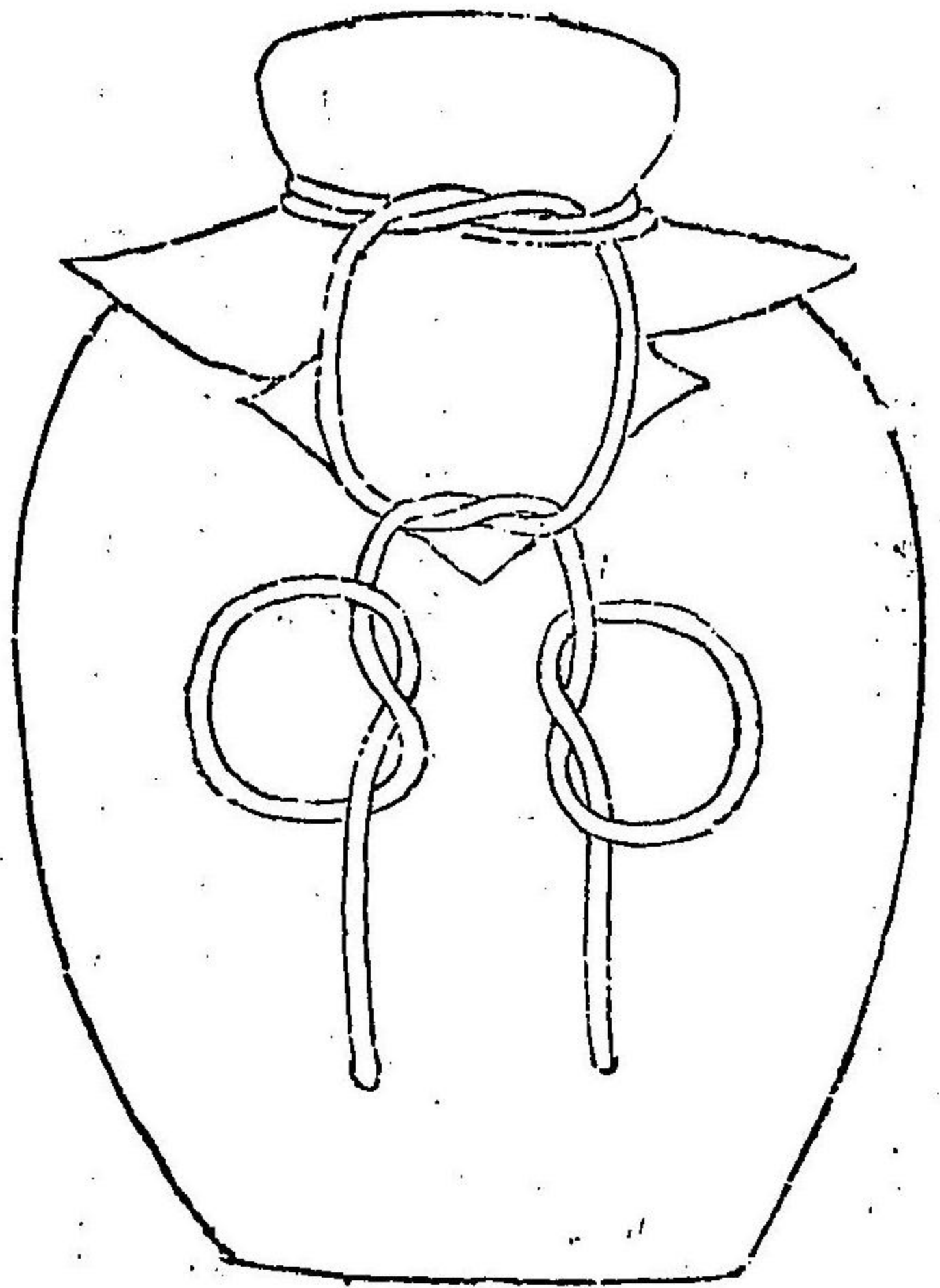
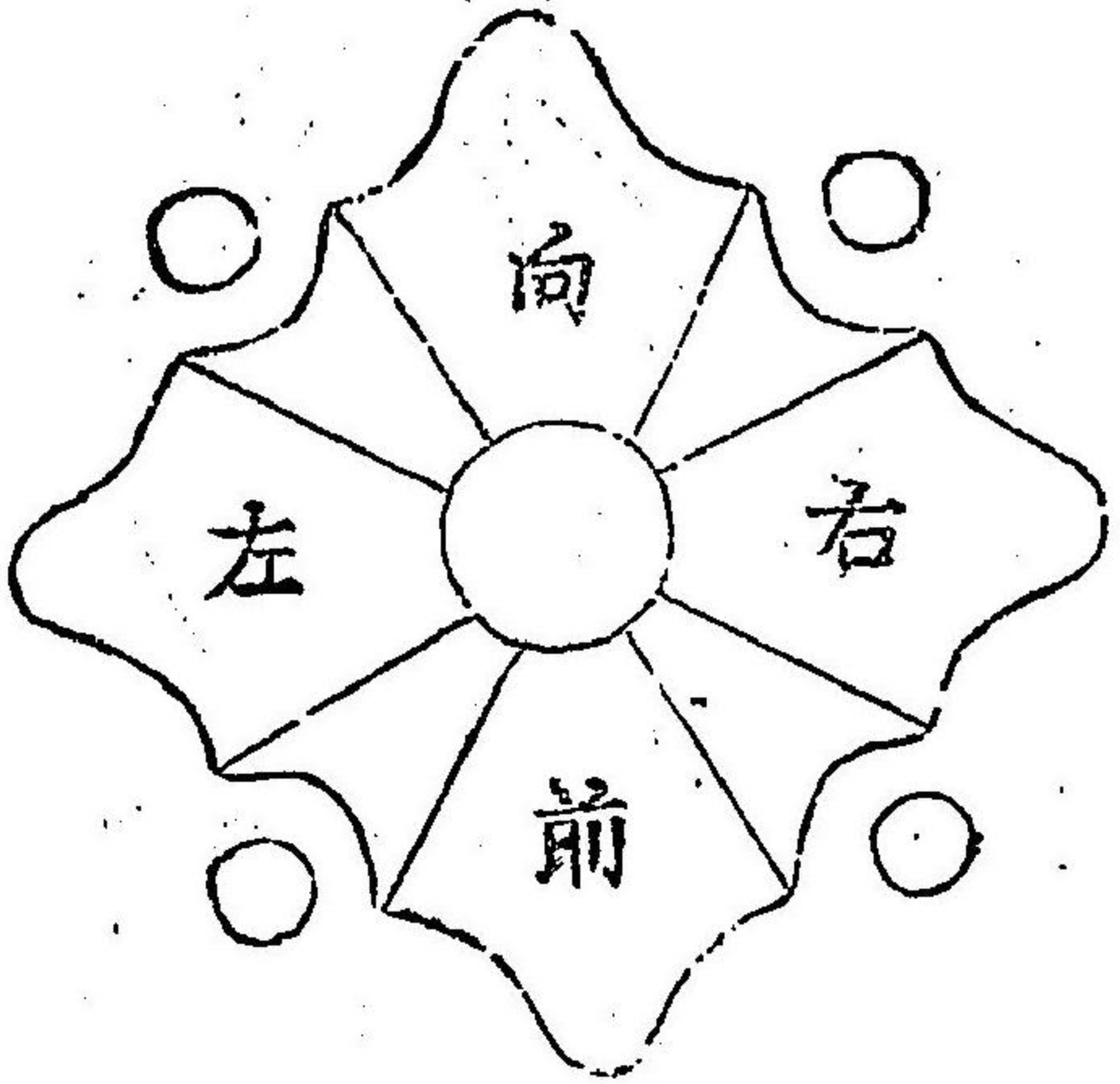
今日壺ノカサリヲ御傳授ナサル、側ヨリ是ヲ拜見ス、壺ニ乳繩ニテ筋ルト網ニテカサルト二通りアリ、乳繩ハ眞ナリ、アミハ草ナリ、乳繩ト云ハ紫ノ組糸ノフトサ渡リ三分バカリナルモノナリ、アミハ二筋ノクミアミナリ、乳繩ト云ハ四ツノ乳ニ二筋ノ繩ヲ二ツニ通シテマスビニ結フ、

兩方ニテ二筋ノ繩ノ先ヲナニナリテ四筋トナル圖ノ如シ、乳ニ繩ヲツクルハ、ソレニシカレトモ大事ノ壺ヲ提テ、若シ乳ノ草トスルコトナリ、

徳川氏に至り、壺筋の事は、大に衰へたれど、なほ千宗且ごろまでは行はれしかば、藤村庸軒などは、宗且より其法をうけつぎしとぞ、小堀遠州遠江守は、あれほどの數寄者なりしかど、茶壺筋はせられざりしものとみえ、小堀道具入日記世に遠州御小堀遠州所持名貨記録などにも、茶入の名物はあまたみゆれども、茶壺は一つもみえず、片桐石州石見守は壺筋を好まれ、自分も伏見といふ名物を所持せられき、されば石州は其式を松浦鎮信に傳へられ、この二流にて、口切の茶湯には、稀に壺筋を用ゐし

といふ其大略をあぐれば、

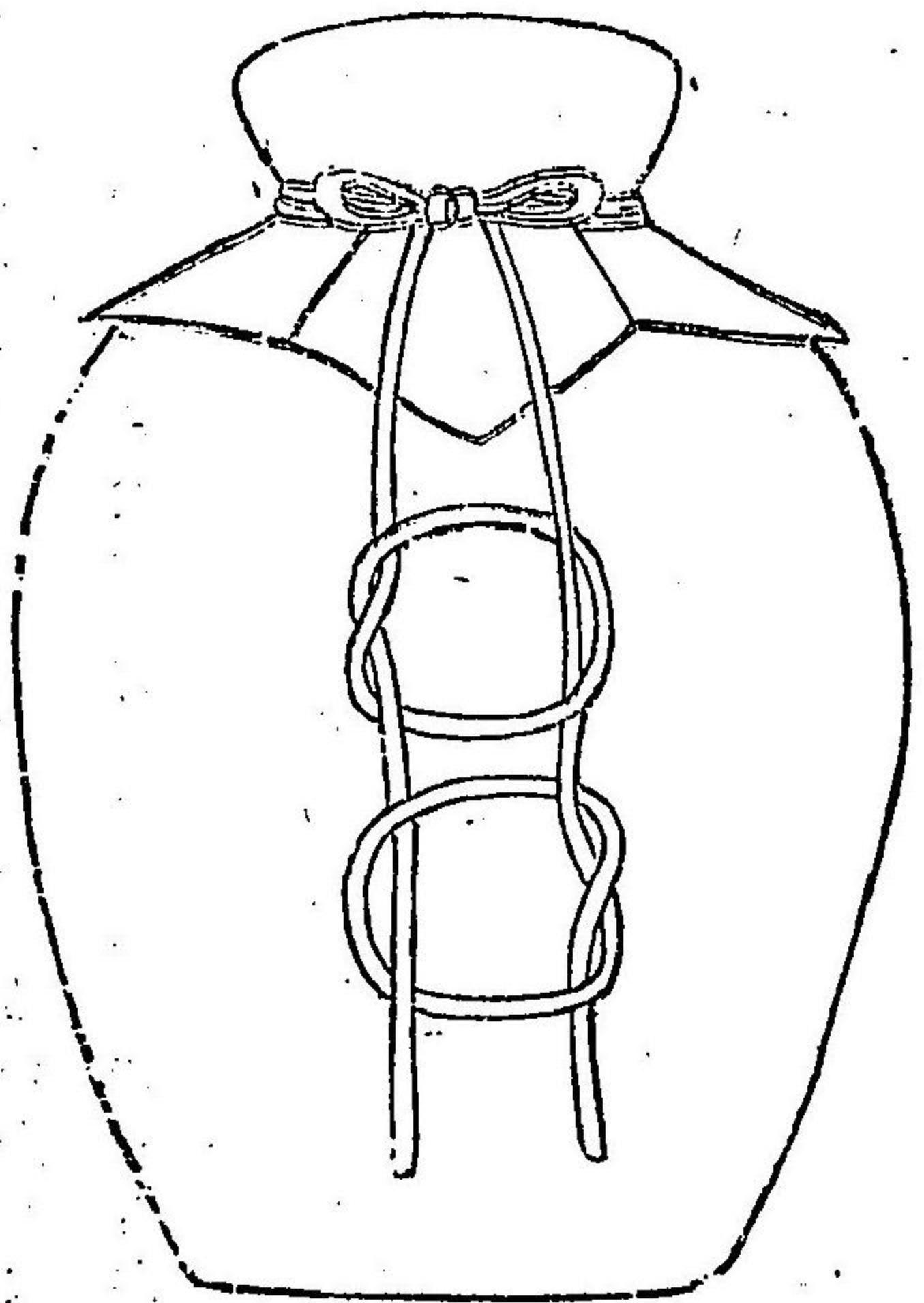
壺飭之日記



壺飭之書

一茶の湯の時、四疊半の床に壺をかざり置事は、大方口切の時致す事なり、壺によりて、常にも置合たる事、古書にみえたり。

一右かざり置たるを、客所望にて亭主あろす節、壺のおひの下を右の手にて抱、左の手を壺のこしへそへ、少向へ傾け身に附抱下し、勝手口へ持來、壺のおひを左の手にて押へ、右の手にて口覆の向の隅の所を取前の方へ引抱、表を疊付にして置、取緒を二ツ持口覆の中へ納置て壺を取、前のごとく抱上客の前に横にころがし置、亭主は勝手へしさり、客のみるを見て居るなり、壺の挨拶時宜敷相應に致す。



一客亭主ころがし置を抱起、相客へ通り挨拶、亭主へもどくと拜見いたし度挨拶

して壺を抱横にいたし廻し、とくと一覽の上、相客へ遣し申候、客亭主へ口覆并取緒所望、亭主へ返し、其壺に装束を好みても可なり。

亭主勝手へ壺持入、壺の入日記を持出、御望の茶挽かせ候て、逆の事に上可申と云、入日記、大方壺の箱の蓋の裏に張置なり、小座敷せばき所へ出し取扱もいかゞなれば、入日記は、外にかねて茶師に申付、奉書或は引合など横折目録紙の如く折書付させ置、それを客に見する事なり。

一客入日記を見て、初昔は又珍客の爲に御殘し置、後昔を御挽せ候へなど、云時宜敷挨拶あり、主客の様子次第なり。

又一種關戸筋と稱する式あり、宗和流も石州流も大抵同しことなから、槐記によりて、其式をあぐれば、

サテ壺筋ト云コトハ、昔ハアリタルコト、近代ハ珍シキコトナリ、關ノ戸筋ト云コトアル由モ世ニテ關ナレドモ、ツイニ御前家熙ニモ其茶ニハ御アヒナサレズトナリ、壺筋ノ茶ニハ御アヒナサレシ由ナリ、常門常修院宮ノ仰ニモ、關ノ戸筋ナドハセヌガ、ヨキナリト仰ラレシトナリ、昔ハコトノ外ニ壺ガ大キニアリタル由ナリ、今時ノ眞壺ノ一斤ヤ二斤ナド入ハナキナリ、夥シク大ナル壺ナドハ、小床ニモカザ

ラレマシ、關ノ戸ニカザルモ面白カルベシ、小キ壺ヲ關ノ戸ニカザルハ何ノ益ナキコトナリ、サテ若シ關ノ戸カザリノトキハ、ニジキ上リヲ開テ、中ニ壺ヲ横ニシテ筋ルコトナリ、眞ロクニシテハカザラヌナリ、コレモ尤ナルコトナリ、大ナル壺ヲヨシ、トカザルモ異ナ、モノナリ、コノトキハ客ノ分ハ、戸ヲ開キテ是ヲ見物シ、一人、カハル、ホメテ、客ノ中ニ宗匠アラハ、正客ノ人ヨリ挨拶シテ、壺ヲ正スベキ由ヲ云、ソノ人中客ナリトモ下客ナリトモ罷出デ、壺ヲ床へ直ス、直スハ床ヘナオスコトモアリ、壺ノ而シテ客ミナ入テ、亭主へ壺ヲフロサレ候へトクト拜見致シタキ由ヲ申ス、亭主コノ片サアラバ御目ニカクベシトテ、亭主口ヲタテ、内へ入テ、勝手口ヨリ出テ壺ヲ床ヨリヲロシ、壺ノ中ニ乳繩ニテモ網ニテモハツシテ、ソレヲ勝手ノ方ヘカリニヲキ、壺ヲモトヘ直シ、サアラバ御覽候へトテ、勝手口へ引退ク、皆々ウチヨリテコレヲ見ル廻スコトハナシウチヨリテミル、口覆カラ壺ノ景サテハ乳ノ付ケ様マデハ蓋ヲアケテ見物ス、名物ノ書付ヲ判ガアリヤト問テ、アリト云へハ、壺ヲ横ニ抱ヘテ壺ノウラヲミル、サモナケレハウラヲミズ、イヅレモ拜見シヲハリテ見ゴトノ由云テ一禮ス、コノトキ亭主アミヲ肩ニカケテ、左勝手ナレハ右ノ肩壺ヲ抱キテ入ル、壺ヲ兩ノ手ニテ持コトハセヌ

コトナリ、壺ハ是非トモ一方ノ手ニテ抱キ一方ノ手ヲソヘテ持モノナリ、右勝手  
左勝手  
前ナリ同コレモ勝手口ニ入ル。

數寄屋に壺を飾る式は、後世に至り全く絶えたれども、大名などの書院には、まゝ祖  
先より傳來せし名物の茶壺を飾りしとぞ、しかしこれも稀にすることにて、昔の如  
くいつもくすることにはあらざりき。甲子夜話に載する所、天保中尾張の徳川家  
が市谷の本邸へ、將軍家の立寄られしとき、書院筋に安國寺といふ名物の茶壺を用  
ゐられしが如きは、いとく珍しき例なりきとぞ。

天保三年壬辰三月廿三日、尾張大納言殿市谷御屋敷御立寄の節、御座敷向御筋  
付。

奥書院上段床

掛物 中觀音竹  
左右梅竹

就可翁筆三幅

花瓶 黃唐銅

一對

花 松白桃紅  
竹紅桃白椿

棚

名物 千鳥香爐

名物 臺別紅

名物 曜變天目

名物 尼崎臺

茶入

唐物大海

袋より金  
大圓盆 堆朱

同下

茶壺

紅網掛 安國寺

かくの如く徳川氏に至り、壺筋の式は衰へしも、なほ其昔名壺を送りて、宇治の茶師  
に茶をつめさせし遺風は、大名のみならず商人などにも残り居りしといふ。かの寛  
永九年以來家光將軍が始めし茶壺の往來の如きは、政略上の意味もありつらめど、  
これ又父祖の遺風よりいてたるものとおもはる、そは左の古文書によりて味ふべ  
し。又維新前までは、諸大名いづれも茶壺を送りて濃茶をつめさせしが、そを宇治に  
ては大判詰といひき、一壺に付大判金一枚づゝ與  
へし壺よりいてたる名なり

宇治古文書

夏茶相詰壺到來、遠路一入祝着候、猶大久保相模守可申候也、

六月廿二日(慶長十年)

秀

忠華押

上林三入古文書

豊臣氏時代における壺筋

一書申入候、御茶御しまい被成候哉、今度大坂兩度之合戰

尙々我等二壺つまり候は、此月に而越候而可被下候、次輕

掃部被得勝利候、可御心安候、大坂無程落城、掃部奉行に而

微に候へ共、かつほ五連進し候、任到來如此候、

秀頼御腹めされ、昨日至伏見、歸陣仕候、天下靜謐、各迄可爲御満足候、依掃部壺も

頓而もたせ可進候、内々御茶御心懸被成可被下候、何も期面上之時、候恐々謹言、

五月十一日

岡 半 介 華 押

藤三入様

人々御中

將軍家より年々宇治へ送られしは、福海、庚申、志賀、埋木、日暮し、虹、旅衣、藤烈、補狹、太郎五郎にて、其中三壺づゝ代るゝ送られしとぞ、これを要するに、茶壺を座敷筋に供することゝなりしは、東山時代紹鷗の創意にいて、宗易これを大成して、豊臣氏時代に最も盛に行はれ、書院筋より敷寄屋筋にまで用ゐられしが、宗易以後僅に宗旦、片桐石州によりて其式を傳へられしも、其以後は千家に於いても用ゐざるより、漸々衰へて、茶入のみ愛翫することゝはなれり。

二條家と冷泉家

二條家、冷泉家ともに其源を俊成卿より發す、俊成卿は法性寺攝政道長公の第六子長家卿よりいでし家にて、俊成卿は其孫にあたり、俊成卿は初め名を親家といひしが、葉室權中納言顯隆卿の子となるに及びて顯廣と改められき、其後本宗に復歸し、更に名を俊成と改められたり、皇太后宮大夫となり、其家五條にありしかば、世に五條三位といひき、この卿ことの外、和歌に秀てられしかば、ことに和歌所の俸邑として、播州三木郡細川莊、江州坂田郡小野莊を賜りぬ、これより適子世々襲封することゝなれり、俊成卿の子定家、冷泉と號し、又京極と號す、父俊成卿の如く、和歌をよくよまれしかば、和歌の事つひにこの父子をもて世範とするに至りぬ、定家卿爲家卿を生む、爲家卿嵯峨中院に住す、子三人あり、長を爲氏といひ、次を爲教といひ、季を爲相といふ、爲氏卿は御子左と號し、其後裔を二條家と呼べり、爲相卿は後妻の出にて冷泉と號す、爲家卿初め文券をもて、播州細川莊を爲氏に付せられしに、其後爲氏卿不孝の事ありしとて、更に文券をもて、爲相卿に付せられたり、建治元年五月一日、爲家卿の薨するや、爲相卿なほ幼少なりしかば、爲氏卿強ひて細川莊を奪ひぬ、播磨新風土記、播磨古跡考等、これによりて、其大さを察すべし。爲相の母北林禪尼、鎌倉に赴きてこ

れを將軍惟康親王に訴ふ、十六夜日記は、この時の作なり、爲氏卿其子爲世と共に、又將軍に訴へ、久しく決せずして論争やまざりしが、將軍守邦親王のとき、其執權相模守北條熙時曲直を判して、正和二年七月二十日、公牒を爲相卿に付して、其所有に歸せしむ、爲相卿鎌倉にとゞまりて藤谷に住し、つひに其所において薨す、これ二條冷泉の分れし所以なり、さて二條家は爲氏卿の子爲世卿爲通、爲藤、爲冬の三子ありて一時榮えしも、後に至りて其末絶ゆ、されどもなほ後世和歌の道に二條家といふは、この家の和歌のちきてをうけ傳へられたる家をいふなり、其子孫をいふにはあらず、さるを冷泉家は、爲相卿の子爲成早世せしかど、二子爲秀卿其跡をつぎて、爲邦、爲尹の二子を生み、とにかく其系統を永く傳ふることを得たり、さはいへ既に細川、小野兩莊とも、武人の爲に横奪せられて、いとく困難なりき、爲邦いて、二條家爲氏の孫爲明のあとをつぎしかど、これ又世祿を失ひて空しく累代の典籍を保ちしのみ、これによりて爲尹卿爲秀卿のあとをつげり、爲尹卿に至り、應永二十三年五月、將軍左大臣義持公播州細川莊を還付せらる、爲尹卿爲之、爲員、持爲の三子を生み、これに又上冷泉、下冷泉の二家に分れたり、上冷泉は爲之卿のあとにて、下冷泉は持爲卿のあととなり、持爲卿初め名を持和といひて、叔父爲邦の養子となり、二條家をつがれ

しが、其後復歸して細川莊の内を分與せられ、別に一家を起されき、持爲卿の子成爲卿將軍左大臣義政公に寵せられ、後政の一字を授けられて政爲と改む、享徳二年五月、江州小野莊を還付せらる、政爲卿の子爲孝卿より爲豊、爲純に至るまで、世々播州に住し、歳時入朝せしとぞ、爲純卿爲勝、教勝、肅、俊久、爲將の五子を生みしが、天正六年四月一日、赤松氏の旁族別所小三郎源長治の爲に、兵をもて細川莊を襲はれ、爲純卿其子爲勝と共に其兵を防ぎて戦死せらる、肅憤慨にたへず、これを織田右府の將筑前守秀吉に訴ふ、されども其意を達すること能はざりしかば、つひに母を奉じて兄弟と共に京師にいづ、肅の子爲景、後水尾帝に仕へ圖書頭に任ぜられ、細川小野兩莊の首尾の字をとりて號を細野と賜ふ、後光明帝の時、正保中勅して叔父爲將のあとをつがしめられ、城州愛宕郡小山村、相樂郡林村及小寺村の三所において采地を賜ふ、二帝の恩命によりて、下冷泉家も亦上冷泉家と共に、其系統を保つことを得たり。

二條冷泉二家系圖

法性寺攝政道長

道長第六子 長家

權大納言 號御子左又號三條

忠家

權大納言 號小野宮

俊忠

權中納言 號二條院

俊成

初親家後俊成 稱五條三位

皇太后宮大夫 定家

民部卿權中納言 號冷泉又號京極



### 室町幕府の明貿易

北條氏滅びて、間もなく南北の亂起り、財用缺耗せしかば、諸國の豪族皆船を出だして元に通せり、足利尊氏の嗟峨に天龍寺を建つるや、僧疎石直義に謀りて、良材器具の要脚を、元に募縁せんことを請ふ、北朝明經明法博士に下して議し、其請を聽し、毎年船二艘を出だし、商賣の好惡に拘らず、歸朝の上現錢伍千貫を、寺家に納めしむる事を約し、康永元年南朝三年の興航海を始む、これを世に天龍寺船といふ、正平の末支那の朱元璋、元帝を逐ひ立ちて帝となり、國を明と號す、明年書を征西府に贈りて、修好を求む、征西將軍の宮懷良親王、其書辭無禮なるを以て、これを却け給ふ、明又趙秩を遣し、親王に謁して、修好を求む、親王僧祖來に命じ、送りて明に往かしむ、明我國俗の浮屠を信ずるとき、建徳二年僧祖闡克勒等を遣し、祖來を送り來り、大統曆を親王に贈りて、其年號を奉ぜしめんと欲す、親王怒りて、使者を拘留すること二年、祖闡等私に書を、天台座主尊道に贈りて、關西親王の爲に阻られて、京に入ること能はざる旨を訴ふ、義滿これを聞き、大に驚き、二僧を迎へ書を明に贈る、この後義滿、島津氏等使を遣して、通信を求めしも、其國書なきと、彼の年號を奉ぜざるとを以て、皆却けらる、明の左丞相胡惟庸、竊に明室を篡奪せんことを企て、助を藉らんと欲し、寧波の指

揮官林賢を征西府に遣し、援を請ふ、親王これを聽し給ひ、弘和元年僧加瑤を遣し、許りて進貢船と稱し、精兵四百餘人を率ゐて赴かしめらる、されども胡惟庸謀破れて、應ぜざりき、其後胡惟庸を誅し、林賢の獄起るに及びて、日本に通ぜしこと顯れ、遂に通商を絶ち、海防を嚴にす、應永の初筑紫商人肥富コイツミ某、明より還り、兩國通信の利益を陳べしかば、義滿僧祖阿を遣し、肥富を従はしめ、支那に赴き、始めて明に通ず、明主允炊文建叔父燕王棣と戰ふ、我使を接見して報聘す、義滿又使を遣すや、其國亂を聞き、兩様の表を齎して往かしむ、至れば燕王帝位に上る、表を得て喜ぶこと甚し、やがて、義滿を日本國王となし、勘合信一百通を送り、十年を一期とし、其人員二百人を限る、若し聘問其期に非ず、且刀槍を携ふるものは、寇を以て論ずる事を約す、義滿自ら兵庫に至りて、其使を迎へ、京師に館せしむ、禮遇甚厚し、其後明又使を遣し、國書を齎し來る、義滿これを北山に廷き、明人の裝束を着け、明輿に乗り、明人をして舁かしめなどして、喜びたりき、されば鎮西に令して、海賊の明を犯す者を捕へしめ、又諸國の守護に命じて、商沽に勸め、明に貿易せしむ、こゝに於て又兩國の貿易盛に起れり、義教永享中、僧道淵を遣すや、明帝瞻基宗宣雷春、裴寬を遣し、封爵を授け、海賊を禁絶せしめ、信符二百枚を給して、勘合となす、諸國守護、五山南都の僧、兵庫堺の商人等、其符を受け



て貿易す、幕府義満の時の例に倣ひ、大内氏に勘合符を託せしかば、これより明貿易は、専ら大内氏の管掌することゝはなりぬ、義教、義政、義植、義澄、義晴、皆五山の僧を、使臣として通ず、大永中細川高國、僧瑞佐及宗素卿を明に遣す、大内義興も亦僧宗設を遣し、兼行して寧波に達せしむ、瑞佐後れて至り、先後を争ふ、素卿府吏に賄して先に謁す、宗設大に怒り、大監頼忠都指揮表斑、劉錦を殺し、大に寧波紹興を掠め、迫りて城を出さしむ、閩師馬より墜ち、守臣城を棄て、遁る、我兵追ひて鎗を奪ひ、日本の國號を以て、府庫を封ず、淹留旬日帆を揚げて去る、明宗素卿を獄に下す、これより我邊海の民、江南沿海の地を掠むること甚し。

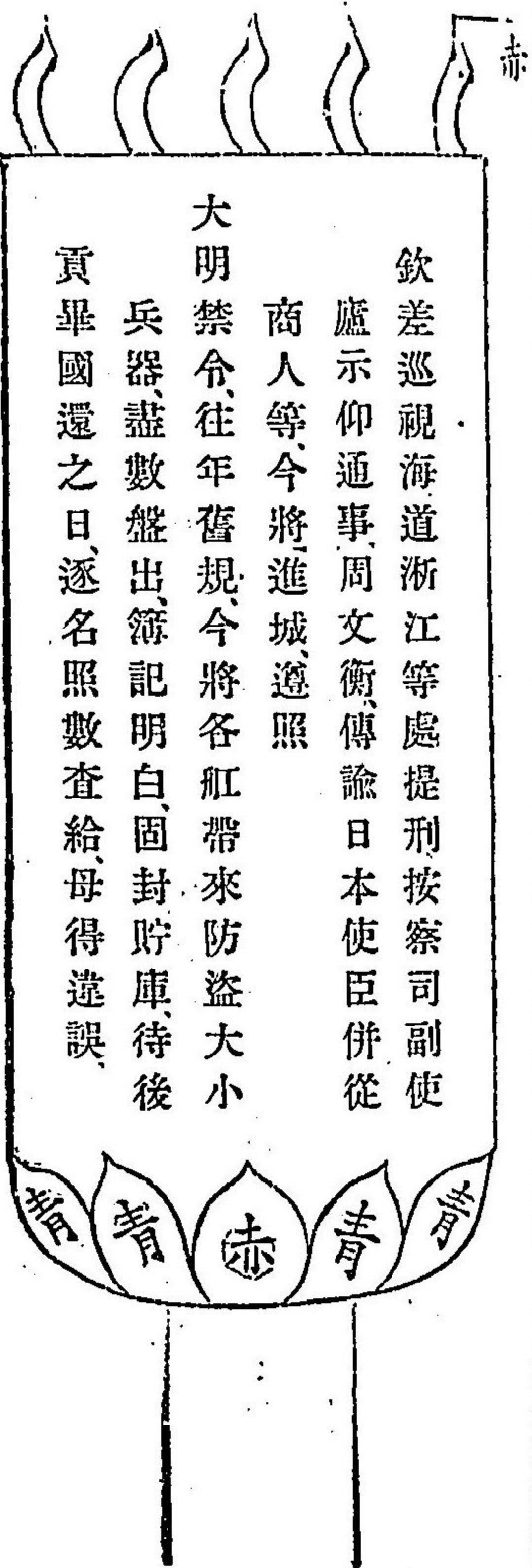
南朝の西征府も、明國貿易の利を得んと欲せしかども、常に對等の位地を以て、修好を完うし、通商をなさんと試みたるが故に、其目的を達すること能はざりしが、北朝の室町幕府は、膝を屈して彼の冊封を受け、日本進貢船成子入明記に云ふ、進貢船旗長一丈三尺、廣三はたはり、書字日本國進貢と稱して、修好を結び、遂に貿易の利益を占有したりき、足利氏は、飯尾氏を世々唐船奉行とも唐奉行となし、外番贈遣方物通信貿易の事を掌らしめ、又同朋衆を以て、唐物奉行となし、八朔の當日、諸家へ分配する唐物を鑒定して、それ／＼の品を定めしむ、其進貢船を出だすや、進貢物の外に、附搭品を官庫に納れて、其直錢を

受く、大内細川家も船を出だして、附搭品の利を占む、又公方様御商賣物と稱し、太刀、扇子、銅、硫黄の類を送りて販賣せしむ、大抵五山其他の僧徒より、年始進上の物、或は諸國の守護より、進獻せしものを以て、これに充つ、猶これ等の進獻物のみにて、足らざる時は、大内家より其用途を仰ぎて、買入るゝを常とす、この外商人の船を類船と號し、進貢船に隨行せしむ、允澎入唐記に、檢類船勘合、入夜薩摩船載硫黄、至一號船爲本船、屬之者、諺曰、類船、又一號船開洋、類船七艘從之、一晝夜走六七十里、又類船只見三帆于六七里外、などいひしもの、これなり、進貢物は、太刀、扇子、屏風、漆器、瑪瑙の類、渡唐貨物諸色註文に云ふ、一御屏風、金三雙、野一疏、黃一萬斤、島津相摸、守一御瑪瑙、大小、一龍、事、近年、屏にて、一御屏風、金三雙、野一疏、黃一萬斤、島津相摸、守一御瑪瑙、大小、一龍、一進物、次、振事、一御進物、太刀、百振、之事、一長太刀、百枝、一、龍、百、本、事、成子、入、明、記、に、云、六、面、百、枝、長、刀、百、枝、朱、松、百、筋、朱、扇、子、百、把、皆、形、骨、給、箱、入、之、にて、獨、幕、府、の、み、な、ら、ず、使、臣、奉、行、居、座、通、事、從、僧、に、至、る、ま、で、そ、れ、／＼、分、に、應、じ、て、進、貢、す、る、を、例、と、す、一、回、の、船、賃、凡、三、百、貫、文、大、乘、院、雜、事、記、成、子、入、明、記、に、作、る、に、し、て、此、外、正、使、に、五、十、貫、文、居、座、に、卅、貫、文、惣、船、頭、に、卅、貫、文、通、事、に、廿、貫、文、目、聽、に、廿、貫、文、船、頭、に、卅、貫、文、船、方、に、十、貫、文、を、給、す、航、路、は、兵、庫、を、發、し、尾、道、赤、間、關、博、多、多、志、賀、島、を、經、て、肥、前、に、至、り、大、島、小、豆、浦、又、は、五、島、奈、留、浦、を、發、し、寧、波、に、至、り、嘉、賓、堂、に、宿、す、進、貢、船、は、大、抵、春、は、清、明、の、後、秋、は、重、陽、の、後、順

風を待ちて渡航するが故に、早さも五六十日を費せり、其船は三四艘を度とし、これを勘合符の番號によりて、一號船二號船などいひき、船の發するに臨みては、櫛田、管崎、住吉、赤間、關八幡、奈留、大明神等に太刀を獻じ、或は神樂を供して、海路の安全を祈り、船の陸地に近づくに及びては、見山祝をなして、其無事を祝せしといふ、當時渡航の船を唐船と號し、小船を便なりとして、千石内外の船を用ゐしとぞ、そは戊子、入明記に、一可成渡唐船分、豐前國和泉丸、二千五百斛、是は大船にて不渡唐なり、同寺丸、千八百斛、此寺丸も大船にて、度々及難儀也、又惣而渡唐之船者、千石斗分尤に候哉、などあるにて知るべし、又船に名あることは、近世の如くにして、寺丸、宮丸、夷丸、彌增丸、熊野丸、住吉丸、藥師丸、和泉丸などいひき、進貢船の上陸するや、人別白米五升、外に七色或は八色を給し、巡視海道より牌を與へて、入京の途中、其通行を許す證とす、牌文一様ならずと雖も、策彦和尚初渡集に載する所左の如し。

欽差巡視海道浙江等處提刑按察司副使盧示仰通事周文衡等、傳諭日本國進貢正副使、本道遵照、

大明曆書、擇定五日二十五日、黃道吉辰、宜上表章、伴送夷使人等進城、先於二十二日、移至城外、江下暫住、毋得違誤、須至示諭者、



欽差巡視海道浙江等處提刑按察司副使  
 盧示仰通事周文衡傳諭日本使臣併從  
 商人等、今將進城、遵照  
 大明禁令、往年舊規、今將各缸帶來防盜大小  
 兵器、盡數盤出、簿記明白、固封貯庫、待後  
 貢畢、國還之日、逐名照數查給、毋得違誤、

裏有巡視海道四字、大字一押

寧波府より安遠驛、四明驛、東廐驛、姚江驛、曹娥驛、東關驛、蓬萊驛、錢清驛、西興驛、武林驛、長安驛、崇德驛、皂林驛、西水驛、平望驛、松陵驛、姑蘇驛、錫山驛、毘陵驛、呂城驛、雲陽驛、京口驛、龍江驛、龍潭驛、儀真驛、廣陵驛、邵伯驛、孟城驛、界首驛、安平驛、淮陰驛、清口驛、桃園驛、古城驛、鐘吾驛、直河驛、下邳驛、新安驛、房村驛、彭城驛、夾溝驛、泗亭驛、沙河驛、魯橋驛、南城水馬驛、開河水驛、安山水驛、荆門驛、崇武水馬驛、清陽驛、清原水馬驛、渡口驛、甲馬營驛、梁家莊驛、安德驛、良店驛、連窩驛、新橋驛、磚河驛、乾寧驛、流河驛、奉新驛、楊青驛、楊村驛、河西驛、和合驛、通津驛、潞河驛の驛縣總數七十箇所を過ぎて、京に入る、路程四千五百七十五

里、日本路程凡七百六十二里半なり、京城に入れば、會同館程錄に云ふ、城裡會同館者二所、其一在玉河、東北其一在玉河、西、俗謂之玉河館、乃通御溝、に宿し、鴻臚寺習禮亭に於て、朝參の禮を習ひ、彼より貸與せし明服を着し、表文を捧げて、綱司以下午門に立つ、大鐘の鳴るを聞き、左掖門より奉天門に入り、明主を跪拜し、叩頭して、右掖門より出て、闕左門に於て饗宴を受く、逗留中、白米五升十一色を給す、進貢の事終りて還るや、市舶司又海上三十日分として、人別米六斗を給す、附搭品は、太刀、銅硫黃、扇子の類にして、太刀を以て最多しとす、附搭品の價は、禮部より給することにて、其價一定せず、明の成化中、太刀每把舊錢三千文を給し、弘治中、每把舊錢一千八百文を給す、足利氏の附搭品を増して、利を得るや、彼其供給に堪へずして、直錢を減せしかば、使臣往々其直錢を争ふに至る、使臣は五山の僧徒中最才識ある允澎、清啓、桂悟、碩鼎、周良の徒を選びて、任ずるが故に、皆一代の人物にして、其禮部に迫りて、直錢を増さしむるや、或は愁を帯びて、訴ふるが如く、或は怒りを含みて、脅すが如く、其一舉一動、皆彼の膽を破りて、信服せしむるに足れり、足利氏は、此の如き一種の外交官を得て、巧に名を進貢に假り、變體の貿易をなして、大に利を得たりき、允澎の入唐記に、朝參奉天門、正使捧表請益、方物給價、又綱司謁禮部曰、十年例、還本國、誅戮、只願憐察、又禮部集侍郎々中員、外郎主客司等議定給價、など

見えしが、尙委しきことは、桂悟が禮部喬老爺と談判して、附搭品の直錢を増さしめたる文を、壬申入明記より抄出して、左に掲げぬ。

日本國差來正使桂悟等謹

呈爲進

貢事、本國進貢附搭大刀、累蒙

上國憐、我國王遠來忠敬之誠、賜價優厚、賜

勅於國古今欽報矣、今度悟等來貢、在

南京承用本國四號船、宋素卿之例、刀價每把欲賜新舊錢參佰文、悟等愁訴四號船非

進貢船之由、以此

諸位老爺、匯懇、訟奏、達蒙

聖旨、國王附搭使臣、自進刀都准進收、後不爲例、刀價依弘治年間支給、則是弘治八年九年例並行之、悟等仰荷

聖主大恩、可以全歸國、不勝喜躍、今承

布政司文書、捨弘治八年一千八百文例、止用弘治九年三百文、我輩於南京、與所聞四號船例、何其異哉、

聖旨亦宜用弘治年間例未嘗捨八年例而取九年何故布政司大人獨錯會  
聖旨專用九年例欲行之乎大抵

國家費出不可不惜或恐惜不在是也若或

布政司大人決欲以參佰文爲

公家惜費是欲以刃加我使臣頸也夫豈堪乎夫夷官爲朝貢事頃者頻呈疏稟往昔優  
寵之隆今年恩榮之減敝邦正可絕財貢事幸蒙諸司老爺哀憐欲使愚訟奏達

聖聰是使悟等忽出於再生之地人皆有一天悟等獨戴二天者也

聖天子負祖宗累世之德懷天地覆載之仁含氣之類咸願得其志况歷代忠臣遠來使命  
乎哉賞賜復舊包紮再入也必矣引領日夜可待

明詔降而已然萬一新例不改賞賜不復舊則敝邦貢事一切絕于此時也抑洪武以來進  
貢者幾番奉使者幾人今日悟等何人薄福奉節入朝逢此時運迷惑之極進退惟谷如  
桂悟光堯何面目可見

國王哉決留殘骸於大國之地與草露俱銷可示孤忠其他六百餘人一任彼進退舊年於  
蘇州呈疏以稟此事歲月雖移此志不敢少屈今日再廻尊嚴懇告者若其當

明詔此降新例不改之日俄申事則列位老爺必曰爾等實有此心何其未奏達此以前不

言之

欽定如此爾言何益之有是以預呈疏申之畢竟悟等死生係於賞賜之復舊與不復已矣  
伏希憐察

天文八年大內義隆の大將軍義晴の命を奉じ、僧碩鼎を遣すや、船三艘にして、搭載せ  
し貨物及人員を見るに、進貢の太刀七百十把、附搭太刀二萬四千五百五十二把、銅廿九  
萬八千五百斤にして、官吏廿六人、商人二百九十七人、水夫百卅人なり、以て當時渡航  
の目的、専ら貿易にありしを知るべし、其後天文十六年、僧周良を遣すに當りて、渡唐  
船法度二十八條を分ちたること、南海通記に見ゆ。

渡唐船法度條々

- 一 船中祈禱不可有懈怠事、
- 一 三艘出船並於洋中、一乘一俱之事、
- 一 船中並對異域人喧嘩口論之族、討罪輕重可成敗事、
- 一 日本人成敗之儀、可任大唐之法度事、
- 一 於罪科人出來之時者、以衆評正輕重可行罪事、
- 一 博奕其外大小共勝負可爲禁制之處、於違背之輩者、雖爲何在所放其身、至賤者可令

沒收事、

- 一 銅錢至大唐不可隨身事、
- 一 公私共銅荷一駄前一駄之事、
- 一 舊錢箱配當之時、任諸役者裁判、諸人不可及違亂事、
- 一 客衆人類於役者無存知人者、見出次第可追放布船中事、
- 一 國質所質停止之事、
- 一 舊借催促停止之事、
- 一 押買狼籍停止之事、
- 一 明州着津以後、刀仗武器於隨身不可有用捨事、
- 一 持櫃手皮籠任法令不可有大小事、
- 一 日記箱者荷物十駄以上、一箇宛可所持事、
- 一 菜櫃拾人分一宛可所持事、
- 一 於自國他國津々浦々非法之儀有申懸人、歸朝之時經公儀可有其沙汰於其所不可有滯留之煩事、
- 一 歸朝之時諸商賣人荷物於何在所任心不可受用事、

- 一 正使并諸役者、自發足之朝至大明宜禁酒、但病則許之、至從人水夫等不可耽盃事、
- 一 船中并處々旅泊、遊客女人等徘徊堅可禁止事、
- 一 正使諸役者、無相談之外、叨以短書不經訴訟事、
- 一 三艘客衆從人等、背諸役者之命、致無禮者、堅可被處罪科、爲主人莫拘惜其罪人、
- 一 爲諸役者、有無道之成敗令、歸朝之時可直訴事、
- 一 各上京之留守、唐人等雖有如何程之族、可相待諸役者下向者也、若有背此旨輩可被處嚴科事、

- 一 對唐人等、於致口論鬪諍者、不謂理非、可爲日本人曲事、若唐人別而無道之事、申懸儀有之者、則於諸役者而前、一向可述其意趣事、
- 一 進貢意趣公儀等事、對唐人等不可及言語、同私筆談停止也、但到醫學儒學等練習者、非制之限事、

- 一 四艘船頭等可上京、晝夜堅固可守船邊事、
- 一 右條々所被加制止堅固可守其旨、然所或就懇望輕其咎、或似當座之偏頗、雖令赦免、追而不可有其隱之條云、犯人云、役人共可處嚴科、但於他國成敗之儀、有加用捨事者、歸朝之時、留置其身、並錢物等、縱雖輕事、序爲後規、可被加御成敗之旨、宜承知聊以不可有違

背者也

天文十六年二月廿日

- 沙彌
- 加賀守源朝臣
- 下野守藤原朝臣
- 伯耆守平朝臣
- 安房守多々良朝臣
- 從五位下多々良朝臣
- 從五位上多々良朝臣

遣明正使僧策彦

室町將軍の時遣明使命を帯ひて彼國へ渡航せし僧徒は皆一代の人物にして其傳をつくるに足れり然るに本朝高僧傳の如き唯了菴の傳を簡略に掲けたるのみにして其他を洩らしつ予甚これを遺憾に思ひこれら高僧の傳をつくらんと欲しつぎくその材料を求めける中策彦の事少ばかりを得たればまづこの策彦の事より叙することゝはなしぬ順序よりいへは策彦は最終に使せし人なれどあなから順序を論すべきことにもあらざればかくは最終の人よりはじめぬ策彦諱は周良

別號怡齋後謙齋と更む丹波國人井上氏の第三子文龜元年辛酉四月二日生る永正六年己巳十二月廿四日天龍寺に入る後鹿苑寺に住す永正十五年戊寅歲十八難髮して佛戒を受く學德絶倫にして善く詩文を作る天文七年戊戌大内義隆の將軍義晴の命を奉して新篁院碩鼎を正使として明に遣すや策彦推されてこれか副使となり天文八年己亥四月十九日五島出帆同九年庚子三月二日北京に入る同十年辛丑七月十一日長州赤間關に着すことは策彦和尚初渡集四に詳なり策彦頗る詞藻に富みしかは到る處の文人詩文を寄せて其文學を稱したりき今尙天龍寺に存す策彦當時自から驛程録を著しぬ寧波より北京に至る間の驛名を掲け其下に勝區を注す其文甚簡單にして策彦自からの記憶に備へたるに過ぎざるも行文味ありて一段面白したとへは

西湖

- |     |        |                                |
|-----|--------|--------------------------------|
| 孤山  | 三賢堂    | <small>有白樂天蘇東坡林和靖三聖像今副</small> |
| 蘇公堤 | 放鶴亭    | 大佛寺                            |
| 第四橋 | 上山色湖光亭 | 沁雪泉                            |
| 鳳林寺 | 十里松    | 知果寺                            |
|     |        | 瑪碯寺                            |
|     |        | 永壽寺                            |
|     |        | 十里荷                            |
|     |        | 北高峰                            |
|     |        | 靈隱寺                            |
|     |        | 六橋                             |

冷泉寺 飛來峰 三大天竺上天中之天 南高峰

南扉 清淨慈寺五百羅漢有之 湖南佛國 三茅觀

小春二十日辰刻冒雨駕轎經武林門北關駐節到吳山嗣々樓門上揭湖山一覽

四大字堂裡中央顏皇華二大字堂後扁三吳勝槩

東西天目 徑山一百里路

小春廿一日登北峰々頂乃保叔寺也山門揭寶石山三大字次有八角七重塔婆

勝舍利寶所塔鍾樓傾倒鐘於佛殿裡鍾銘曰西湖北山保叔崇壽院

かやうにしるされたれば名勝古區宛然として眼に見るやうなり紙尾に附したる

觀すこの驛縣七十箇所路程四千五百七十五里日本路程凡七百六十二里半にして

遣明船の乗込人員并に塔載貨物左の如し

一號舩太刀數一萬二千九百五十四把 銅子一十二萬斤

自進太刀二百九十把 官員十五人 水從商人百十二人

二號舩附塔太刀數五千八百七十五把 紅銅九萬斤

自進太刀百六十把 官員五人 水從商人九十五人

參號舩太刀數五千三百二十三把 紅銅八萬八千五百斤

自進太刀二百六十把 官員六人 水從商人三十五人

都合三艘四百五十六人

都合太刀數二萬四千八百六十二把 銅廿九萬八千五百斤

天文十六年丁未再推されて遣明正使となり渡唐船法度二十八條を制し鬪諍を

戒め飲酒博奕を禁じ品行を慎ましむ全文室町幕府明貿易の部に載す就いて觀るべし 同年五月四日五島

出帆同十八年己酉四月十八日北京に入り明主に謁す寵遇ことに渥く唱和の詩あ

り明年庚戌六月九日歸朝すこれ實に彼の嘉靖二十九年なりことは策彦和尚再度

集冊并に策彦に同行せし柳井郷直が筆記せし太明譜に詳なりかの吉田宗桂角倉

父が明主の疾を療して譽を揚しもこの時なりき策彦の歸朝するや後奈良天皇特

に宴を賜ひて遠行を賞し菊花の紋章と銀塊とを賜ふ翌年大内義隆亡次遣明船遂

にやむ織田信長久しく策彦の徳を慕ひ鈎軸を執るに及て屢策彦を安土に招き明

國の政治人物山川等の事を聴けり一日策彦を西山の草堂に訪ひ道話偶その室に

入る架上衲衣紙衣各一領と函櫃一箇あるのみにして更に一物なし信長掌を撫し

て嘆して曰く師は眞に道人なりとやかて瘦田若干を割きて策彦に與ふその朱印

の文書天龍寺にありまた甲州の武田信玄策彦の碩徳なるを聞て歸依ことに深し

懇請再三辭しかたぐつひに甲州に赴く、信玄待遇殷勤、長興惠林兩寺に住す、別に一寺を創建して策彦を請ふ、固く辭して赴かず、弟子の禮を執らんことを請ふ、また他を推してこれを辭す、天正七年己卯六月晦日、天龍寺中塔頭妙智院に寂す、世壽七十有九、策彦の當時詩文に長ぜしことは、謙齋詩稿、謙齋雜稿、漢和百韻、城西三千聯句、九千聯句等ありて、世にもてはやさる、そは左にぬき書して掲けたる詩文に就いて、これを味ふべし、予は遺明正使中、膽略にては了菴桂を推し、文學にては策彦を推すものなり、

天文八年嘉靖八年十一月朔日、哺時西湖をすぎて詩あり

餘杭門外日將哺 多景朦朧一景無 參得雨奇晴好句

暗中摸索識西湖

日云暮矣興何佳 暗度西湖湖水涯 眼似老年看不見

六橋風景霧中花

城西九千聯句と題するもの、中より一聯句をあぐれば、

蕉破秋風寺策 無由記舊題 桂香涼月夜 只要架雲梯

書付南征馬 才求北產蹄 倚蒲僧舍賦 採蕨首陽齊

眞隱厭山淺	殊恩沐露凄	野鷗微不起	胡蝶覺猶迷
春了梅公案	日薰栢老臍	吳音鐘楚岸	周道釣磻溪
風笛漁煙散	明樽酉水携	霜梧埋磴路	禁柳隔金堤
訴恨空房蟀	遷喬幽谷鷗	朝飡王絕句	天賜禹元珪
淚葉千憂積	眼華萬事睽	探奇吟杖禿	聽政御簾低
松續舜絃否	草生虞塚兮	寒機蛩懶織	露刃蠶堪提
汲水澗爲百	歸家陽在西	葦州童失鶴	茅店客期雞
暗誦雪巢賦	新翻鳥夜啼	燈窓然的々	塵世聖樓々
墳藉負吾腹	盡詩云御批	舍諸榜散鄭	來也笠乾襦
睡漢雄蛙吹	加沙避燕泥	溪阿庵保靜	村落洞生黎
涼枕解醒具	古錐刮膜纒	尖峰誰傑筆	剝界我伽梨
境勝留蹄騎	磐陀觸怒貌	顏恐而好古	廣下自成蹊
露被靚挑奪	雲將賜茗齋	凍猫勞候鼠	凡馬愧馱駮
兩老芙蓉帳	露肥芝朮畦	哀箏腸幾鐵	舞袖手如蕤
字樣沙溪鳥	第旋朔漠瓶	城腰風送角	軍壘夏修葺



與漢繙三傑	記唐詩小奚	苔鋪青錦褥	桑落碧玻璃
黛就蛾司購	話揮塵尾撕	類齡驚節改	活句任天倪
芙蓉元憐第策	荆釵曾貴妻	園春紅翠叫	宮月玉花嘶
遠貢庶村酒	倒枯洋岐筵策	宗盟宜砥維	阿藍尚吹驪
世欠濕鬚法	階須接武躋	仙乎方丈鳳	老矣大宛驄
臂寸藏玄晏	夢中登岸嵇	折蘆遮罨戶	下米打鱖圍
潮信難憑鯉	夜明好獻犀	群塵天箒竹	叩關卯金藜
可尙文章伯	毫端氣吐霓	猶存眞草法	紙尾手書鸞

相國寺の船免狀

相國寺傳ふる所の異國渡海朱印免狀は、今現に十三通を存せり、この免狀の袋に、異國通船拾四紙大泥國切手一紙を光源院へ遺候心華と認めあるにて、元相國寺の子院心華院にありて拾四通なりしを、後同子院光源院へ一通を譲りて今の十三通となりし來歴を知れり、さて又寺僧の談によりて、心華院の廢寺となりし際、本寺へ取入れしものなること、并に光源院の方は、維新の際紛失して傳らざることをも知れり、船免狀の書式は、南禪寺中金地院所藏の異國渡海御朱印帳に載たれば、其筋に心

懸ある人は、誰も能く心得たることなれど、免狀の其まゝ存在せるは、相國寺のみにていと珍らしきものなれば、史家の參考にもと思ひて、かくはものしつるになん。

自日本到  
西洋商船也  
右

慶長十年乙巳九月十一日

源家康  
弘忠恕

金地院所藏異國近年御書草案に、異國へ舟ヲ被遣御朱印ハ大高一重ニ端ヲ三寸バカリ明テ御朱印マデハ以上六行リ、右ノ字ハ一字サゲテ書ナリ、上包ハ大高一枚ナリ、其上ヲ杉原二枚ニテ包、假名ニテドノ國へノ御朱印ト書テ、下ニ其望ム人ノ名ヲ書付テ、被渡也、銀一枚或無量筆功也、又天寬日記引く所の百函拾遺に、本紙堅一尺五寸、横二尺一寸、文字ノ大サ大抵一寸程なとあるに、其書式よく適ひたるものにて、當



呂宋、安南、東京、占城、暹羅、東埔、塞、信州、大泥、順化、迦知安、密西耶、斐萊、田、彈、摩利加、交趾、高砂、摩陸、西洋の諸國にて、其渡海者は、島津陸奥守、鍋島加賀守、加藤肥後守、大村丹後守、羽柴越中守、松浦法印、五島淡路守、有馬修理、龜井武藏守以上大名、金地院、豐光院、圓光寺、上寺、角倉了以、同興一、茶屋四郎左衛門、伊丹宗味、舟本彌七郎、末次平藏、平戸傳助、大黒屋助、左衛門、檜皮屋孫兵衛、六條六兵衛、浦井宗晋、皮屋助、左衛門、長升四郎右衛門、田邊屋又左衛門、平戸助太夫、大黒屋長左衛門、長崎喜安、長崎惣右衛門、木屋彌三右衛門、原彌次右衛門、今屋宗中、伊藤新九郎、網屋喜齋、村山市藏、小西長左衛門、高瀬屋新藏、西野與三、平野孫左衛門、窪田與四郎以上商人、林三官、四官、五官、計泉、安當仁、カラセス、ヤヨウス、ヲリシタン、バテントマス、マノシル、コンサル、ミウアンジン、シンニヨロ以上外國人等にして、當時南洋貿易の盛なりしこと知るべし、相國寺所藏の船免狀は、如斯貿易の盛なりし時に用ゐられしものにて、僅に數行の文字を書したる古文書に過ぎざれども、其世を益すること又少からざるべし。

### 徳川家康と濃毘數般

徳川家康が基督教を嫌ひながら、當時海外の事情によく通せしことは、全く英人ウヰリヤム・アダムス(William Adams)蘭人ヤン・ヤンステン(Jean Janssen)を愛して、江戸

に邸宅を興へ、屢召して海外の事情を諮問せし結果なりき。かの當代雜記に、日本は世界の東なり、これより東にも亦國ありやとありしとき、耶楊子申上るやう、日本の東に當つて三大世界あり云々などにて、其大概を了るべし。家康の顧問となりしこの二人は、西曆一千六百年、即我慶長五年四月十二日、豊後國の一港に漂着せしものにて、初め和蘭をいて、東洋に向ひしときは、五艘より成立たる艦隊なりしが、不幸にも海上屢禍に逢ひて、やうく一艘のみ漂着せしものなりきとぞ。其後、この一行和泉國の堺に赴き、滯留中、葡萄牙人の讒訴により、海賊なりとの嫌疑を蒙り、其地の獄に繋かれたりしを、家康二人を救ひいだし、江戸へ船をひきて赴かしめ、厚くもてなして、己が顧問とはなしぬ。ウヰリヤム・アダムスは蘭船の水先人にてありしかば、姓名を改めて、三浦按針と呼びなしけるとぞ。當時按針なる語は、水先人を意味せしに由れるか。今按針町八代洲河岸などいふ地名残れるは、當時この二人に賜はりし屋敷のありし所より起りたる名にて、其中ヤン・ヤンステン即ヤン・ヨンスを八代洲といふは、やうく詞のよこなまれるなり。アダムスは、相摸國三浦郡逸見村にて、二百五十石を領し、三浦の姓も、郡名にも我邦に留まること、二十餘年にして、元和六年四月四日見まかりぬ。今なほ、其墓逸見村なる淨土寺と稱する古刹の西南なる高丘にあ

り題して壽量滿院善瑞居士といふ。ヤン、ヤンステンは、五十人扶持を賜はり、數年江戸に滯留せしが、其後長崎へ赴きて船を造り、本國に歸り、重ねて日本に渡海中、高砂附近海にて難風に逢ひ、船と共に覆没して、はてたりといひ傳ふ。家康はこれらの顧問によりて、亞墨利加洲のあることを知り、且濃毘數般即新伊斯把爾亞の事をもよくしり居りしとみゆ。濃毘數般の地は、西曆一千五百十九年、即我永正十六年、伊斯把爾亞の專領せし地にて、濃毘數般は、伊斯把爾亞語のヌエバ、イスパニヤ(Nueva España)の轉訛せしものにて、新伊斯把爾亞のことなり。家康が濃毘數般へ商船をいだして、貿易せしめんことを企てしは、實に慶長六年十月のことなりき。そは、當時家康が伊斯把爾亞の呂宋群島大守へ贈りし書中に、

弊邦與濃毘數般欲修隣好、非貴國年々往來之人、則海路難通、可希求者、依足下指示、船人船子、時々令往返。

とあるにて、其意を知るべし。家康はかくの如く、濃毘數般の貿易を企望せしかど、呂宋群島大守は、只管日本商人の勇敢なるに恐怖し居りし際とて、其要求をいれず、わざと荏苒歲月を過せしかば、家康は、再ひ慶長七年八月、呂宋群島大守へ、書を贈りしが、其中にも、

本朝濃毘數般、欲作商船往來者、不必爲本邦貴邦之人、曾曰弊邦東關有所止宿、即呂宋之舟、可逃風難、自關東出舟者、西國之嘉慶也。

とありて、濃毘數般貿易を開くは、嘗に日本商人の爲のみならず、伊斯把爾亞商人の爲にもなることといふ意を示し、且其報酬として、暗に關東に一港を開くべきことをほのめかしたるなど、其深意のある所を思ひやるべし。この文中に見えし、關東に開港の事も、呂宋群島大守交迭の爲、つひに、マニラ、アカブル、二港間を往來する伊斯把爾亞商船の關東に寄港すること、なり。慶長十三年七月、相摸國の浦賀津を開くこと、はなりぬ。既にして同じき十五年に至り、偶然伊斯把爾亞の商船、我那の近海において、難破したるものありしかば、家康は、かねてウヰリヤム、アダムスに命じてつくりしめたる、西洋形の船に漂着人をのせて、濃毘數般へ我邦の商人を渡航せしむることの機會を得たり。この西洋形の船は、伊豆國伊東の濱邊にてつくり、其後淺草川に繋ぎあかれしものなりきとぞ。さて、この時濃毘數般へ渡航せしは、田中勝助、朱屋立清この人の名隆成、三成の徒なり、こゝに於いて、多年家康が計畫せし、濃毘數般の航路を開くことを得たり、明くる十六年、田中勝助、朱屋立清等歸朝し、數色の羅紗、葡萄酒などを持かへりしこと、駿府記、慶長年錄などにみゆ、然るに、又、慶長年錄

には、日本人渡海無用の由、彼國人示之（異國往來略譜に、重而渡海すべき國にあり、爾萬里雖險、請勿復來、是後遂絕などみとありて、濃毘數般、即新伊斯把爾亞人、日本商人の呂宋群島に於けるが如く、武勇を振ひて、商權を掌握せんことを畏れて、かくはていよく妨げたるものと見えたり。其後新伊斯把爾亞總督より、家康に斗景一箇、衰衣一對、卷物一端、南蠻酒、應具、杏、同緒、鞆、南蠻圖像などを贈りて、謝意を表し來りしかば、家康も同じき十七年六月、金地院の崇傳に返書をつくらしめ、別に押金の屏風五雙をそへて贈らしむ。この返書の文意にても、家康が宗教上の關係をさけて、専ら貿易をなさんことを企望せしこと明なり。即其文中に、

貴國與吾邦、彌結隣交、而每歲商船往來、互可通國寶者、爲世爲人、何善政加焉哉、抑吾國者神國也、目開關以來、敬神尊佛、佛與神、垂跡同而無別矣、堅君臣忠義之道、霸國交盟之約、無渝變者、皆誓以神爲信之證、能守正者必得賞、叨成邪者必得罰、靈驗新如指其掌、仁義禮智信之道、豈不在茲乎、貴國之所用法、其趣甚異也、於吾邦無其緣歟、釋典曰、無緣衆生難度、於弘法志者、可思而止、不可用之、只商舶來往而賣買之利潤、偏可專之、貴國之商舶來朝之時、雖到著何之國々、津々浦浦、聊不可有異議、兼日域中益加嚴僉、宜安心莫訝。

とあるにて、よく味ふべし。この後、我邦商人の濃毘數般へ赴きて、貿易せしこと定かならず。又國師日記元和二年九月の條に、御使として曾我又左衛門、金地院へ來られ、濃毘數般へ渡海の御朱印認様を如何と御尋候とみゆれども、別に朱印をうけて、彼邦へ赴きたるものありしこと、異國日記の類にみえざれば、これまた定かならず。さはいへ、當時勇敢無雙なりし我商人のことなれば、年々太平洋を横ざりて、彼邦へ往來せしものありしならむか。ざるを惜いかな。其後寛永鎖國の令いてし爲、家康が苦心して開きたる、濃毘數般の航路も、あはれ一場の物語となりて、空しく其事蹟を、汗青の上にとゞめしが、明治の御宇となり、二十二年、古の濃毘數般、今の墨是可合衆國と通商條約を結び、再び往來することゝなれり。

### 商業の株式

商沽に專賣を許して、遂に一種の株式の如く、その業を世襲せしめし事は、室町將軍の治世にいたり、將軍より各地の守護神社佛閣等、皆その所領地の商業に座を置き、專賣を許して諸役を課したるに始まる。座の事は、鎌倉將軍の治世中、既に七座（細米座、檜物座、千桑、積座、相物座、馬座、炭座）の稱あれとも、專賣を許したることものに見えず。唯吾妻鏡に、建保三年、鎌倉中、諸商人の員數を定められし事、并に寶治二年、鎌倉商人の式數を定めら

れし事見ゆるは、やゝ人員を限りて專賣を許したるに似たるのみ、室町將軍にいた  
りては、諸役を課する爲に專賣を許すこと故、他の競望を許さず座外のもの、商業  
をなすを脇賣、振賣など稱して嚴禁したりき、座とは即米座、油座、茶座、酒座、鶴座、魚座、  
鹽座、紙座、綿座、布座、銅座、小袖座、博多打座、檜物座、結桶座、材木座、摺曆座、伯樂座の類な  
り。

集古文書

博多打事、座中へ無案内打之輩在之者、如春長軒折紙、可加成敗之狀如件、

天正十一年十月廿二日

博多打座中

米之座事、脇賣於獵者、前々より今以如有來、可加成敗之狀如件、

天正十二年四月七日

上下京米之座中

洛中洛外鶴事、先祖座人之外、少も令商賣族於在之は、先規より如有來、爲座中可  
成敗之狀如件、

天正十二年卯月七日

座中

伯樂座問屋料事、任代々證文之旨、從前々今以如中付來、不可有相違之狀如件、

天正十一年八月六日

天文中京都の座のもの、振賣の商人と屢口論をなして、檢斷所を煩すを以て、過錢と  
して料足一貫文をいだしめ、且其商賣を停止せしむ、されどもこの弊やまず、永祿  
中堺南北の商人、他より酒を賣るものありて、酒價低落せしかば、停止せんことを訴  
へたるが如く、又京都魚座のもの、堺南北を振賣して抑留せられ、其是非を争ひたる  
が如し、座は後世の株式にして、これを相續し、又これを賣買、讓與、質入することを得  
るものとす、文明中洛中紙座先祖相傳の支證を、一條道場國壽菴に質入したるも  
のあり、又天文中伊勢神宮所領の米座を賣買したるに、其價壹兩とあり、以て其大概  
を知るべし、領主は座に對してさまざまの所役を課したる事は勿論にて、その賦課  
の苛酷なりしことは、康永中祇園所領の綿座所役をいだしむるによりて、綿賣三人  
所持の綿を留置くこと見ゆ、當時商業の發達を妨げたるや明けし。

大乘院寺社雜事記

元文五年二月十九日の條

一 正願院鹽座本座衆連參問屋三ヶ所當時四ヶ所也此問屋外には不可賣事也

然而近年任雅意所々賣買云云之由歎申入之仍方々出立名字令問答畏入由申入者也、但正願院座ニシタミノ座トテ今一座在之、於其分者許可了、仍當門跡知行兩座也、本座トナリ本座ハ毎月百文之鹽進之、十二ヶ月此内二ヶ月、井山定使ニ給之、閏月分同沙汰之間屋之沙汰也、シタミノ座ヨリ二月十五日禪定院舍利講油進之者也、本座掟法ハ、堺以下所々ヨリ鹽問屋へ持入テ、於問屋而外様ニ十方ニ賣之、以升斗賣此問屋之外ハ、奈良中一向停止者也、シタミノ座掟法ハ、ソリ賣ニ町々ニ賣也、於屋內不賣之者也、仍座衆人數不定也、然而只今本座訴訟ハ、シタミノ座者於屋內如本座任雅意致賣買之間歎申入者也、

江戸將軍の治世に至りても、なほ室町將軍時代の遺風によりて、專賣をゆるし、一般に及ぼしたるにはあらで、唯權座、枳座、朱座の如き由緒ある商人に、專賣を許したると、風呂屋、曆屋、兩替屋の如き、取締上人員を限ることの必要あるものに、專賣を許したるのみならず、然るに江戸將軍の中世にいたり、江戸の十組問屋、大坂の廿四組問屋に、冥加金を收納して、株式を許したるより、遂に江戸大坂の商業は、これら組仲間商人の專賣に歸するにいたれり、十組問屋の起原は、元祿七年江戸において、大坂屋伊兵衛、大坂運送の貨物、難船に罹りて損害を蒙りしかば、本船町、室町、通町、吳

服町、本町、大傳馬町、藥種屋及小間物問屋等、九組の外、釘店組を加へて十組となし、右商人等と謀り、打碇船等あるときは、荷主組合の行事立合て勘定をなし、一切船問屋をして關係せしめざることに決す、これを十組問屋の濫觴とす、大坂屋伊兵衛は本名を川上正吉と寛政二年氏子等加茂縣主季歴に吉の社を社殿にして、海上の安穩を祈りしとぞ、其碑を社前にた

十組問屋興起抄

御當地は不及申、關八州出羽奥州迄之賣物、皆悉積合仕候、荷物を御當地之間屋計にて、支配致來候處、年月を経船手取捌いたし候ものうすらぎ、自然と船問屋ども立會取計迄候様、中頃相成候に付、船手吟味も怠り候故、貞享二丙寅年、小松屋中右衛門と申船、遙之海上無事に乗り下り、相州沖にて破船仕候由、船問屋利倉屋三郎兵衛方へ申來候に付、積合荷主打寄吟味仕候得は、私欲の爲に斧を以態と船底を打割、積合の荷物過半盜取候由、尊承候得は、中頃問屋ども仲間猥に罷成、船問屋に差配爲致置候故、押而詮儀仕候程、巧者成ものも無御坐候に付、相談もしまり不申、其儘に成行申候に付、元祿以來彌増に船手不埒に罷成、少々之難風にも船頭水夫浦手之もの馴合、荷物を盜取或は物數は減少不仕候而も、中

實を採取品々不埒多く罷成候其節通り町仲間到大阪屋伊兵衛と申もの近年  
如是船手不埒に罷成候を其儘打捨置候は、自然と海上諸荷物之往來不自由  
に罷成貴賤之難儀にならむ事を推計元祿七甲戌年に至り右之十組問屋中駐  
催し橋町宗助と申於茶屋相談之上、如前十組相談仕候、

仲間組合

河岸米油問屋 表荒物問屋 綿問屋 塗物問屋 釘鐵物問屋 通町諸色問  
屋 酒問屋 藥種問屋 紙問屋 内店小間物問屋

合十組

右之通十組仲ヶ問菱垣廻船一件先規より猥に無之様取捌致來候船問屋之儀  
は、大坂にて七軒當地に三軒にて古來より支配仕來候得者自今共樞機を以新  
規願者有之候共、差加へ申問敷候然れ共仕形格別に不埒成儀も有之候は、十  
組會談之上、其問屋へ組合之荷物支配致させ申問敷候、

其後享保までに追々増加し、河岸組綿問屋、鐵店組釘鐵銅物類問屋、貳番紙店組紙蠟  
燭問屋、三番紙店組紙蠟燭荒物問屋、新堀組紙荒物問屋、住吉組下り蠟燭荒物問屋、水  
油仕入方藥種砂糖問屋、糠問屋、瀬戸物問屋、乾物問屋、堀留組墨表荒物問屋の十二組

合を加へ都合廿二組となれり、大坂も初めは十組なりしが、享保九年以來廿四組を  
たて、江戸の十組に對せしが、天明四年に至り、綿買次表店、油店組、塗物店、鐵釘店、第  
二紙店、木綿仕入組、内店組、第一紙店、明神講、通町組、瀬戸物店、藥種店、堀留組、乾物店、安  
永一番組、同二番組、同三番組、同四番組、同五番組、同六番組、同七番組、同八番組、同九番  
組、同追九番組の廿四組を定め、毎年百兩づゝの冥加金を上納して株式となれり、故  
に雙方氣脈を通して、貨物漕運の便を求めたりき、其後文化五年、杉本茂十郎といふ  
者いで、菱垣廻船以下諸問屋を連合して、公然十組問屋と稱し、自ら頭取となり、毎  
歲十組より一萬二百兩の冥加金を納め、其三年分を借下げ、これを仲間貸付け、其  
利子を以て大川橋、新大橋、永代橋の修繕を負擔せり、これを三橋會所といふ、同じき  
十年、右諸問屋の株式を一定して、六十八組千九百九十五人を限り、各其株札を付與  
し、自後新規加入及血縁の外讓渡しを禁ず、こゝに至りて菱垣廻船の外なるものを  
も連合せしかば、更に増して六十八組となりしも、猶舊稱を襲うて、十仲間と稱せり。  
杉本茂十郎、屋號を大坂屋といふ、元甲州の一農夫の子なりしかと、  
江戸にいて、商賈をなして家を興し、紀州家の出入商人となれり、

杉本茂十郎覺書

菱垣船衰微に隨ひ、船數悉く相減し、猶又十組問屋數も相減し候、根元は海上船



手不取締より事發候様に相聞候に付近來之處貳拾ヶ年分と申物歟又は拾ヶ年分と申もの歟海難損金高取調出來可致哉と承候處一同申聞候には菱垣廻船問屋三軒之元帳面にて取調候得は、何拾ヶ年分共明白に相分候段申聞候間、左候は、早々取調書出見申度旨申聞候處一同打寄天明四辰年より享和三亥年まで貳拾ヶ年分難破船荷打滯痛損金高取調候處凡金參拾五萬八千八拾六兩と銀六匁四分六厘六毛有之候、

六十八組とは、太物店、九合店小問物針筆墨硯石組同新、茅町組、二番塗物店、吳服店、扇問屋、絲問屋、古手問屋、雪踏問屋、大坂足袋商人、鐵店組、二番紙店組、堀留組、新堀組、傳馬町藥種店、住吉組、住吉表組、三番紙店組、瀬戶物店、乾物店、蠟店組、濱吉組、醬油店、麻苧問屋、茶問屋、下り傘問屋、烟草問屋、生布海苔苧屑問屋、下り蠟燭問屋、蕨繩問屋、通町組、内店組、小問物諸色問屋、菅笠問屋、竹皮問屋、墨表問屋、藍玉問屋、下り糠問屋、下り素麩問屋、眞綿問屋、下り鹽問屋、水油仲買、乾鯛締粕魚油問屋、明梅問屋、鍋釜問屋、下り鹽仲買、定飛脚問屋、三十軒組、下り蠟燭問屋、木綿問屋、草履問屋、打物問屋、色油問屋、錫鉛問屋、繪具、染草問屋、綿打道具問屋、線香問屋、人參三藏圓問屋、船具問屋、丸籐問屋、菱垣廻船問屋、菱垣廻船沖船頭、江州城州茶問屋、吳州積問屋等といふ、このほか文化前十組の外に

問屋組合を立しもの五十八類ありき、又大坂の廿四組も増加して、上問屋、上株青物問屋、同仲買、出油屋、菜種絞油屋、菜種綿實兩問屋、綿實絞り油屋、油問屋、油仲買、藥種屋、合藥屋、唐反物問屋、唐小問物屋、薩州小問屋、沈香、白椒、胡椒、蘇木、商木、唐木、角、丹、蘇、木、商人、蘇木、商木、唐木、角、丹、蘇、木、生魚問屋、鹽魚節干魚問屋、材木、并竹問屋、同仲買、作用買、次仲買、鯨商人、蘇木、商木、唐木、角、丹、蘇、木、畫具商人、蘇木、商木、唐木、角、丹、蘇、木、商人、煎雜喉問屋、同仲買、綿問屋、三郷綿屋、綿屋次問屋、同買、次積問屋、三郷家請仲間、近在家請株、糠問屋、同仲買、鍋釜鑪鑊物師、家普請、二遣候石問屋株、近在掃除人株、茶屋株、風呂屋株、煎賣屋株、湯屋株、旅籠屋株、切石屋株、同仲買、薩州定問屋、京飛脚屋、江戸三度飛脚屋、伊豫砥石引請、江戸積問屋、池田村魚屋株、近在相撲、炭問屋株、鍛冶炭仲買、灰屋株、江戸廻酒諸荷物積問屋、郷宿株、菱垣廻船諸荷物積問屋、荒和布仲買株、植木屋株、生蠟問屋、生蠟絞り屋、同晒蠟仲買、白草屋、泉州路より、引受人、河州在、方出、油人、足繼場、櫓屋、筏、鳶、仲仕株、椀、盃、食籠、木地職、眞餘箔、打職、椀、折敷、家具、一切塗師職、打貫、井戸株、七島青、筵問屋株、毛綿問屋、同仕入、積問屋、同仕入、商賣人、攝河、兩國、築貫、井戸株、播州一ヶ國、打扱、井戸堀株、北組、中買、組、天、滿、組、毛綿屋株、船大工株、粉挽水車、白粉職、水力車貸付株、柿澁糟干場、田作用、水道具株、麩粕豆腐干場、薪問屋、薪仲買、同上、積問屋、江戸積、釘問屋、繩、筵屋、葦灰引請株、麩屋株、貳拾四組、江戸積問屋、薪土置場、本

問兩替、南仲問兩替、株、春米屋、駄賣屋、線綿、延賣買所等、九十八類の多きに達せり、されども其主要とする所は、同業の人員を限りて、申合條目を定め、又年行司、月行司を置き、其事務を取扱はしめ、又仲間中苟も誓約の規則に背くものあれば、或は譴責を加へ、或は取引を禁する等なり、適仲間外に在りて、同業を營むものあれば、株仲間より直に官に訴へ、官は嚴重にこれを處分して、組仲間に保護を與へたりき、株式の制行はるゝや、一株の價少きも五六十兩、多きは三四千兩に値するものあり、下り廻船鹽問屋、蠟問屋、木綿問屋、札差の如きは、千兩株と稱し、賣買、讓與、質入、書入を自由になして、金融を助けしとぞ、其後殆と二十年間、商業の法規も整然として、各其分を守り、盛に營業をなし、天保の末年に至り、檢束の嚴密に過ぎたるか、將法規に泥みたるの致す所か、仲間中往々弊風を生じ、賣買甚だ狹隘に陥り、これに加ふるに、物價類に騰貴しければ、市民驚々論じて、仲間を限り、物貨を專賣するの致す所となせり、獨市民のみならず、閣老勘定奉行なども、物價の騰貴は、専ら奸商の占賣、占買に歸したりき、水戸の藤田東湖の如きも、江戸物價の騰貴は、十組問屋の占賣ならんと疑ひ、町奉行矢部駿河守定謙に論せしことありしが、當時卓見明識なる駿州は、獨物價の騰貴は奸商のみならず、奢侈の甚しきと、金銀、疎惡こそ其根本なれ、十組問屋を制せ

んとすれば、先づ大阪を制せざる可らず、近年諸大名國産物を、大阪問屋に拘らず、江戸へ運漕して賣捌くより、下直になるべきに、却て騰貴したるは、大阪問屋にて入津の國産物減するに従ひ、口錢を増加せしかば、其物價自然に騰貴し、一倍に至れば、江戸問屋もこれに准して、價を付して賣買する故、漸々物價騰貴し、諸大名の國産物も、最初は大坂問屋の品を見くらべて下直にせしが、これも價を増し、要する所は、大阪問屋をせむる程、江戸の物價は騰貴するものなりと論じたりき、されども水野越前守忠邦は、天保十二年十二月、斷然物價減少の政畧を取り、商人の營業を自由にし、即冥加金の上納を止め、組合仲間を解き、株鑑札の制限を廢し、輸出入の物産は、問屋の手を経ず直賣買となし、廻船貨物は、荷主の相對に任することゝなしぬ、當時説をなす者ありて、この禁停は、廻船問屋等に及ぼすものにして、一般に命令したるものにあらずと、よりて、明くる天保十三年再び令していふ、客歲の禁停は、一般の株仲間、問屋、仲買組合等、悉皆解きたるものにして、從來の冥加金、無代、納物、無賃人足、川浚、驅付等の賦役を免除したるほどのことなるに、其恩惠を顧みず、猶問屋、仲買組合の名稱を用ふるは、甚だ謂れなきことなれば、向後は其稱呼を廢し、米商は米屋、炭商は炭屋と唱へ、假令同業者増加して何戸となるも、決して異議すべからずと、又單に卸賣の

營業を禁し、卸賣は必ず小賣を兼ねぬるものとし、若し物品拂底の時は、假令卸賣を止むるも、小賣はこれをなし得る様になさしめ、常に仲買人と相謀り、小賣の價をして、卸賣の價より貴からしむることを戒め、前金を諸國の産地に送り、物産を買集めて、これを其場所に貯藏するが如きは、即締賣買にして、正當の業にあらずとなし、これを禁止したり、其他札差、湯屋、髮床に至るまで、仲間組合の稱呼を廢したり、幾くならずして、水野忠邦退職して、阿部伊勢守正弘代て其後を承け、諸事舊例に復するに當り、往年間屋を廢せし以來、却て商業に紀律を失ひ、物價の低落せざるのみならず、金融逼塞して、商業に不振を來ししかば、前町奉行筒井紀伊守政憲、問屋を再興するは、災後弘化三年農商の困窮を救ふの一端なりとの意見書をいだし、至れり、こゝに於いて、幕府は當時の江戸町奉行遠山左衛門尉景元并に江戸町年寄館市右衛門等に諮詢し、遂に嘉永四年諸問屋を再興し、文化以前の舊規に復し、冥加金を徵課せざるのみならず、文化以後に組合をたてしものは、これに加はることを得ざらしむ、且直賣買は停められたれども、組合の加除は各隨意たるを得しめたりき。

諸問屋再興調

組々

世話掛

諸色掛

名主共

去ル丑年、菱垣廻船積仲間問屋共より、冥加金上納致來候處、問屋共不正の趣も相聞候付、不及上納向後諸問屋仲間組合停止被仰付候處、其以來商法相崩、諸品下直にも不相成、却て不融通の趣相聞候付、此度問屋組合の儀、都て文化以前の通再興申渡、彌以冥加金上納の御沙汰、無之候間、其旨を存し、諸物價際立直段引下げ、賣買、不及申、品劣り掛目減等の儀、無之一切正路に賣買可致候、且新規仲間加入の節、多分の禮金振舞等爲致候儀、御法度之趣、前々御觸有之、享保度諸職人諸商人組合取極候節も、新規商賣取付候もの有之節、同渡世のものより妨申、間敷段申渡も、有之儀に而、藥種問屋、兩替屋、岡鳥問屋、水鳥問屋、曆問屋等の類、人數を取定候儀、有之候得とも、其餘新規に商賣相始め候儀を、彼禁候儀、無之候間、此度問屋組合再興申付候とて、文化度之如く、株札等相渡儀に、無之、人數之増減、ハ勝手次第の事に付、不筋の申合手、狹窮屈之自法相立候儀、ハ決て不致、併其渡世がらに寄り、無據人數不定候而、ハ差支候儀有之品は、吟味の

上明白に其いはれ無之候而は、容易に難聞濟儀に付、其段相心得、文化以來の商法に不泥、質素儉約を第一に致、諸事奢侈僭上の儀無之様相慎、深太平之御仁徳を奉仰、分々之渡世永續致、御城下に安住致候、冥加のほどを相辨、四民暮し方便の儀を厚心掛、實直に産業を營候様可致、此上、心得違ひ、一己の利得にまよひ、申渡を不相用もの有之候は、召捕逐吟味、嚴重に御仕置申付、仕儀により家業取放候間、不取締の儀聊無之様、精々あつく可申合候、右之通申渡候付ては、問屋組合とも、惣而前々に不拘、現在の姿を以て取調、其方ともより、當月限り、町年寄月番へ可申立、云々

諸株融通之儀御内慮奉願候書付

館市右衛門

諸商賣株式之儀は、町人身代に有之時之繰廻し大小とも、其株目當にて、金子貸借融通仕候儀、諸株一般に候處、當時相潰れ、諸品勝手次第、取捌之儀には候得共、相場高下の儀は、人氣自然の儀にて、問屋仲買有無に寄り候次第とは、不被奉存、既に仲間相止候以來、何等直段引下り候場合等相見不申候、前々株式取遣之融通、當時市中に相沈み候、金高に相積候て、莫大の儀、別て海上荷物引受候ものども、難破船度々損毛、并急場元手金流用無之、連々手詰に相成、町人身上に疲痛候

成行歎敷、偏に御憐愍被成下度、都て株立候分、數口の上甲乙并當人とも、見込相對を以取引仕候付、差定候儀には至り不申候得共、荒増金繰左に申上候、

元十組問屋銘目六拾貳組の内

下り廻船鹽問屋

四人

大概壹株金貳參千兩位、又者四千兩ほど

同鹽仲買問屋

貳拾壹人

下り酒問屋

參拾八人

水油問屋

貳拾壹人

紙問屋

四拾七人

右四品共大概壹株金五百兩位

干鰯魚、粕魚油問屋

拾五人

瀬戸物問屋

參拾六人

右二品とも大概壹株金參百兩餘

經節鹽干肴問屋

參拾四人

監玉問屋

參拾八人

右二品とも大概壹株金貳百兩位

墨表問屋

參拾七人

釘鐵銅物問屋

六拾五人

右二品とも大概壹株金百兩位

(以下略す)

當時再興せし組合は、實に九十五類にして、吳服問屋、木綿問屋大傳馬町、線綿問屋、真綿問屋、糸問屋、通町組内店組、小間物問屋、通町組小間物屋の内合九組、雜屋一番組、茅町組、藥種屋大傳馬町、紙問屋、藥種問屋本町、瓶問屋、下り蠟燭問屋、瀬戸物問屋、地掛け蠟燭屋、塗物問屋、蠟燭燈心問屋、表店組、墨表青筵問屋、堀留組、墨表荒物問屋、新堀組、荒物問屋、住吉屋、荒物問屋、茶問屋一番組、坂本屋、藍玉問屋、大工道具打物問屋、地漉紙仲買、乾鰯問屋、石問屋、釘鐵銅物問屋、石工見世持、廻船下り鹽問屋、下り鹽仲買、地廻り鹽問屋、水鳥問屋、岡鳥問屋、糠問屋、下り雪隨問屋、下り水油問屋、下り水油問屋並仕入方、地廻り水油問屋、水油仲買、魚油問屋、髮油問屋、下金買屑金吹、七組肴問屋、四日市組、小舟町組、鹽乾肴問屋、下り鯉節問屋、乾物問屋、兩替屋、御堀浮芥定、浚請負人、屋形船持、筥問屋、桶樽職人、紺屋、髮結四十、八品商賣人、曆問屋、書物問屋、地本草紙問屋、團扇問屋、花松問屋、紫根問屋、紫染屋、漆問屋、朱仲買、下り米問屋、關東米穀三組問屋、地廻り米穀問屋、臨

店八ヶ所組、米屋、河岸八町米仲買、雜穀爲登組、同仲買、春米屋十八、深川木場材木問屋、板材木熊野問屋、竹木炭薪川邊一番組、古問屋、番組、竹木炭薪問屋、番組、炭薪問屋、炭薪仲買、熊野炭大問屋、同小問屋、味噌問屋、六組飛脚屋、紙烟草入問屋、上り酒問屋、地廻り酒問屋、豆腐屋、觸次世話人、鑄物師、飼鳥屋、廻船問屋、番組、入宿、辻番請負人、大坂足袋屋、札差、地廻り醬油問屋、溫鈍杜氏宿等なり、其後元治元年にいたり、下り酒、地廻り酒問屋に株札を附與して、一樽銀六匁の冥加金を徴課せしのみ、其外なる諸問屋組合は、江戸幕府の季世まで再興の時のまゝにてありしに、明治維新後、百事の改まるに及びて、問屋組合も自然に解散するにいたれり。

屋 號 考

今普く商家に用ゐる屋號の起因は、大寶令に、凡市每肆立標題行名謂肆者市中陳物處也、題行名者、假如題標條云組とあるを始とし、延喜式に、凡市皆每肆立勝題號各依其屬、隨色交關、不得彼此就便違越とありて、東市に、純屬、羅屬、絲屬、幪頭屬、巾子屬、縫衣屬、帶屬、紵屬、布屬、苧屬、木綿屬、柿屬、針屬、杏屬、韭屬、筆屬、墨屬、丹屬、珠屬、玉屬、藥屬、太刀屬、弓屬、箭屬、兵具屬、香屬、鞍橋屬、鞍褥屬、鞆屬、籠屬、障泥屬、鞞屬、鐵并金器屬、漆屬、油屬、染草屬、米屬、木器屬、麥屬、鹽醬屬、索餅屬、心太屬、海藻屬、菓子屬、蒜屬、干魚屬、馬屬、生魚屬、海菜屬の五十一屬と、

西市に絹座、錦綾座、絲座、綿座、紗座、椽帛座、幪頭座、縫衣座、裾座、帶幡座、紵座、調布座、麻座、績麻座、柿座、針座、韭座、雜染座、蓑笠座、染草座、土器座、油座、米座、鹽座、未醬座、索餅座、糖座、心太座、海藻座、菓子座、干魚座、生魚座、牛座の三十三座を定め給ひし如く、凡商品の名によりて、商座を別ちたるぞ、後の世に米屋、鹽屋、吳服屋、酒屋、なんど云ふ屋號となりしことにて、これその濫觴ならんか、其後鎌倉時代にいたりては、所謂保々奉行を置きて、保地奉行、鎌倉の道路、屋舎、及び賣買の事を掌らしめ、文永二年、府中に散在する町屋を集めたることありと雖も、延喜式の如く、別に座名を定めたることなし、されど玄慧法師の庭訓往來に、絹座、炭座、米座、檜物座、千朶積座、相物座、馬座の七座を擧げられしを見れば、鎌倉時代の末つころには、専らこの座名を用るしにや、又室町時代に至りては、屋號の外に座名も唱へしと見え、大乘院藏寺社雜事記中に、鹽座、檜物座、桶結座、材木座、銅座、油座、カラカサ座、サウメン座等の如きものあり、然れども、この座といふものは、問屋の如きものにて、屋號とは自ら別の如く覺ゆ、徳川氏に至ても、この座名猶残りて、金座、銀座、朱座、權座など云ひて、特別に保護を受くるものとなせり、とにかく、屋號の起因は、遠く大寶の肆標、延喜の座名よりいて、更に座名となり、遂にこの座名より屋號を發したることは、疑ふべうもなき事なり。

確かに屋號のこと顯れたるは、鈴屋大人が王勝間に引れたる、中原康富記に、應永廿七年十一月七日壬申、春日祭也、予依爲分配、早朝南都下向、天蓋大路龜屋着之、史員職行秀等同宿也とあるを始とす、この龜屋と云ふは、旅人をやどす家にて、この頃已に旅店にも屋號を用ゐしにや、又壬生家文書、永正十七年十二月六日、莊林空助申、知行攝州能勢郡西郷金山本所分長谷分事云々の請文に、千鳥屋、鷹屋、宗顯、こゝ屋、家光、まつこゝ屋、正吉、たんは、屋家次、しろかね屋、宗久等の屋號見ゆ、其後、天文、天正の頃に至ては、専ら用ゐられたるものにて、將軍家より、堺の將家へ宛たる借用狀、注文狀等に、櫛屋町、小島屋、大小路、柏屋、同淡路屋、同天満屋、同博多屋、其他ささや、壽齋、御ふくや、さうりん等の如き、屋號を用ゐたるもの、室町殿日記にみゆ。

又慶長中、徳川家康の朱印を得て、海外へ渡航したる商人の人名を記載したる、異國渡海朱印帳、堺市尹書留などの書を見るに、氏を用ゐたるもの甚少く、屋號を用ゐたるもの多し、今其著しきものを擧ぐれば、尼崎屋、又次郎、高瀬屋、新藏、細屋、喜齋、皮屋、助右衛門、今屋、宗忠、大黒屋、助左衛門、檜皮屋、源兵衛、田邊屋、又左衛門、木屋、彌左衛門、茶屋、四郎次郎等あり、又絲亂記に、肥前松浦へ入津せんとしたる紅毛船、誤て長崎へ入り、積來りたる白絲を賣んとすれと、購ふものなく、二年間逗留したるより、奉行小笠原

一庵へ哀願して、賣捌れんことを乞ふや、徳川家康伏見にありてこれを聞き、堺の重なる商人を呼よせて、白絲購求を談せし内にも、高石屋宗岸、奈良屋道沙、伊豫屋良干、具足屋宗據、成尾屋宗實、材木屋道二、阿知子屋宗壽、伊丹屋麻幾等あり、又園田守經神主家、慶長十四年の文書に、鶴屋源兵衛、上野館、一木館、和田屋、屋と館と並べ記せり、館も屋の如く用ぬしにや。等あるを見れば、この頃には公の事にも屋號を用ひしにや。

或人の説に何屋と云ふ家名は、もと暖簾の模様目じるしより起ると云ひ、又小栗實記に古は屋號を丸と呼ぶ、今の屋の如く稱す、故に問屋を問丸と云ふとあれど、この説取るに足らざることは、喜多村氏の嬉遊笑覽に論ひある如く、強ち暖簾の模様目しるしより起るにあらざることは、下に掲けたる七種の屋號あるを見て知るへし、又小栗實記にいへる家號を丸と呼ぶ事、ものに見えず、こは只問屋にのみ丸といふこと、見えたるのみならん。

風流に屋號を用ひたる始めは、明翰抄に堺連歌師の名を擧げたる中に、宗椿坂東屋、また宗柳牡丹花門弟下田屋、また壽玄高屋、宗哇カキヤ、また主筠俵屋、宗慶花田屋、また古今傳授の系圖に擧げたる中に、玄當淀屋、宗柳下田屋、また奈良連歌師の中に、宣治熊坂屋、宗徳などあり、是等の稱號によりて、庵號屋號起りしかば、國學者も屋號を

風流に庵號屋號を用ひしとみゆれば、それに倣ひて町家にも屋號を稱せしか、或は町家の屋號の移りしか、前後詳ならず、よく考ふべし。

又鈴屋大人の玉勝間に、唐にて某堂某亭某軒某齋などいふと同じことにて、昔は商人のみならず、然るべき學者も好みて付たりと見えて、伊勢の御師にも某屋大夫といふものありしとかや、現に近世の學者中、屋號を用ひしものあり、例へば本居宣長大人の家號を鈴屋といひ、平田篤胤大人の家號を氣吹屋といひ、其他加藤宇萬伎の靜の屋といひ、鈴木朗の離の屋といふか如く、風流に好みてつけたるものもありたるなり。

屋號の起りし源を尋ぬるときは、種々志なあり、先凡これを七つに分ち得べし、第一は其商ふ所の品物によりてとりしもの、第二は祖先或は己れの出たる國名地名等よりとりしもの、或人云ふ、國名地名を用ひるは、其土地の産物を、第三は、唯商業の繁昌を期し、福神又はいはひの言よりとりしもの、第四は、草木魚鳥の名を假りて用ひしもの、第五は、器物の名より取りしもの、第六は、祖先の氏よりとりしもの、第七は、其家に縁ある事柄よりとりしもの等にて、其中尤も古く用ゐられしものは、第一のものなり、今試に表を作りて、其大略を示すへし。

材木屋	奈良屋	萬代屋	桔梗屋	鍵屋	橋本屋	井桁屋
吳服屋	大阪屋	千年屋	柏屋	樽屋	酒井屋	大文字屋
酒屋	駿河屋	多びす屋	龜屋	玉屋	森田屋	兩口屋
米屋	越後屋	大黒屋	つる屋	升屋	西村屋	大丸屋
第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七

封建時代には、士農工商と人種を區別し、士人を除けば、其他のものは氏を用ゐることを禁じたれば、私の往復などには便宜の爲め、専ら屋號を用ゐしなり、しかし町奉行などより公の沙汰するには、決して屋號を用ゐたることなしといふ、只町年寄の取調書などには見やすきため、屋號を書き加へたることあるのみ、商家にして氏を許さるゝは、大抵一代にして、特別の上納金を出すか、又は多年の功勞あるにあらずれば、この特典あることなし、今例を問屋再興<sup>嘉永年間</sup>の時にとるに、かの町年寄なる、館市右衛門、喜多村彦右衛門、樽藤右衛門三家の如きは、由緒あるによりて、世襲に氏を用ゐることを許されたるも、名主なる熊井理右衛門、石塚三九郎、鈴木市左衛門の如きは、功勞によりて、一代氏を用ゐることを許されしのみといふ、故に町奉行より一

般の商人に對しては、町名と其名とを稱せしのみにて、屋號をも用ゐざれば、屋號は只商家私に相用ゐしものたるに過ぎざるなり。

白絲割符考

肥前の一隅なる瓊浦を開きて貿易場とし、僅に清蘭二國と船舶并に商額を制限して貿易したるは、徳川氏の外交政略なり、さて今二國商船の輸入したる重なるものを擧ぐるときは、先づ指を生糸に屈せざるを得ず、生糸は當時これを白糸と稱し、日本全國の需要に供したるものなればなり、然るに明和安永の頃より、東國養蠶の道大に開け、漸々需要の額を減じ、終に我より彼に輸出するに至れり。

慶長七年一商船漂ひて長崎に入る、多く生糸を搭載するを以て、これを鬻んとすれども、當時戰亂の餘、容易にこれを購ふものなく、空しく長崎に碇泊すること二年、商船屢長崎奉行小笠原一庵に哀訴し、部下の商人をして買取しめんことを乞ふ、一庵止を得ず、徳川家康を伏見に謁し、其情を具陳す、こゝに於いて、家康塚の豪商高石屋宗岸、奈良屋道沙、伊豫屋良干、具足屋宗據、成尾屋宗實、材木屋道二、阿知子屋宗壽、伊丹屋道幾、芝辻宗意、小山良觀の十人を召し、諭すに、商船困難の事情と、彼商船をして積戻さしむる時は、再び本邦に來らず、貿易上の利害に關する旨を陳じて、買取の事を



謀る、十人のもの其旨を諾して長崎に赴く、京都の豪商等これを知り、共に買取んことを乞ふ、よりに長崎の豪商をも招き、三箇所の商人相協議してこれを買取、商船をして出帆せしむ、家康喜びて左の奉書を與ふ。

黒船着岸之時、定置年寄共系ノ直イタサハル以前ニ、諸國商人長崎へ不可入候、系ノ直相定候上ハ萬望次第可致商賣者也、

慶長九年五月三日

本多上野介在判

板倉伊賀守在判

(絲亂記、絲割符由緒に據る)

翌十年又商船多數の生糸を輸入す、去年家康の命を受けて買取し商人共、大に損耗ありしかば、去年買取し高に割付して、利益を享有せしむ、是れ白糸割符の起因にして、つひに數商人の專買に歸し、白糸割符人と稱し、其中若干人を年寄として、其統轄に任じ、割付題系高、京百九、堺百二十九、長崎百九、三箇所合せて三百二十九とす、且、一日百六、十日 寛永中三箇所の商人にて生糸を專買し、大に利益を壟斷するを聞き、特許を乞ふもの多く、寛永八年に至り、江戸の商人を加へて四箇所の割符とし、京百九、堺百二十九、江戸百五十九、長崎百九、右は清國より來る糸の多少により、年々其高に

割符す外に、吳服所六十九と定む、且白糸の外に、黄糸、紗綾、白縮緬、白縮子等をも、四箇所割符に屬せしむ、又江戸商人の割符を許されたるを聞き、大坂の商人川崎屋宗言、淀屋古庵、大坂の商業地にして許されざるを悲み、屢哀訴して其許を得、つひに右の割符に大坂の三十九を加へ、五箇所とし、更に吳服所六十九、筑前博多十二九半、筑後五九、肥前五九、對馬二九半、小倉一九半を加ふるに至れり、寛永十二年、幕府唐船貿易を、長崎の一港と定め、其翌年十二月十九日、重て切支丹宗を嚴禁し、併せて外國渡航を嚴禁す、其略に曰く、一異國船貨物江戸に報知の後賣買すへし、一船載白糸は價格を定めたる後、五箇所の商人へ配付すべし、一其他諸品は白糸價格決定の後賣買すべし、唐船は小舟なるを以て、この限にあらす、且代物等は、代價決定の後二十日を限るべし、一異國船出帆は、九月二十日を限とす、其遅く來る者は、着港後五十日を限るべし、一五箇所商人總代は、九月五日迄に長崎に着すべし、遅參の者は、其年の割付に加へず、一平戸に着する船も、亦長崎の價格決定以前に賣買するを禁ずとある如く、糸割付人を保護して、貿易の權をこの數人の商家に任したる状を見るべし。

寛永十八年、和蘭人の貿易場を長崎に移すや、堺の割付人とも、近年江戸大坂商人の加はりたるため、割付高を減じたることなれば、この機に乗じ、唐船同様に專買せん

ことを請願して、遂に和蘭船載の生糸をも、五箇所の商人に割付せしむることゝはなりぬ。

如此、糸割付人は徳川氏の殊恩を蒙りて、利益を専有せしかば、大坂の役には、軍用品を運送し、島原一揆には、石火矢、鐵砲、玉藥、馬草等を陣中へ送りて、軍役を助たり、又幕府の東照宮を造營するや、建築用の石を運搬し、或は其三十三回忌に、唐銅の燈籠を獻ず、又正保四年長崎港入船の海口なる神崎に、幅三十間長一里の船橋を架する等の報酬をなせり、又將軍の代初め、代替りの節は、五箇所より、御本丸様白糸百五十把三十大御所様同斷、大納言様同斷、御臺様百把、把二十、御納納するをもて恒例とせり。

明暦元年幕府、糸割付法を停め、唐蘭輸入品、すべて相對賣買とす、これより先き、生糸を賣買するの法、毎年春時に價格を定め、一年間高抵するを得ず、これにおいて、唐船春少許を輸入し、價格を騰貴せしめ、夏秋に至り多數を輸入す、如此こと數年商人これに堪へず、輸入の生糸常に堆積し、賣買せざるにいたる、事幕府に聞えしかば、大坂金庫より銀五千五百貫目を出だし、其生糸を購入す、よりて其後生糸割付商法を廢し、他物貨と同じく相對賣買とす、寛文十二年十一月、唐蘭貨物市法賣買の法を設く、これより先き、唐蘭商人適宜其物貨を販賣し、又定期あることなし、銀貨濫出、物價騰

貴の患を生ず、奉行牛込忠左衛門、新法を設け、貨物引受商人を定め、五箇所の商人各目利、役即ち鑑定人をいだし、輸入の物品を熟覽し、代價を投票せしめ、其第一第二を平均し、彼に示してこれを購入し、第一票の代價にて、内地商人に賣り、その差金は地役人并に引請商人に分配す、この法又弊害を生ぜしかば、貞享二年、幕府、糸割付商法を復す、市法會所を割付會所と改め、且唐船商額を銀八千貫目、蘭船商額を五萬兩とす。

糸割付宿老二人を置き、毎年首座一人、參府將軍に謁し物を獻ぜしむ、且例により、題糸高を定め、京百九、堺百二十九、江戸百九、大坂五十九、長崎百九、外に吳服所六十九、筑前博多六十九、筑後五九、肥前五九、對馬二九、小倉一九、平戸十九とす、元文三年、糸割付宿老一人を増し三人とし、新に扶持米を給す、元祿十一年、割付會所を改め、長崎會所と稱せしむ、又割付高を改め、京、堺、江戸を百九、大坂を五十九、長崎を百五十九、吳服所を千九、諸國分を二十六九とす、且是迄は百九の題にて、糸さへ多く來れば、三百九も五百九も買取しに、これに至りて百九と定められたる以上は、百九の外買取ことを許さず、若し千五百九の上に餘れば、長崎の地下配分のことゝなれり、堺は元來家康の命を受け、最初に買取たる由緒を以て、特別に百廿九の割付を受けしに、京

江戸と同じく百丸に減せられしかば屢哀訴歎願せしも幕府はこれを許さざりき  
 元祿十一寅年十一月現系の割付となる分、吳服師千丸、江戸京堺百丸、大坂五十丸、長  
 崎百丸、小倉の六箇所は割付を停、寶永六年吳服師割付を六十九丸に復し、享保九年  
 對島平戸小倉の六箇所は割付を停、寶永六年吳服師割付を六十九丸に復し、享保九年  
 長崎表運上金五萬兩を課し、吳服師の割付を停め、入用あらば、他の落札直段を以て、  
 購求すべきことに決せり。  
 今寶曆七年の調書に據れば、

堺系割付人数合百廿五人、内系年寄六人

此系高四千七百四斤、外二百五十斤、系年寄長崎番役料古來二百五十斤を減し、

此代りとして長崎に於て銀百四十六斤は請拂并ニ系目利人給料分、元祿十一年

少より、此代りとして、銀千合五千斤、

系年寄六人、給料系百五十斤銀七貫目

系目利役二人、長崎下り番給料三貫目、

筆者三人、給料一人ニ付銀五百目、

惣者三人、給料同斷、

小使一人、給料銀二百五十目

筆者二人、市政總年寄役場兼帶ニ付、給料銀八百九十目

小使一人、同斷給料銀六百目

明和安永の頃より東國養蠶の道次第に開け、從ひて生糸の輸入減少し、白糸貿易振  
 はずなりぬ、白糸割付商人も元祿以來漸々商權を殺がれ、つひに空しく株式を有す  
 るのみとなれり。

### 大名と掛屋

掛屋は寛文中、諸大名が藏元を出入の商人に託したるころより始まりたるものに  
 て、後には諸大名の金融を助くる隨一の機關とはなりぬ、關西に金力の集りて、陰然  
 一大勢力を有せしも、實はこれが爲のみ、掛屋の名稱は、金員を掛けおく意よりいで  
 たりといひ傳ふ、掛屋は元來株式のものにあらずるが故、其人員定らざれども、十人  
 兩替をはじめ、其他有名なる富豪の商人は大抵大名の掛屋をつとめしといふ、例へ  
 ば鴻池善右衛門加賀、阿波、山中善五郎、筑前、肥前、大眉五兵衛、天王寺、  
 雲松、鹿島久右衛門山、高木五兵衛、平野、長田作兵衛、細草間伊助、山下一郎、右衛  
 門、秋の徒いづれも掛屋となれり、掛屋は元より一國の大名に限るものにあらずる  
 がゆゑに、一家にて數國の大名の掛屋を兼帶したるものありきとぞ、こは其家の信

用の度によることにて、十人兩替中鴻池善右衛門の如きは、加賀、廣島、阿波、岡山、柳川などの掛屋をつとめ、なほ尾州、紀州の用にも、出入商人となり、掛屋と云ふ名稱なかりふいをつとめし類なり、又中には掛屋にて藏元をも兼ねてつとめしものあり、鴻池善右衛門の廣島、岡山におけるが如く、升屋、平右衛門の仙臺におけるが如し、諸大名より掛屋を優待する爲、用人格或は留守居格などを與へ、又地行或は扶持米等を給せしといふ、掛屋の職務は、諸大名が大坂の藏屋敷へ送付したる米穀をはじめ、其他國産を賣捌きたる代金を預り、月々江戸屋敷の入用金を仕送り、年末に至り二朱より三四朱の利子にて精算せしとぞ、又幕府の掛屋といふものあり、これは鴻池善右衛門、白山安兵衛の二家にてつとめしことにて、大名の掛屋とは全く其性質を異にし、淀川兩岸の堤防修繕に關する徴收金淀川兩岸の村々より所謂役堤にして石高に割付沿を村々より兩掛屋へいだし、兩替屋において其金員を取纏め、大坂の金庫へ收むることを取扱ふものにて、幕府よりこれが手當として、兩掛屋へ諸役を免ぜしといふ。掛屋が諸大名の國産賣拂に關する金銀を取扱ひしことは、前に略いひしが、米穀に就いて、これをいへば、まづ大坂藏屋敷に廻米して、これを入札拂にせんとするときは、藏屋敷の門前に、何月何日米入札といふ表札を掲げ、なほ又堂島米市場へも同様

の張紙をいだして廣告するものとす、さて期日にいたり、米仲買人入札を藏屋敷へ持參すれば、留守居始め關係役人、并に藏元、掛屋立會にて開札し、落札俵數、代金、人名を門前へ張出さしむ、仲買人この張出しを見て、敷銀と印形とを持參して、藏屋敷の帳簿へ調印列の調印をいふし、敷銀は仲買人より出張人の添狀を受取、この添狀と共に掛屋へ入金す、これを宵敷といふ、普通は落札翌日、掛屋へ入金すれども、多額の俵數を落札するか、又は仲買人の信用如何により、宵敷を入るものなり、尤堂島仲買人中藏屋敷の入札をするものは、年々堂島年行司にて取調、人數を限り水方役人の添印をもて、入札加盟を請求するものとす、さて一般に落札後十日間に、代金を掛屋へ拂込む規約ゆゑ、この期限を經過したるものは、敷銀を沒收し、以來入札を許さざることなりき、仲買人より完全に掛屋へ代金を掛屋へ代金の拂込は、悉皆手形拂込めば、掛屋より受取證を渡すなり、これを銀切手といふ、銀切手を藏屋敷へ持參すれば、これと引換に米預り書を渡すことにて、預り書一通に付米拾石づいを書し、これを米切手といふ、この米切手は大抵翌々年三月ごろまでの通用にして、この期限を超過すれば米穀を藏よりいだし邸内へ積込み、番賃を仕拂はしむるものなり、すべて期限内は、藏敷保管料等を徴收することなし、米切手に落札人名、月日の記載なきも

のあり、これは一時諸大名より借入金に對し、其擔保として債權者即掛屋に與へしものなり、かくのごとく國産の賣拂を周旋して、密接の關係を有し、且又江戸屋敷の入用金をも月々仕送るが如き、全く江戸幕府の旗本が廩米を抵當として、札差より月々の仕送を仰ぎしものと大同小異にして、其金權を掌握せしもの、蓋し由來する所あるなり。

### 札差考

江戸幕府の盛なるや、札差と稱する商人ありて、幕府の旗本八萬の經濟を取扱ひしことは、今なほ人の記憶する所なれども、其幕臣に如何なる便益を與へ、且間接に江戸の米價を左右したる事柄等に付ては、故老の人にあらざれば知ることも能はず、後世其消滅に歸せんことを恐れ、實際札差の業務を執られし村林建藏氏に就いて、親しく當時の手續を聴き、傍ら札差條目帳、享保令典永鑑、明和撰要集、嘉永撰要類集等を參考して一編を作り、名けて札差考と云ふ。明治二十三年三月

札差の名稱は、昔廩米受取手形の渡るや、其人名を書してこれを割竹に狹み、藏役所の藁包に挿したるに濫觴すと云ふ、又一名御藏宿と云ふ、札差仲間にては、略して宿と稱すれども、旗本にては、多く藏宿の名稱を用ゐしとぞ、さて所謂札差とは、旗本の

廩米受取方より賣買までを受負ふ所の商人にして、甲府には勤番のもの、ために札差を營業するものありしといふ、蓋し江戸の札差を便利として設けたるものならんか、この外田安、一橋二卿の札差ありしのみにして、他の藩中には絶えてこの名稱あることなし、札差は慶安の頃よりありしと雖も、株式として其人員を定めたるは大岡越前守町奉行たりしとき、享保九年百九人と定められたるに、始まる、當時利息は、年壹割半より高からざる制限を立られたり。

札差本分の營業は、手数料札差料と稱す、祿高百俵に付金壹分の割、但し百俵以下にて月々扶持方あるものは、其手数料を見込金壹分までを限り相對にて定む、この外拂米口錢と稱す、百俵即三十五石に付金貳分の割なり、以上の定めは、何年より始まりしや詳ならずと雖も、札差創業以來の定法ならんか、利子の制限は、屢變更ありたれども、手数料の定めは、維新前まで變更あることなし、然るに天保十三年水野越前守の執政となるや、十組の株式を廢し、ついで札差の株式をも廢せられたり、これより先、寛政元年執政松平越中守は、旗本勝手、向救ひのためと號し、札差より旗本へ貸出し、置きたる古借金濟方棄捐の令をいたされしが、又天保十四年水野越前守、札差金無利息二十箇年賦の令をいたしぬ、蓋し旗本の貧究したるを救ひ、札差の侈奢に流れた

るを懲罰する意にいてたるもの、如し右年賦の令出づるや、一時休業するものあり、旗本に於いて大に不便を感じたるより、新規に町方御用達御勘定所御用達の人選にて、十五人を札差となしたり、然れども其中辭するものありて、只僅に五人のみ残り、後嘉永五年諸問屋を再興すると共に、札差も亦舊制に復することを得たり、これより株式といはずして名代といへり、前に陳へたる新規に札差となりしものありたるを以て百一人となれり、さて札差を三つに分ち、天王町組、片町組、森田町組とし、又各組を一番より六番までに分ち、大抵一番は六家より成立するものにして、一箇月宛巡番一番と云へば各組の一行事を置き諸務を取扱はしむ、これを月行事と云ふ、このほか玉場行事場所行事立合ふ時の日行事も代か多し等を置くものとす、株潰れ時代には、行事といはずして當番と稱せしといふ、株式はこれを家督相續し、又他へ譲ることを得るものにして、他人へ譲るには仲間の承諾を経ざるべからざることにて、大抵札差の支配人又は親族の如き縁故あるものに譲り渡すものとす、若し讓與すべき思はしきものなきときは、組合の持株とすることあり、これを釣株といふ、株式の價は、文政天保頃までは千兩なりしが、維新前には三百兩より百五十兩位までに下落したり。

版再月六年未巳六政安 表名人

組番六	組番五	組番四	組番三	組番二	組番一	天
相同坂伊笠利 澤 倉勢倉倉 屋 屋屋屋屋	大和同坂菱 口泉 倉 屋屋 屋屋	笠伊大坂松 倉勢口倉坂 屋屋屋屋屋	鹿松伊坂同鹿 勢倉 島 屋屋屋屋屋	森同同伊寄 村 勢 屋 屋地	坂非小同坂 倉筒玉 倉 屋屋屋屋屋	同
作山治四善勘 耶右 次耶 兵 藏耶八耶門衛	彌才藤嘉武 右 右 右 兵 兵 兵 衛 衛 衛 門衛門衛門	彌總猪仁市 右 右 右 三 衛 衛 七門耶門門	清傳市平清利 兵之 三 衛 衛 衛助門吉耶助	治萬喜加四 耶 右 耶 治十 左 兵 衛 衛 衛耶耶門門	喜八權茂清 右 左 衛 兵 兵 門門門衛衛	町
組番六	組番五	組番四	組番三	組番二	組番一	片
鹿永鹿伊坂山同同伊 島 勢倉田 勢 屋岡島屋屋屋屋	伊非伊和伊 勢筒勢泉勢 屋屋屋屋屋屋	伊伊泉同坂 勢勢 倉 屋屋屋屋屋	森同同上坂 村 總倉 屋 屋屋	大坂和同同伊 和倉泉 勢 屋屋屋屋屋	同下同坂相 野 倉換 屋 屋屋	町
貞儀利與金孫三嘉 右 右 耶 兵 兵 兵 衛 衛 衛 吉衛門八六門衛門衛	嘉義幾喜清 左 左 兵 兵 衛 衛 門衛耶次門	市彌甚太萬 左耶右 十太 兵 衛 衛 耶耶門衛門	長源庄忠長 右 左 衛 兵 衛 門七助衛門	興音權市總安 耶 右 太左 次 衛 衛 衛吉耶門耶門	鐵十米作庄 右 兵 兵 衛 衛 衛 吉門耶衛衛	組
組番六	組番五	組番四	組番三	組番二	組番一	森
非同伊同同坂 筒 勢 倉 屋 屋 屋	利十後泉和 倉一藤 泉 屋屋屋屋屋屋	森伊利峰同坂 村勢倉村 倉 屋屋屋屋屋屋	和利伊近鹿坂 泉倉勢江島倉 屋屋屋屋屋屋	坂同伊大松 倉 勢口 屋 屋屋屋	非同同同伊坂 筒 勢倉 屋 屋屋屋	町
三兵喜文與治 右右 惣 衛太 兵 門門耶六衛衛	源善七茂源 右 右 右 兵 兵 兵 衛 衛 衛 門八門門衛	和彌庄角助治 左 次 三 兵 衛 耶耶門耶次門	喜八富三清甚 右 耶 四 之 兵 耶耶門助衛助	加典四源佐 耶 兵 七 兵 七衛衛七吉	庄清平久七七 兵 兵 兵 衛 衛 衛 衛七門門衛	組

札差考

一五九

旗本にて廩米を受取に札差を必用とするは、自分にて受取んとする時は、幾日も藏役所へいでて日子を空費すると、札差の手にかゝれば廩米を抵當として金を借入れ融通を得ることは是なり、さて當時旗本と札差との關係は、左に掲げし六箇條の規則書をみてしるべし、

定

- 一 札差仲間與印受合金之外、他所之金子與印並諸受合印形等似寄候義にてても一切不仕候事、
- 一 御用立金利息、并米代金利息、御扶持方利米之義者、奥に書改置候事、
- 一 御用立金に而禮金并御酒代ヶ間敷義、一切受取不申候事、
- 一 御屋敷様方年々三季御切米御勘定目錄、隨分入念認差上候儀に御坐候得共、御屋舖様に而も御銘々様猶又得と御改御受取可被成下候、其上にも若相違之儀御坐候は、其次御借米御切米御張紙出候前迄に可被仰下候、其節早速御勘定目錄仕直し差上可申候、年月相立被仰下候ては混雜仕認直し差上候儀難仕候に付、此段兼而御斷申上置候、
- 一 御屋舖様方より米金其外御對談向之儀に付、御當人様御掛合難被遊節は、御親類

類并御家來衆様を以被仰下候節は、御對談可申上候、其外の御方様、次に諸浪人并町人を以て被仰下候節者、及御對談不申候、爲念此段兼而御斷申上置候事、  
一 他より若金子御預け被成候節者、何屋誰方に而者此御印形を以金子預り證文差出可申候、尤大帳の始に右印形致置候間、御引合可被下候、爲念此段申上置候事、  
右之通堅相守可申候、若相背候者有之候は、其月の行事へ御届可被成候、

天王町組 行事

片町組 行事

森田町組 行事

嘉永四亥年十二月

前書六ヶ條之内、御用立米金利息并利米之儀、寛政六酉年九月中御改正被仰出、御用立金利息之儀は、一ヶ月金壹兩に付銀六分宛、并御扶持方御壹人扶持に付、御取越米御用立之節、初月一ヶ月者五合宛、翌月より二合宛、御定被成下置候所、天保十三年寅年三月中、厚奉對御趣意御用立米金利息之儀者、金壹兩に付一ヶ月銀五分宛に利下げ仕、御取越米御用立利米之儀は、前々之儘差置、其外高利月踊之利足等受取不申候、

右者今般仲間組合再興被仰付候に付、并戸對馬守様御番所へ奉申上相定候以來、

急度大切に相守可申候、仍如件

亥十二月

三町 總札差

札差に於いては、大抵これまでの仕來にて、金を貸し置くことゆゑ、得意とする旗本を定め置き、互に人の得意を取ることなさず、旗本に於いて他へ轉宿札差をさしをせんとことを申入るときは、其申入を受たる札差は、これを先の札差へ照會し、旗本の借財を先の札差へ仕拂ふへき義務を負擔するを常とす、故に旗本より大抵左の如き證文を取置くものとす。

借用申金子之事

一金百拾兩也

壹ヶ年元金貳拾兩減借用

一金拾兩也

夏勘定借用

右是者我等無據要用に付御切米書入爲前金髓に借用申所實正也返濟之儀者年々三季御切米手形印影相濟次第無相違其方之可相渡問書替所兩裏判被調御藏被致差札玉落次第米は御藏庭時之相場に賣拂金壹兩に付壹ヶ月銀五分宛利息を加元利共無斷引取勘定可被申候尤如斯相極御藏宿申付候中手形差留直受取等堅致間敷候若又勝手に付御藏宿外に引替候儀も有之候は、借用金元利共新規御藏宿より爲立替皆濟之上宿引替可申候其節少も相違申間敷候爲後日御切米書入借用證文仍如件

慶應四辰年二月

某

伊勢屋四郎三郎方へ

借用申金子之事

一金拾五兩也

春勘定借用

右是者我等無據要用に付御切米書入爲前金髓に借用申所實正也返濟之儀年々三季御切米相渡次第相定之利足を加へ元利共無斷引取勘定可被申候爲後日御切米書入借用證文仍如件

慶應四辰年正月

某

伊勢屋四郎三郎方へ

すべて旗本に於て、廩米を受取る期限を春夏冬の三期に分ち、米と金とを合百俵即三十五石に付何程と價を定め、これを御張紙直段と云ふ、享保頃までは、張紙の價は市價より高かりしに、其後は漸々市價より安くなり、近世に至ては、百俵の市價三百兩位なるに、七十兩位のことあるに至れり、故に旗本の現米にて受取らんことを希望したるも尤の事なり、其米金渡し方の比例は、左の表の如し。

春	四分の一	三分の二米 又は 二分の一米	二月より三月まで
夏	四分の一	米金折半 或は 三分の一	五月より六月まで
冬	二分の一	三分の二米 或は 二分の二金	十月より十一月まで

役替其他の事故にて、米金渡期限に後れたるもの、又は遠國御用等にて、季に先ち受



取るものは、春は四月朔日より同月夏季御張紙の出る前、夏は七月朔日より九月冬前は悉皆正米にて渡し、これを不時切米と云ふ。享保元年より同二十一年までの張紙直段左の如し。

享保正月十五日	夏御借米六拾貳兩	九月廿九日	冬御切米六拾七兩	同十月廿七日	夏御借米貳拾八兩	四月廿八日	九月廿六日
元年春米斗	夏御借米七拾九兩	九月廿三日	冬御切米七拾三兩	同十月廿六日	夏御借米貳拾六兩	四月廿六日	九月廿八日
二年春米斗	夏御借米七拾九兩	九月廿三日	冬御切米七拾三兩	同十月廿六日	夏御借米貳拾五兩	四月廿六日	九月廿八日
三年春御借米八拾壹兩	夏御借米七拾貳兩	十月十五日	冬御切米七拾八兩	同十月廿三日	夏御借米貳拾四兩	四月廿五日	九月廿三日
同四年春御借米九兩皆金渡	夏御借米七拾七兩	十月九日	冬御切米三拾三兩	同十月廿三日	夏御借米貳拾四兩	四月廿五日	九月廿三日
同五年春御借米三拾兩皆金渡	夏御借米三拾三兩	十月七日	冬御切米四拾壹兩	同十月廿三日	夏御借米貳拾五兩	四月廿七日	九月廿五日
同六年春御借米卅九兩皆金渡	夏御借米四拾貳兩	十月十二日	冬御切米四拾六兩	同十月廿四日	夏御借米三拾八兩	四月廿八日	九月廿六日
同七年春御借米五拾三兩	夏御借米四拾九兩	十月十四日	冬御切米三拾三兩	同十月廿五日	夏御借米三拾貳兩	四月廿八日	九月廿六日
同八年春御借米三拾壹兩	夏御借米四拾六兩	十月廿三日	冬御切米貳拾七兩	同十月廿七日	夏御借米三拾八兩	四月廿九日	九月廿七日
同九年春御借米貳拾五兩	夏御借米貳拾五兩	九月廿四日	冬御切米貳拾四兩	同十月廿七日	夏御借米貳拾四兩	四月廿九日	九月廿七日
同十年春御借米貳拾七兩	夏御借米貳拾六兩	九月廿四日	冬御切米貳拾七兩	同十月廿七日	夏御借米貳拾三兩	四月廿九日	九月廿七日
同十一年春御借米三拾貳兩	夏御借米三拾貳兩	九月廿五日	冬御切米貳拾八兩	同十月廿八日	夏御借米貳拾六兩	五月晦日	九月廿八日

先づ旗本が米を受取んとするには、成規の手形をつくり捺印の上、頭支配られあの裏書及び署名捺印を乞ひ、その後書替奉行即役人付に所謂御切米手形改役の検査

を受けたる上、御藏役所へ差出すなり、この書替奉行の検査を受くるより、御藏役所へ差出し渡米を受取り、惣計算をなして旗本御家人へ渡すまでの事を取扱ふもの、即札差の本業なりとす。

書替所の検査は、尤も嚴密にして、例へば、米合の合及び幾俵者の者肩書高幾俵内の内の字の如き、いさゝかの落字ありても、捺印せざるを常とす、故に其他の事推して知るべし、札差の取扱は別けて嚴重にして、其手形の破損は勿論、汚穢若くは墨付にも札差の過失に出たること判然たる上は、役所出入停止となり、他の同業者へ依頼して、其者の名義を以て業務を取扱ふ成規にて、營業上この上なき恥辱なれば、仲間一同書替掛の手代に至るまで、注意に注意を加ふることなり。

書替奉行捺印の書式

請取中春御借米之事  
 高二百俵内  
 米合五十俵者  
 但三斗五升入  
 右是者當子春爲御借米請取申處實正也依如件  
 何年何月  
 書替奉行  
 兩名宛  
 何役  
 誰

右裏面

表書之通

身分によりて上の如く書方を異にせり

可被相渡候  
可有御渡候  
可被成御渡候

以上

何

誰

某 某

御 御

己三月廿日

御藏奉行衆

これより切米渡方の順序を述べん例へは、勤仕百俵以下は正月廿九日より二月二日までに裏判を取り替御書勤仕百俵以下四十家なれば四十の手形を三枚づゝ一玉に三枚を以てに造るを定則とす、故に十三玉造れば一枚残りて不都合なれば、此の場合には十二玉造り、残り二枚づゝに分ち二玉を造るべし、又與力などの如き二十五人組にて一枚なるときは、一枚を以て一玉とするを常とす、其石數多ければなり。

玉は半紙を横四つに切りて、左の如く書するものなり、これを差札と云ふ。

高四百俵内 一米百俵	御金十三兩	姓名
高三百俵内 一米七十五俵	御金八兩	姓名
高二百俵内 一米五十俵	御金六兩	姓名
		宿名

但し張紙直段三十九兩替、三分の一金、三分の二米の割、

倉役所より玉場行事へ通知ありて出席すれば、先づ玉場の正面に奉行坐り、その兩端に御倉の手代並ひ、其端に御倉手代組頭並ふ、其一段下に小揚の杖付、兩人あり、其脇に玉場行事兩人の内甲一人控へ、其下に玉場行事乙控へ居り、同所に札差の手代一同並列し、札紙を袋に三枚づゝを入て持参す、この時小揚の杖付玉を入れたる杓を振れば、其底より玉落ちいづるものとす、其俵數を組頭算盤にて扣へ置き、杖付をして玉場行事へ渡さしむ、玉場行事宿を呼びて手形を取り、これを組頭にいだす、組頭又これを手代にいだす、手代取上げて手形の代はりに鑑札を甲の行事に渡す、

三枚

一枚

の二枚を要するときは、一枚甲行事手帳へ、例へは、三枚加藤吉之助の札を二枚出すものとす

様と書き、宿名を記し宿を呼ひて渡す、御倉手代手形を受けてこれを寫し、組頭算盤を見て、其の日の計算をなし終るものとす、宿にては玉落ちたるるとき、半紙を横に切りて、左の如き

高何十俵	姓名
一米何俵	
御金何程	
御金何兩	宿

文を認め、乙玉場行事に渡す、乙玉場行事これを手代に出す、かくして中口に待居れば、手形か還ると呼ひ、一旦前の手形を返し、鑑札を取返すものとす、こは手形の裏へ金高を書加ふる爲なり、暫くして金渡りと呼ひ、正面に奉行坐り、左右に手代並列し、其中に包金を高く盛りたるものと、端金を盆に載せたるものとを飾り置くものなり、其下に小揚の杖付、其下に玉場行事、札差の手代一同並列す、先つ手代を呼ひ出し、玉場行事の取繼を以て手形を出さしめ、朝の鑑札と引換に渡すことにて、手代奉行の前にてこれを讀む、奉行は手代か寫したる帳面を以て引合す、夫れより手代へ受取、書換奉行の印鑑とり合せ、金扣より自身に宿を呼ひ、御倉手代をして、例へは三百

八十五圓二分と呼ばしめ、其金を小揚の杖付に渡し、これを玉場行事に渡すものとす。

これより米渡し方の手續を述べんに、米渡りは金を渡したる翌日にして、雨天なれば順延なるか故に、渡し方多きときは、倉奉行二分れになりて、御倉手代を従へ、豫め何十何番の倉庫より出すべきことを極む、これは御倉貸倉役員の別稱より奉行へ云立つるものとす、奉行屬吏を従へ倉庫へ來りて、錠前の封印を解き、戸前より米を俵にて二三千俵もいだし、場所行事を呼び、籌を入れたる竹筒をふらせ、三本出づるに及びて其籌に當る俵を三俵解きて、これを量り三俵を平均す、例へは四斗、三斗八升、三斗九升とあらんには、これを合して一石一斗七升となる故に、これを平均して一俵三斗九升となし、これを票準として米を渡す故に、青地四郎左衛門か受取るべき俵數三百二十俵三斗五升入とすれば、即二百八十七俵と八升を渡すか如し、すべて端米はあとより渡すものとす、ゆゑに札差にて暫時立替置く姿にて、この一期の濟みたる後渡すを常とす、これを纏めて渡すを端石渡ツツと唱へて、疎惡の米を渡すこととなり、されは御倉貸より潜に行事を呼び、至てふけ米にて迷惑ならん故、某の上等米を渡さんと申出づるに付、これへ些か贈物をなして上米を得るものとす、又小揚の杖付

より端石か渡るに付、せめて廻してもよくすると云ふことを申出づる故、これにも亦依頼せざるべからず、例へば四斗入なれば三斗八升に量りくるゝなり、俵を出すや場所行事三人宛張番をなすか故に、この三人より書面を差出さしむ、其文面は今日の御渡米何れも亂俵無之様存候云々にて、米を渡した上は小揚か來りて抜き去ること故、實際量るときは減少することのみなり、こゝを以て往々飯米として引取たる武家方より倉役所へ掛合ふことあり、倉役所はさきに行事より取りたる書面を示して、札差より辨償せしむ。

米の相場は、札差に附屬したる賣方、米買入人と相對にて取極るものとす、其仕方は袂の中へ手を入れて握るを慣習とす、其握方にて何石替と云ふことを知り得るものとす、相場取極りたる上は、賣方より行事へ届出、行事より其相場を倉役所へ伺出づるものとす、大抵相場を上げさする故に、幾分か低價に積り置くものなり、さて賣方の利益は札差が武家より三十五石に付二分の利を取り、其中より二朱を賣方へ渡すものとす。淺草御藏は、麻橋より天王橋まで、凡四町餘に亘れる間にありて、其倉庫二百六十餘ありしといふ。

爲替考

本邦にて爲替の起りたるは、何れの時代なりしや詳ならずと雖も、後世の爲替法の

基因たる替錢のことのものに見えたるは、沙汰未練書に、雜務沙汰、利錢出舉替錢替米とあり、又新編式目追加に、一替錢事、可有尋沙汰、但可加利分、之由雖載、證文不足、許容以本物可辨償、又替錢事、利分者任證文、可有其沙汰、永仁五年評定とあるなど、最も古きものにて、鎌倉幕府時代に起りたることは、これにて明かなり、玄惠法印の庭訓往來に、湊々替錢の文字あり、庭訓抄に、湊々ノ替錢ハ田舎ヨリ替シテ、約束ノ津ニテ取ヲ云フナリ、とあるをも思ひ合すべし、俗説に爲替の法は青砥藤綱か始めしといふものあれと、恐くは藤綱か經濟に達したりと云ひ傳ふるより附會したる説ならん、鎌倉幕府の初は隨分商估の支那へ渡航せしこと故、この爲替法も支那の法より導きいれしものにはあらぬかと思へり、支那にて爲替法の始まりしは、唐の時代に於て、そは事物紀原に、唐食貨志を引て云ふ、憲宗時、商賈至京師、委錢諸道富家、以輕裝趨四方、合券乃取之、號飛錢、京師尹斐武禁之、盧坦請許商人、於三司飛錢、每千增給百、令大府給公據、次以字號、免便、如盧坦請曰、鈔錢蓋唐飛錢之舊也、起於憲宗之世、云々、又通雅に、飛錢會錢也、唐正元中、禁錢出、駱谷散關、商賈委錢諸道、進奏院及諸軍諸使、以輕裝趨四方、合券取之、號飛錢、盧坦請許于三司飛錢、每千增給百、然商人無至者、開寶三年詔于兩京置便錢務使、陳鄂監、做唐飛錢也、此即交子務、交子始于蜀、薛田張若谷請官置交

子務時天聖元年也大觀元年改交子爲錢引云々又夢溪筆談に直便者商人取便於縁邊入納見錢於京師請領云々とありて爲替のことを飛錢、兌換、直便など呼び唐宋以來専ら行はれたること明けし其始めは商人が先づ金を京都の役所へ納め手形をもらひて身輕にて定の國所へゆき其所の役人へ彼手形を渡して金と引換たるより起りたるものとあもはる支那は版圖の廣き國故京師と地方との往來には爲替の必要も早く感じたるならん東里新談カハセの事の條にも博物典章を引て唐の飛錢より起りたることをしるせり谷川士清の倭訓栞にもかはせ交易の意漢書に云ふ飛錢是也といへり或は替錢と書りと見えやはり唐の飛錢を引て庭訓往來の替錢のことをあてられたり其後室町幕府時代に至り爲替の著く行はれしことは東寺百合古文書尾張妙興寺古文書親俊日記の類にみえたるにてしらるさて當時はなほ替錢とかきてかはしと一般によみしものとあもはるそは東寺百合古文書にかわし申候新足の事とみえ又饅頭屋本節用集財の部に替錢とみえたり

妙興寺古文書

崇福寺領妙興寺年貢自天祥菴替錢請取分  
十貫文

應永廿一年分 正眼院梅侍者方替了

四貫文

應永廿二年分 同人替了

三十貫文

大徳寺岐山西堂方 自應永廿三年至同五年分渡了

十貫文

梅侍者方 應永廿六年分替了

四拾貫文

閃東天原菴方替了 自應永廿七年至來三十年分也

應永廿九年孟夏八月

瑞雲座主慶初菴押

都聞慶珣

着舊本春

東寺百合古文書

應仁二正十二

かわし申候新足の事

印判アリ  
合拾貫文

右新足はさかへこうやうかわし申候御うたかいなくやがて御こたへあるべく候  
十二月三日

ひこ五郎殿

判

コノ裏に

さかいにて御たつねあるべきところは、きたのしやうひん中やのひこせつと御たつねあるべく候、

江戸幕府に至りては、この法専ら江戸大坂の間に行はれしといふ、そは小宮山綏介氏の爲替の説に、元和寛永の頃、西國の大名共國々より江戸へ遞送する金圓を爲替に託せしよし舊記に見ゆれば、其事の行はれしは無論なるべし、但し幕府の爲替方用達といふは、元祿中に始まる、大坂より用金を江戸へ廻送するには、もと驛傳なりしが、道中筋の勞費多きを以て、爲替に託せしとなり、又所謂御爲替十人組とは、世に十人衆と唱へて、もとは兩替商の組合なりしに、この組合へ爲替を取扱はしめられし故、遂に勘定所用達の組合の如くなれど、左にはあらざるべし、又爲替方用達商人の由緒書には、元祿四年六月に組合十人の内より召出され、始めて爲替用達を命ぜらる、同十二年に願の上祝日に物を獻し參賀するを許され、且月俸三人分を給り、旅行の節に帶刀するを免ぜられしと云へり、しかし高額の金銀を取扱ふゆゑ、各所有の沽券地を質物として差出置く例なりと見ゆ。

大坂は古來百貨輻湊の中央市場にして、夙に信用取引行はれ、所謂銀手形の流通は

殆ど通貨と異ることなかりき、銀手形とは、爲替手形にして、寛文の頃より盛に行はれしものゝ如し、大坂にて兩替屋の始祖は、天王寺屋五兵衛にして、この人小樽屋淨徳、鍵屋六兵衛の二人を仲間として、手形の流通を開きたり、寛文三年以來、東町奉行石丸石見守定次深く市政に意を用ゐ、種々の成規を立てしが、就中十人兩替を置き、金融の道を開き、十人兩替には帶刀を許し、町入費を免し、行司を立其下に、北濱組、梶木町組等二十二組を立、許多の中小兩替店を置き、互に連絡して、其大綱を十人兩替に繋ぎ、常に循環して、大に手形の流通を起し、金融澁滯の患を除けり、其手形の種類七つあり、以下にのぶべし。

爲替手形は、當時江戸大坂双方の取引に關して使用するものにて、大坂兩替店は振出にて江戸の同店は仕拂人なり、

預り手形は、兩替店より預け人に差出したるものにて、名宛人は勿論、其他誰にても持參する人に仕拂ふべき手形なり、

一振出手形は、通常人の兩替店と取引するものより、兩替店にあて、振出し、又は甲兩替店より、乙兩替店にあて、振出す所の手形にして、何屋某殿と記する宛名はこれを裏書と唱ふ、此手形の裏書は、通常人の印元より渡し、先の人名を記入せ

しものなり、この手形を兩替店へ持参する時は、既に印元より兩替店へ預込ある故、異議なく拂渡すものとす、

一振差紙は、兩替店互の間に於いて通用する手形にて、振込人受取人共に其兩替店の本名を用ゐず、同店支配人の名を記するを法とす、すべて此手形は、其日限のものにして、夜九ツ時<sup>午後十時</sup>に双方差引決算する例なり、

一大手形は、別に大手形といふものあるにあらず、節季に際し、甲商人乙商人より受取るべき勘定あるも、未だ其拂金を受取らざるに又丙商人に拂はざるを得ざる勘定ある時は、甲商人は乙商人の入金を目的として、自己の取引ある兩替店宛の手形を作り、これを丙商人の勘定に渡す、丙商人又これを自身に取引ある兩替店に振込めば、兩替店は異議なくこれを收めて、丙商人の入金と見做すべし、この取引を稱して大手形といふ、

一約束手形は、其性質を二種に分ち得べし、一は貨物を買ひ其代を此月三十日拂ふべき約束をなし、其拂渡すべき手形を兩替店に宛、これを賣主に渡すものにして、又一は貨物を買ひ、其代を來る何月何日此手形引替、可相渡と記載し、賣主に與ふるものなり、此手形を受取たる時は、振先又は印元に就き、其日に拂ふべきや否

を照會するを以て習慣とす、

一藏預り切手は、各種の貨物に就いて振出し、ものなれども、其最よく流通せしは砂糖米の二品にして、今尙行はるゝものは、砂糖の一品とす、砂糖預り切手の文中に、代銀請取相濟定日限を過候は、可爲反故也と記せる、其定日限とは三年三月を云ふ、又米預り切手は、諸侯の藏所より出すものにして、入札賣をなし、其落札となりし上は、即刻或は三日間に手付金を入れ、十日又は三十日六十日を期して、全金額を拂渡すものなり、

大坂一般の取引は、薪炭米鹽に至るまで、皆銀手形を用ゐて、各自節季の拂に宛て、一般にこの手形を信用せり、これ元商沽が互に信用せしより成立たるものと雖も、其信用を置く所以のものは、決して一朝なし得べきことにあらず、蓋し多年實驗の功を累ねると、金員拂渡に、關する手形の訴訟に對し、特別の保護を與へたるとに外ならず、是等の訴訟は、中拔裁判と唱へ、町奉行所の裁判日に拘らず、もし訴へいづるものあれば、速に吟味を遂げて、嚴に返濟方を申付たり、就中兩替店にて拂方を怠り、又は不都合なることある時は、忽ち手錠入牢等の嚴科に處したるを以て、其濟方も遅延なく、人々をして安んぜしめたるによれり、

又古來より大和國吉野の下市には、一種の流通手形行はれしこと、落葉集にみゆ「御料の莊には古來より一箇月に六ヶ日の市有て、山中の者市に出、立賣立買の節、錢は嵩高く往來の持扱難儀なり、銀は秤なくては自由ならず、依之往古紙錢の事に思ひ付、下市村にて富貴なる町人銀目を紙に書付け、これを切手と名付、或は概行して通用せり、但銀札壹匁並に貳分壹分等に名前一人二人三人四人十人充も、最寄に組合連名の内、何れなりとも銀に引替自由せり、これを組合札といひて吉野郡商家銀札の始なり、元和寶永の銀札今にあり、中畧大猷院殿家光公の御治政、寛永十三丙子年則中村に連判にて、右の趣を申上彌札遣被爲成下候様にと、小野惣左衛門様へ願候に付、下市村にて身上持たる者三十人御撰出被成、本町組、上町、通町と三組に定札壹貫目出し候ものには、三貫目の質物をさし入させ、末に至若札元の者其身上不如意に成り滞るとも、組合の内より引受候様被爲仰渡、其上銀札仕立の事も、御伺の上壹匁を高とし、五分三分と四段に色を繰分、女童に至るまで、能見おぼえ候様に定めしなり、最初は本町十人六十二貫百匁、上町組十一人に七十四貫目、通町九人六十四貫目、都合二百貫百匁出し、所次第に通用能く、人数に隨ひ、札高年々に増し、延寶年中には、三組八十六人札高五百貫目に成りしなり、夫故御年貢取立の節も、村々非屋手

前へは銀札を受取、大莊屋へ相渡し、大莊屋より一所にして札元へ渡し、銀に引替御公儀様へ致上納、又他郡他國より入込商人等、銀札を受取來りては、銀に引替度時札元に限らず、何れの家にてても即時に引替せし故、差支る事なかりし也」とあり、徳川氏に至り、手形振出人の責任を重くし、信用を厚くしたるより、一層流通の道を廣くしたるものゝ如し、又兩毛地方には、六十餘年前より一種市札と稱する、約束手形行はれしとぞ、同地には三八の市日ありて、買次商各市場に出張し、此所には近傍三四里の間より來集したる二百餘名の機屋等、各自其織物を携帶し、我先きに賣渡さんとす、買次商も成るべく多額を買入れんとして、その混雜いふべからず、斯くて賣買の約調ふ時は、買次商より買札と稱するものを機屋に交付す、機屋はこれを買次商各自の店舗に持參して、其仕拂を請求することなりしが、商業の隆盛となるに従ひ、買次商は其買入れたる金高を、悉皆仕拂ふこと能はざるより、其三分の一或は三分の二を現金にて拂渡し、殘額は手形にて交付せり、此手形即市札にして、多く廣間紙を用ひ、縦一尺幅二寸頂に孔を穿ち、これに紐を貫きて一括となすに便す、この市札を受取りたる機屋は、これを羽織の紐、又は帯に結び付、市場を奔走し、これを生糸染粉其他の需要品買入に使用し、其流通の區域は、桐生一市場に止らず、近くは大間足利



より、遠くは伊勢崎の市場に於いても、差支なく受授せられ、毫も紙幣と異なることなかりきとぞ。

### 樽廻船考

樽廻船の名稱は、酒樽を搭載したるより起りたるものにして、正保年中、攝津傳法村より酒荷を江戸に輸送したる小早船に權輿す、元祿七年水油繰綿及諸色を取扱へる商人等協議して、仲間規約を設け、塗物店組、内店組、通町組、藥種店組、釘店組、綿店組、表店組、河岸組、紙店組、酒店組の十組を定めしより、菱垣廻船の業大に行はれ、樽廻船も亦これと通して、海運の業を營みしが、其後西宮、兵庫、灘目、伊丹、池田等の酒造家増加するに従ひて、海運の業益す盛なりしかば、享保十五年遂に十組より分離して獨立し、古組、新組の二つに分る、新組は即樽廻船の方にて、鐵店組、堀留組、二番紙店組、三番紙店組、藥種店組、新堀組、住吉組、糠仲間組、瀬戸物店組、蠟店組、乾物店組、濱吉組、油店組の十三組なり、此頃は船數凡百六十艘許りありしといふ、同屋は大坂に八軒、四宮に及問屋の持船を合せて八百石より千五百石ありしといふ、六軒あり、右酒造家の所有石積までのもの百五六十艘ありしといふ、樽廻船は元來酒を主とし、傍荒荷雜貨を搭載するものなりしに、漸次隆盛をいたし、菱垣船を壓するにいたりしかば、安永年間菱垣廻船問屋の申込を容れ、酒、米、糠、藍、玉、灘目、素麵、酢、醬油、河波、蠟燭の外、一切他の貨物を搭載せざることを約せり、然れども菱垣廻船の方漸く弊害を生し、大阪廿四組

江戸十組の荷主中、竊に樽廻船に託するものもありて、右約定外の貨物を搭載すること往々ありしかば、文化五年江戸十組より官に訴ふるに至れり、こゝに於いて幕府は、翌六年菱垣船に冥加金年々壹萬貳百兩を課し、船株鑑札を與へ、樽廻船をして安永の約を守らしむ、これより菱垣廻船一時隆盛を極めしも、久しからずして復勢力を樽廻船に奪はれ、頗る衰頹を極めしかば、再び官に哀訴し、天保四年遂に十組の取扱に屬する貨物は、樽廻船に於いて搭載すべからざる旨を命せられたり、時人これを菱垣一方積カキヒトカマツと云ふ、しかし此際鯨節、鹽乾魚問屋、乾物問屋并御膳菓子御用砂糖納入、御次菓子納入の仕入る、砂糖十萬斤に限り、兩廻船を用ひて妨げなしとす、尤も右の貨物を樽廻船に搭載するには、送り狀二通を作り、江戸菱垣船問屋にて改めし後、樽廻船問屋に引渡せり、然るに天保十三年諸株仲間組合廢停の令ありて、一時享保分離以來の競争はやみぬ。

樽番船は、菱垣番船と同じく、弘化四年に起りたるものとす、番船は毎年春二三月頃の酒を搭載して、西宮より出帆す、この際大阪、伊丹、池田、今津、西宮、青水、魚崎、御影、東明、新在家、大石、兵庫十二郷の酒造家は、行事荷主同所に集り、すべて番號に依り船送り

切手を各船頭に交付す、江戸到着の前後は品川沖へ本船を乗入れ碇泊するや否、船頭は解船を以て船送り切手を携へ、樽船問屋に送達したる順番によりて前後を定む、其一番着の船頭には、江戸荷主より衣類金鏡等を與へて褒賞をなすは、猶菱垣番船の浦賀港に着する一番入の船頭に金貳千疋と羽織とを與ふるが如し。

德政考

德政と云ふ文字の解釋に就ては、和訓栞東鑑集成要目などに注釋されし如く、往古は字の如く結構なる仁政を施したるものなりと雖も、足利氏に至りつひに暴政とはなりぬ、德政の文字は、日本後紀桓武天皇延暦十八年六月の詔に、惟王經國德政爲先とありて、前年凶作なりし美作備前等十一國の田租を免ぜられたり、又本朝文粹菅三品村上天皇天曆十年七月恩赦の詔にも、夫德政防邪善言招福云々とありて、五畿七道諸國天曆五年以往の調庸未進を免除せらる、如此往古に在ては、専ら凶歳を救ひ賑贍を施す等の仁政なりしや明けし、又東鑑百鍊抄東寺文書等を見るに、近衛天皇の久安元年四月及後嵯峨天皇の寛元二年十一月には、彗星又は客星の運行を見て天變なりとし、德政を施せり、同四年八月には、大嘗會の用途を節して德政を施すに至れり、又後鳥羽天皇文治元年九月、同四年四月、後堀河天皇寛喜二年六月には、

地震または大雪の爲德政を施せり、只安徳天皇壽永二年二月の德政は、諸國の浪士を鎮靜する爲に施したる政略なりとす、これを要するに、王朝の德政は田租調庸を免するか、又は天變地異を恐れて、帝徳を垂るゝと云ふ意味より施したるなり、然れとも勘仲記に、弘安九年十二月廿八日、今日德政舉行無先規歟とあり、又南行圖録に永仁五年一天下の德政を行はる、是德政之始なり、活却の田島質物悉歸本主とあるに思合すれば、此頃より德政は破れたるもの、如し、されば足利氏に至り、突然起りたるものにあらず、段々世の亂れ行くに従ひ、其弊甚しきに至れるなり、最も德政の盛に行れしは、嘉吉、應仁、永正、天文、天正の間なりとす、凡德政には全國一般に行ふものと、一地方を限りて行ふものとあり、今建武式目追加、東寺文書、室町殿日記、德政方大乘院雜事記等を見るに、大抵期限を定む、例へば、絹布繪賛、家具、雜具の類は十二ヶ月、盆、香合、茶碗、花瓶、金物の類は廿四ヶ月、米穀、雜穀の類は七ヶ月、或は武具の類は廿四ヶ月、絹布の類は十二ヶ月、繪賛、家器の類は十二ヶ月等の如し、又本錢の何分の一を以て免除すと云ふ割合を規定す、然れども、是又前の期限と同じく、或は卅分の一、或は十分の一、或は五分の一等ありて一定せず、又豫め帶御判並下知狀の地、祠堂錢、年紀活却の地、付德政文章借書等を取除とす、又亂暴を防ぐ爲に、女を以て白晝とる

べしと云ふ文句を加へて、注意したるが如しと雖も、これ有名無實にして、期限も割合も論ぜず、亂暴狼藉を働きたる状は、碧山日録、切濁發心略記、塵塚物語、小松殿教訓狀足利氏時代の人言を小松内等に詳なり、其大略を擧ぐれば、貝を吹き鐘を打ちて、徳政を報ずるや、諸方より無頼の徒集り來り、兵器を携へ富豪の家に入り、財貨を掠奪し去る、其暴なる山賊海賊にひとし、當時既に徳政の害を論ずるものあり、嘉吉元年禪僧慧鳳が徳政篇を幕府へ獻ぜしこと、京都將軍家譜にみゆ、其文書は竹居清事と題する慧鳳が詩文集にあり、獨り慧鳳のみならず、切濁發心略記、塵塚物語、小松殿教訓狀の著者皆其害を論ぜり、又足利氏の末葉に至りては、屢人民より徳政を請求したること諸書にみゆ、室町殿日記に、義政のとき、御領所十七ヶ所よりも徳政を御赦免なされ候様にと再三訴訟申上げれば、公方諸老を召れて萬松院御代のうつしを以て可被行徳政のよし仰出されけるとあるが如き其一例なり、如此徳政の爲に土地物件の賣買質入等往々無効に歸し、人々財産の安固なるを知らず、從ひて商業振はず、上下共に疲弊の極に陥れり、當時の沽券類には、大抵徳政を行はるゝも、動すべからざる旨の文句を加へて之を避けたるものゝ如し、今其一二を擧ぐれば、

永代賣渡申下地之事

合壹段者 東限耕雲地、南限不動寺地、西限瑞芳地、北限耕雲地

右彼下地依有要用祠堂錢五貫五百文本證文於相副永代不動寺へ賣渡所申實正也、縱雖天下一同新儀御徳政成下於彼下地者不可有回變之儀、候自往古諸役等全無之、然上若又致違亂煩輩出來は如諸堅被爲、罪科可申仍爲後代賣券之狀如件

康正元年亥十一月三日

宗文花押

(尾張妙興寺古文書)

永代賣渡申島之事

在所しやうかいと 東限大湊善八郎殿島、西限大湊善八郎殿島、南限道北限大湊又三郎殿島

右依急用有直錢金貳兩仁賣渡申處實正明白也、若天下大法徳政行候共於此島違亂煩在間敷者也、本所當壹石にて候爲後日書文如件

天正六年寅五月十七日

大見なと四郎二郎花押

口入竹鼻新右衛門

(伊勢鹿海妙高寺古文書)

徳政の遺風は、延いて徳川氏に至り、テ弃捐となれり、然れども天下一般に施したるこ

となし、只寛政元年松平樂翁侯執政のとき、藏宿<sup>クラヤド</sup>即札差九十六人に利足は向後壹兩に付六分の積六ヶ年已前辰年迄借受たる分棄捐、己年以來の借金は壹ヶ月五十兩壹分、高百俵に付一ヶ年三兩つ、濟方申渡したるのみ、樂翁侯の良政治家にして、如此足利氏の弊政を施したるものは當時札差非常の利潤を得て奢侈に耽りたるを懲戒すると、武家の積年貧窮したるを救ふとに出でたると云ふ、幕政中天變地異のあるや、弃捐の令出づると稱して屢人心を騷擾せしめたることあるも、毎に幕府より弃捐の令を發せざる旨を諭して、府下の金融をなさしめたりとぞ、徳川氏三百年間の太平をいたすと雖も、凶歲饑饉等なき能はず、此際往々細民一揆を起し、竹槍席旗を以て或は富豪の家を切し、或は代官所に迫りて、小作料年貢等を減額せしめたるが如きは、全く徳政の餘風にして、其荼毒を社會に流せる大なり、嗚呼徳政の害、足利氏の時に止らずしてこれを數百年の後に及ぼせり、何ぞ夫れ暴政の甚しきや、

### 河村瑞賢と漕運

徳川氏の治世は、大むね天下太平にして、而も三百年の久しきにわたりしかば、従ひて商工業も發達せしが、寛永十四年鎖國の令を布き、海外貿易を禁ぜし以來、有爲の才を抱くものは商人とならず、寧ろ微祿にても士籍に入り、小吏とならむことを欲

するの氣風を生ずるに至りぬされば、商人中丕績を後世に垂れ、百代の模範となりしものゝ如きは、僅に二三の指を屈するに過ぎざりき、ことに其人となり、偶儻不羈にして、人目を驚かすが如き、赫々たる事業をなして、一代の豪商となり、且其才を漕運治水などいふ公共事業に移して、丕績を百代に垂れしが如きは、只角倉父子と、河村瑞賢とありしのみ、予さきに角倉父子の傳記をもつて大に期する所ありしかば、今又河村瑞賢の漕運事業を表彰して、利慾にのみ耽るをもて商人の特性となすが如き卑陋なる人物の戒とはなしぬ。

瑞賢の傳記は、飯田忠彦氏の野史にみゆるも、其出所歿年すら詳ならず、其他翁草の如き雜書にみゆる所も大むね其事蹟の、著名なるものゝみなりき、然るに幸にこの偉人の墓碣銘といふもの、勢州度會郡東宮莊にあり、始めてこの偉人の傳記を明かにすることを得たり、この墓碣銘は、紀州和歌山藩の講官神原玄暉の撰文にして、元祿十二年己卯八月十六日瑞賢の嗣子通顯の建つる所なり。

瑞賢實名は義通、姓は藤原、鎮守府將軍秀郷十世の孫秀高にいづ、秀高相州河村に家居せしより、河村をもて氏とす、其裔後移りて勢州に住し、國司北畠氏に仕ふ、天正四年北畠氏織田信長の爲に滅さる、よりて祖政房浦生氏郷に仕へ、田丸氏に隸す、考政